

平成18年第2回定例会

滝川市議会会議録

第 2 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 1 8 年 6 月 1 4 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	9
○日程第 6 報告第 2 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 0
○日程第 7 報告第 3 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	1 0
○日程第 8 報告第 4 号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）	1 4
○日程第 9 報告第 5 号 専決処分について（滝川市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例）	1 5
○日程第 1 0 議案第 1 号 平成 1 8 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号） 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第 9 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	1 6
○日程第 1 1 議案第 2 号 平成 1 8 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	3 2
○日程第 1 2 議案第 3 号 平成 1 8 年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	3 3
○日程第 1 3 議案第 4 号 平成 1 8 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	3 4
○日程第 1 4 議案第 5 号 平成 1 8 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	3 7
○日程の追加について	3 9
○日程第 1 5 議案第 6 号 公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	3 9
○日程第 1 6 議案第 8 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	4 0
○日程第 1 7 議案第 1 0 号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例	4 1
○日程第 1 8 議案第 1 1 号 議員の派遣について	4 2
○休会の件について	4 2
○散会宣告	4 3

第 9 日目（平成 1 8 年 6 月 2 2 日）

○開議宣告	4 7
○日程第 1 会議録署名議員指名	4 7
○字句の訂正について	4 7
○日程第 2 一般質問	4 7
1 1 番 田 中 敏 男 君	4 7
7 番 渡 辺 精 郎 君	5 6
9 番 本 間 保 昭 君	7 3
4 番 大 谷 久 美 子 君	8 3
○発言の訂正について	9 0
1 6 番 窪之内 美知代 君	9 0
○議事延長宣告	9 8
8 番 清 水 雅 人 君	9 8
○延会の件について	1 1 3
○延会宣告	1 1 3

第10日目（平成18年6月23日）

○開議宣告	1 1 7
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 1 7
○日程第 2 一般質問	1 1 7
1 8 番 田 村 勇 君	1 1 7
2 番 三 上 裕 久 君	1 2 8
1 5 番 酒 井 隆 裕 君	1 3 6
○日程第 3 議案第12号 損害賠償額の決定について	1 4 2
○日程第 4 議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	1 4 3
○発言の訂正について	1 5 5
○日程第 5 議案第14号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例	1 5 6
○日程第 6 報告第11号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 5 7
○日程第 7 報告第 6号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	1 5 8
○日程第 8 報告第 7号 滝川市土地開発公社の経営状況について	1 6 0
○日程第 9 報告第 8号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	1 6 1
○日程第10 報告第 9号 監査報告について	
報告第10号 例月現金出納検査報告について	1 6 5
○日程第11 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書	
意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書	
意見書案第3号 J R 三島・貨物会社に係る支援策に関する要望意見書	1 6 7

○日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	168
○市長あいさつ	168
○閉会宣告	168

平成18年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成18年 6月14日（水）

午前10時02分 開会

午後 2時12分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 報告第 4号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 報告第 5号 専決処分について（滝川市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第 1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 3号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 5号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

○追加日程

- 日程第15 議案第 6号 公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第10号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第11号 議員の派遣について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久 美 子 君

5番	石田昇君	7番	渡辺精郎君
8番	清水雅人君	9番	本間保昭君
10番	大累泰幸君	11番	田中敏男君
12番	堀田建司君	13番	谷口昭君
14番	山木昇君	15番	酒井隆裕君
16番	窪之内美知代君	17番	中田翼君
18番	田村勇君	19番	藪内英之君
20番	井上正雄君	21番	水口典一君
22番	坂下薫君		

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村弘君	助役	末松静夫君
教育長	安西輝恭君	監査委員	八幡吉宣君
総務部長	高橋賢司君	市民生活部長	狩野道彦君
保健福祉部長	居林俊男君	経済部長	中嶋康雄君
経済部参事	江上充明君	建設部長	岡部豊君
教育部長	辰巳信男君	教育部参事	佐藤好昭君
監査事務局長	谷田部篤君	病院事務部長	東照明君
秘書課長	若山重樹君	総務課長	伊藤克之君
企画課長	舘敏弘君	財政課長	西村孝君

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	中川祐介君
書記	寺嶋悟君	書記	對馬美穂君

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、20名であります。

遅刻の申し出は、坂下議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

この場合、去る5月24日に開催されました全国市議会議長会第82回定期総会において、議員15年以上の功績で谷口昭副議長並びに田村勇議員が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

また、4月1日付の人事異動に伴う部長職職員の紹介並びに人事交流職員の紹介を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時08分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、水口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月23日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日から来る23日まで10日間にわたりまして平成18年第2回定例会が招集をされまして、ご提案申し上げております諸案件についてご審議賜りますことは、なかなか厳しい世情でありますだけに、課題解決のために重要な時期に当たるといふふうにもかんがみまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。諸議案につきましては、担当からご説明を申し上げますので、十分議を経てご賛同を賜りますよう冒頭お願いを申し上げたいというふうに存じます。

行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下3月1日から6月5日までの分につきまして、印刷配付をさせていただいたとおりでございます。ご練達の皆さんでございますので、ご一読を賜りたいというふうに思います。しかし、若干時間をいただいて、8点にわたりまして口頭にて補足及びご説明をさせていただきたいというふうに思います。

1点目は、門山収入役の逝去についてでございます。ただいま黙祷をささげていただいたところでございますが、去る5月27日午後10時12分、滝川市収入役、門山伸夫氏が脳梗塞のため急逝をされました。通夜は5月30日、告別式は5月31日、しめやかにとり行われたところでございます。同氏は、27日午後8時ころ、自宅で倒れられまして、家族の救急措置及び病院にて救命治療が施されましたけれども、再び意識を取り戻すことなく、帰らぬ人となりました。同氏は、昭和43年に滝川市役所に奉職されて以来、38年の長きにわたりその職務に精励をされまして、平成14年4月から滝川市立病院事務部長、平成17年4月からは滝川市収入役として重要な職責を果たされたほか、病院改築準備委員会委員長として行政課題の遂行に努められたところでございました。また、中空知広域市町村圏組合を初め各一部事務組合の健全運営にも寄与され、広域行政の推進にも多大な貢献を果たされたところでございます。ここに故人のご冥福をお祈りを申し上げますとともに、市民並びに議員の皆様にも多くのご会葬をいただき、心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。同氏のご冥福をお祈りするものでございます。

2点目でございますが、収入役の事務取扱についてでございます。現在収入役の事務取扱につきましては、滝川市収入役の補助組織設置及び事務分掌等に関する規則というものがございまして、その第8条第1項の規定により会計課長が代理しているところでございます。また、平成19年4月1日からは法改正によりまして収入役制度が廃止をされるということでございまして、一般職の会計管理者を置くということの内容を内容といたしまして地方自治法の一部改正が5月31日の参議院本会議において可決をされまして、6月7日に公布をされたところでございます。こういった法改正ということも考慮した上で、今後の取り扱いについてはただいま検討中でございますが、今議会開会期間中に所管の委員会を開催していただきまして、今後の取り扱いについてご報告を申し上げたいというふうと考えているところでございます。

3点目、沼田砂川付近の断層帯の調査についてでございます。平成15年に科学技術庁長官を本

部長とする地震調査研究推進本部の地震調査委員会において長期評価が公表されました沼田砂川付近の断層帯につきましては、昨年4月に中空知広域市町村圏組合と北空知圏振興協議会と共同で文部科学省に早期調査を要望してきたところでございますが、本年5月に追加補完調査を行うとの早期の決定をいただき、さらに文部科学省研究開発局地震防災研究課長から本年6月から7月にボーリング調査を行うというご連絡をいただいたところでございます。18年度いっぱいかかるわけでございますが、地震防災対策の強化を図り、地域住民の安心、安全を確保していく上においても早急な調査が必要と考えておりまして、国において早い対応をいただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。あわせて、地元対応等の協力は、北空知広域圏と力を合わせて万全なものにしたいというふうに思っております。

4点目、各会計決算についてでございます。平成17年度の各会計決算につきまして、口頭をもってご報告をさせていただきます。5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりました。後ほど正式に手続を経まして、議会の承認を求めることになるわけでございますけれども、本日その決算の概要について簡潔にご報告を申し上げます。一般会計におきましては、1億7,956万円の剰余となりましたが、その主な理由といたしましては、歳入では普通交付税8,827万円の増、特別交付税7,217万円の増、また歳出では生活保護費4,326万円の減、商工業金融対策費4,096万円の減などとなった結果であります。次に、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計は収納率の向上、保険給付費の減等の要因によりまして3,575万円の剰余となりました。このうち2,000万円を翌年度において国民健康保険準備基金に積み立てることといたしております。下水道事業特別会計は、1億1,740万の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金などによるものでございます。老人保健特別会計は、5,516万円の剰余を生じておりますが、支払基金交付金が超過交付となっております、その分次年度返還いたしますので、実質的な剰余にはならない内容でございます。公営住宅事業特別会計は、22万円の剰余となりましたが、これは経費節減等によるものであります。介護保険特別会計の保険事業勘定では、210万円の剰余を生じておりますが、国庫負担金、道費負担金、支払基金交付金が超過交付となっております、その分次年度返還いたしますので、実質的な剰余とはならない内容でございます。次に、介護サービス事業勘定では、5,550万円の剰余であります、これは前年度からの繰越金などによるものであります。また、勤労者福祉共済特別会計は、299万円の剰余となったところでございます。続きまして、企業会計におきましては、病院事業会計では、収益的収支は332万円の純損失となったところでございます。また、基本収支では3億930万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしたところでございます。水道事業会計では、収益的収支で4,502万円の純利益となり、資本的収支では3億5,550万円の差し引き不足となりましたが、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところでございます。以上、一般会計ほか各会計の決算概要についてのご報告といたします。

次に、5点目でございますが、そらぶちキッズキャンプについてでございます。そらぶちキッズキャンプにつきましては、丸加高原を候補地としてキャンプ運営の課題を検証することを目的といたしましたプレキャンプが計4回実施をされまして、滝川市としましても実現に向けた支援をして

まいりました。そらぷちキッズキャンプを創る会が主体となりまして、施設計画についても着実に熟度が高まってきているところでありますが、このたびユニ・チャーム株式会社の創業者であり、財団法人都市緑化基金の会長でもございます高原慶一郎氏が個人資産を投じて設立をいたしました高原基金の森制度によりまして、総額1億7,000万円の寄附をいただくことが正式に決定をいたしました。この制度は、平成16年度からスタートいたしておりますが、通常支援上限が3,500万円の一般枠の募集のみでございましたけれども、昨年は初めて支援上限2億7,000万円の特別枠の募集が行われ、この滝川プロジェクトを含みまして全国18件の申請の中からただ1カ所、そらぷちの森が選定をされたところでございます。つまり特別枠については全国初、第1号の支援決定ということになったところでございます。制度の条件といたしまして地方自治体による申請が必要条件でございまして、滝川市が申請主体、事業主体となっております。今年度から3年間で病気と闘う子供たちが四季折々の自然を感じることができ、楽しい思い出を持ち帰ることのできる森づくりを実施してまいりたいというふうに思います。実質上そらぷちキッズキャンプの建設事業の着手ということございまして、実現に向けた大きな1歩を踏み出すこととなりました。開園に向けて、滝川市としても必要な支援の万全を尽くしたいというふうに思っておりますし、地域の団体や市民の皆様と連携しながら、そらぷちキッズキャンプを応援してまいりたいというふうに思います。なお、既に報道されているとおりでございますが、創る会の横山清七会長が6月5日、享年67歳でお亡くなりになりました。今後は、横山清七会長の遺志を踏まえて、創る会が今後の対応をしっかりとしていくということの報告を受けているところでございます。横山清七会長は、最後に人の役に立ちたい、仕事がしたいというふうに言い残されて、この世を去られたということございまして、創る会はその遺志を最大限踏まえて対応したいということでもあります。

次に、6点目、農作物の生育状況についてご報告を申し上げます。6月1日現在の農作物の生育状況は、雪解けがおくれたことによりまして平年より2日程度のおくれとなっております。以下、主な作物について申し上げます。水稻は、移植作業のおくれから生育は2日おくれでございます。秋まき小麦は、2日おくれの生育状況でございます。大豆は、播種作業は水稻の移植作業のおくれなどが影響して3日おくれとなりました。タマネギは、移植後の好天によりまして平年並みでございます。リンゴは、5月中旬の好天によりまして多少回復したものの、開花は2日おくれとなっております。

次、7点目でございますが、耐震強度が不足する建物について先般新聞等で報道されたところでございますが、滝川市において耐震強度の不足する建物が発覚したことについてご報告を申し上げます。平成18年5月30日、北海道建築指導課において、浅沼建築士が構造計算に関与した建築物について検証の結果を発表いたしました。これによりますと、北海道が確認業務を行う区域内、滝川市を含みますけれども、この区域内で浅沼建築士が構造計算に関与した建築物のうち、社団法人日本建築構造技術者協会北海道支部に再計算を依頼していた3件の検証の結果が判明して、2件は耐震強度指数である保有水平耐力指数が1.0以上であり、問題なしでありまして、残りの1件はこの保有水平耐力が0.92で、耐震強度が不足であり、その建物は滝川市内に建設をされていたという発表がなされました。発表された建物概要は、用途は賃貸の共同住宅、構造は鉄筋コンク

リートづくり、確認年度は平成15年度、確認機関は北海道、保有水平耐力は0.92。耐震強度不足の内容としては、耐震上有効とならない壁を有効なものとして計算していたということでございます。一般的に保有水平耐力が1.0以上であれば震度6強から7、つまり阪神・淡路大震災程度の地震に対しても人命に危険を及ぼすような倒壊等はないというふうにされておりまして、また0.5未満であれば震度5強、平成16年11月の釧路沖地震程度の地震で人命に危害を及ぼすような倒壊などがあり得るというふうに一般的にされているところでございます。その後の対応といたしまして、北海道は建主に検証結果を通知するとともに、限界耐力度計算など別な計算方法による詳細な検証を求めまして、耐力不足が確認されれば耐震補強などの必要な措置を求めていくということにされておりまして、現在建主は検討中であるというふうに聞いているところでございます。滝川市の今後の対応といたしましては、道の要請に基づき、鋭意協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。なお、北海道の確認業務区域で浅沼建築士が関与したもので、まだ8件が現在検討中という発表もあわせてなされております。

最後でございますが、江部乙支署と雨竜支署との統合支署庁舎建設事業及び関連事業についての件でございます。地域に係る消防行政の観点からご報告させていただきますが、平成17年度から19年度までの3カ年の事業期間で、平成17年度には用地購入と建設の実施設計等を終了いたしております。今年度においては庁舎の建築工事を6月に開始し、平成19年4月1日の供用開始を予定をしているところでございます。建物の建築場所につきましては、滝川市江部乙町514番地11。東14丁目のJR踏切から雨竜町に向かって約350メートルの地点でございます。江部乙の中心市街地から約2キロメートルの地点でございます。この統合につきましては、効率的な出動態勢を整え、高規格救急車と救急救命士を配置することになっておりまして、救急車の到着時間の短縮、救命率の向上など、江部乙地区での救急体制の強化につながるものでございます。また、関連の事業といたしまして、現在江部乙地区分団は江部乙支署と同じ庁舎を使っておりますことから、統合支署が郊外に移転することに伴いまして、消防団詰所を江部乙町の中心市街地に移転改築をし、火災防御体制の維持、地域住民の安全と安心を確保していこうというふうに考えております。移転場所につきましては、現在の庁舎の北側隣、江部乙公民館前の滝川市の所有地に今年度事業として統合支署と並行して建設をする計画を立てているところでございます。

以上、冗々にわかりましたけれども、口頭で補足をして報告にかえさせていただきます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますが、次の5点につきまして口頭でご報告申し上げます。

1点目でございますけれども、栄養教諭を中核とした食育推進事業についてでございます。この事業は、食育基本法の制定や栄養教諭制度のスタートに基づき、平成18年度文部科学省の新規事業として道内で唯一委嘱を受けて行うものでございます。内容といたしましては、子供の望ましい食習慣を身につけるために、学校において栄養教諭が中核となり、食育推進のあり方について教職員の実践的な取り組みを進めるものでございます。また、学校と家庭、地域との連携を深め、子供を取り巻く望ましい食のあり方についても実践研究を行う予定でございます。この事業の成果を生

かし、食育の充実を図る機会にしていまいりたいと考えております。

2点目でございますが、耐震診断及び耐震化状況についてでございます。このたび文部科学省は、全国各学校の耐震診断及び耐震化を一層促進する目的から、調査結果を設置者ごとに発表いたしました。滝川市の小中学校におきましては、昭和56年までに他の自治体に先駆けまして木造建築から鉄筋コンクリートづくりへの不燃化が達成されました。しかしながら、昭和56年に現在の基準に改正されましたために、大半の校舎が基準を満たさない状況となっており、小中学校の耐震化率は6.0パーセントと全国、全道平均を下回る結果となっております。これまで耐震化につきましては、学校環境整備とあわせて種々検討してまいりました。まずは、耐震診断について国等の財源対策や財政状況等を勘案しながら、可能であれば本年度から実施してまいりたいと考えております。また、診断の結果を受け、優先順位を定め、改修計画を作成し、学校の安全、安心の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

3点目でございます。社会科副読本の改訂についてでございます。滝川市では、これまで小学校3、4年生の社会科副読本を5年ごとに改訂作業を行ってまいりました。今回は6訂版として、市内の小中学校の教職員等が編集委員となって全面改訂を行いました。今回の改訂は、学習指導要領のねらいを踏まえ、何よりも子供たちが使いやすい内容となるよう資料や写真などを工夫し、滝川の産業や歴史、文化、これまでのまちづくりなどについて子供が興味を持って学習できるように編集いたしました。この副読本を通し、郷土への親しみを深め、ふるさとに対する誇りや愛着が一層高まりますように活用を図ってまいりたいと考えております。

4点目でございますけれども、滝川西高等学校のサテライト進学講座の開設についてでございます。西高等学校では、学力の向上と大学入試センター試験に対応した進学指導を充実強化するため、昨年12月からサテライト進学講座の試行を開始し、本年度は5月8日から本講座をスタートさせました。科目は、英語、数学など本校の教師が付き、5科目、これは英語、数学演習、数学単元、物理、科学でございますが、この5科目を実施し、通常授業が終了した後、特設7時間目、8時間目として開設し、有名講師から映像を通して指導を受けることができるものとなっております。特に今年度からは年間を通しての実施となることから、進学指導の一層の充実と学習効果の強化に関連づけながら推進してまいりたいと考えております。

最後、5点目でございますけれども、村田武雄先生の「たきかわの野の花」展示コーナーの開設についてでございます。郷土の歴史研究家、故村田武雄様は、30年以上の長きにわたり滝川の野草を中心に調査され、野生植物の保護や自然環境の保全を啓発する活動に取り組んでこられました。この活動を紹介するため、5月3日、森のかがく活動センター2階展示室でご遺族からご寄贈いただきました貴重な図書520冊を初め、村田様が撮影された滝川の野の花の写真49点等の展示コーナーを開設したところでございます。滝川周辺の自然や環境保全への関心がより高まりますように、今後ともこの展示コーナーからもろもろの情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。今後とも教育委員会に対しましてご指導賜りますようお願い申し上げ、口頭による報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第5、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第1号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決事項ですが、スキー事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時は、平成18年2月8日午後1時20分ころであります。事故発生場所は、歌志内市字歌神95番地9、歌志内市営かもい岳国際スキー場であります。相手方は、旭川市東光12条2丁目4番3号、永田幸子さんでございます。損害賠償額は、5万5,820円。事故原因ですが、歌志内市営かもい岳国際スキー場における滝川市立明苑中学校のスキー授業中、中学1年生の生徒がコースを滑走している際にスキーのコントロールを失い、コース前方を滑走していた相手方に背後から衝突して転倒させ、負傷させたものでございます。専決処分年月日は、平成18年5月22日でございます。

当日の状況でございますが、スキー授業には生徒115名が参加しておりました。午前中は、生徒のスキーの技術レベルによりグループ別に分かれて、教員がついて指導し、滑走しておりました。午後からは自由滑走とし、生徒3人以上でグループ別に分かれて滑走していたところでございます。この自由滑走時の教員の配置につきましては、スキー場のゲレンデの頂上に2人、東ゲレンデ、西ゲレンデにそれぞれ2名ずつ、東ゲレンデ、西ゲレンデのロッジにそれぞれ1名ずつを配置しまして、生徒の指導と対応に当たっていたところでございます。事故は、この西ゲレンデにおいて自由滑走時に発生したものでございます。結果といたしまして、滑走コースに対しスキーの技術が十分でなかったことが原因と考えられますが、スキー事故が重大な事故になりかねないことから、今後の対策といたしまして生徒の技術レベルによるグループ分けにつきましては個々の技術レベルのチェックの徹底とグループ分けを実施する。それから、グループ分けによる技術指導と技術レベルの再評価をする。また、自由滑走時の指導並びに配慮すべき事項としまして、技術、能力に適したコースの指定と確認の徹底を図る。それから、自由滑走時における教師の配置のあり方の再検討。それから、技術レベルによる重点対象者の確認と教師の配置。こういったことについて改善を図ってまいり、今後事故を招かないよう、また遭わないよう安全等の対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、損害賠償額につきましては、保険により補填されることになっております。

以上を申し上げて、説明とさせていただきます。今回の事故につきましては、大変申しわけございません。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第6、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第2号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴います損害賠償額の決定でございます。事故発生日時につきましては平成17年12月18日午後4時30分ころで、事故発生場所につきましては西滝川の滝川ふれ愛の里駐車場で、通常は施設内で働く従業員の駐車スペースとして指定している場所でございます。相手方につきましては、施設内のレストラン「宇宙」に勤務しております斉藤豊仁氏でございます。損害賠償額につきましては、12万4,194円。事故の原因でございますけれども、当日は日曜日で、農政課の職員10名が出勤し、ふれ愛の里地産地消まつりを朝10時から開催しておりました。午後4時過ぎにすべてのイベントを終了し、それぞれが片づけ作業に入ったところで、荷物を積み込むため車両を玄関付近まで移動しようとしてバックした際に、後方不注意により後方に駐車しておりました相手方車両の正面部分に接触し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日につきましては、平成18年5月29日であります。

今回の事故につきましては、駐車した時点と再発進する時点では周囲の状況や天候が変わることから、ふだんから駐車する際には必ずバックでとめるように指示徹底していたにもかかわらず、この指示を守らず、起こした事故でございます。人身事故につながる可能性もあることから、事故を重大に受けとめて、再発防止策として複数で乗車する場合はお互いのチェックを励行すること、単独での乗務の場合は指さし確認を部内において徹底したところでございます。今回の専決処分の報告が大変おくれましたが、この理由につきましては、修理がおくれたことに加えて補償保険の手続のやりとりに時間がかかり、損害賠償額の決定がおくれたことによるものでございます。

以上、専決処分の内容について報告させていただきました。大変申しわけございません。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 日程第7、報告第3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めたいとするものであります。

専決事項は、滝川市税条例の一部を改正する条例。専決処分年月日は、平成18年4月1日でございます。

これは、平成18年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律改正に伴い、本年度における市税の賦課事務等に支障を来しますことから、改正の一部を専決処分したものでございます。

初めに、平成18年度の地方税法の改正の要点を概略申し上げますと、個人住民税では、一つには3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、課税総所得金額の区分により税率を3段階で定めておりましたが、一律6パーセントに定められました。二つ目には、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割から一定の額を減額することとなります。三つ目には、分離課税等に係る個人住民税の税率割合等の見直しにつきましては、市町村民税6パーセントの税率改正に伴い、同率に改正されたものでございます。平成19年分以降に所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、所得税額が減少する結果、控除限度額が所得税額より大きくなり控除し切れなくなった者につきましては、翌年度の個人住民税において減額調整する措置が講じられたものでございます。また、定率減税を平成18年度をもって廃止することとなりました。六つ目には、個人住民税所得割及び均等割の非課税基準に加算する額が引き下げられました。固定資産税、都市計画税につきましては、一つには、平成18年度から平成20年度までの宅地に係る負担調整措置につきましては、商業地等の宅地に係る課税標準額の評価額の70パーセントを維持し、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い宅地につきまして、その均衡化を一層促進する措置が講じられました。二つ目には、既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅の固定資産税を減額する措置が講じられました。市たばこ税についてですが、これにつきましては平成18年7月1日からたばこ税の税率を1,000本当たり321円引き上げる改正となっております。国民健康保険税につきましては、公的年金等控除の見直しに伴う国民健康保険税負担の増加に配慮し、所要の措置が講じられました。以上が主な内容でございます。

また、今回市民税のうち非課税基準に加算する額の引き下げの部分、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び附則を条立てとした専決処分の内容となっております。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、報告第3号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと存じます。

第24条第2項は、個人の市民税の非課税の範囲の規定ですが、個人住民税均等割の非課税基準で所得の金額が28万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合にはその金額に17万円を加えた金額以下の者を非課税と

する改正でございます。

第31条第2項、第60条につきましては、法改正に伴う条文整理及び文言整理でございます。

附則第1条から第4条までは、附則を条立てとするための改正でございます。

附則第5条につきましては、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の規定でございますが、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合にはその金額に32万円を加えた金額以下の者を所得割の非課税とする改正でございます。

附則第6条から第10条までは、附則を条立てとするための改正でございます。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、特定優良賃貸住宅の認定を受けた貸し家住宅に対する固定資産税の減額措置の廃止及び昭和57年1月1日以前からありました住宅に係る一定の耐震改修をした場合の耐震基準適合住宅に対する固定資産税を減額する規定を設けましたことと法改正に伴う条文の整理でございます。この内容につきましては、改修工事期間につきましては平成18年1月1日から平成27年12月31日まで、減額の対象面積は1戸当たり120平方メートル相当分まで、減額割合、固定資産税額の2分の1の減額でございます。減額年数の期間でございますが、平成18年から平成21年までの改修工事につきましては3年度分の減額、平成22年から平成24年までの改修工事につきましては2年度分の減額、平成25年から平成27年までの改修工事につきましては1年度分の減額でございます。

附則第11条は、土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度までの固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でありまして、法改正に伴う条文の整理でございます。

附則第11条の2は、平成19年度または平成20年度における土地の価格の特例の規定でございますが、据え置き年度である平成19年度分、または平成20年度分の固定資産税の課税標準に係る土地の価格の特例措置の適用期間を平成20年度まで延長するための改正及び法改正に伴う条文整理でございます。

附則第12条は、土地に係る固定資産税の特例の規定ですが、平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の負担の調整措置をするための改正でございます。

附則第13条は、農地に係る固定資産税の特例でございますが、特例措置の適用期間を平成20年度まで延長する改正でございます。

旧附則第7の2項は、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置の規定でございますが、これを廃止するものでございます。

附則第14条は、法改正に伴う条文の整理でございます。

附則第14条の2、第15条は、附則を条立てとするものでございます。

附則第15条の2は、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第16条から第20条の3は、附則を条立てとするものでございます。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び配当等に係る個人市民税の特例に関する規定でございますが、租税条約の実施に伴い、所得税法、法人税法、地方税法の特例等に関する法律の改正によ

りまして、特別徴収できなかつた国内居住者に申告義務を課し、個人市民税所得割を課税する規定を新たに追加したものでございます。

附則第21条から第30条までは、附則を条立てとするものでございます。

附則第31条、第32条、旧附則第32の6項は、都市計画税の特例の規定でございますが、これにつきましては附則第12条、第13条、旧附則第7の2項の固定資産税の特例と同様の内容でございます。

附則第33条、34条は、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第35条から第40条は、附則を条立てとするものでございます。

附則第41条から第45条までは公的年金等控除の見直しに伴う国民健康保険税の負担の増加に配慮し、所要の措置を講じる規定でございます。平成17年1月1日において65歳に達しており、平成17年度分の個人住民税の算定に当たり、公的年金等控除の適用があった者について、国民健康保険税所得割の算定基礎から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除することと軽減措置の判定の基準となる総所得金額から同額を上積みする特例でございます。

附則第46条から第53条までは、附則を条立てとするための改正であります。

附則第54条、第55条は、租税条約実施特例法の改正により、条約適用利子、配当等が総所得金額等とされ、国民健康保険税の課税の対象になる規定の追加でございます。

次に、改正附則でございますが、改正議案の28、29ページをお開き願います。第1条は施行期日で、公布の日、平成18年4月1日からの施行でございます。

第2条は市民税、第3条は固定資産税、第4条は都市計画税、第5条は国民健康保険税に係る経過措置でございます。

なお、平成18年の地方税法の改正に伴いまして条例改正が必要な事項のうち、今年度の課税事務に支障を来す部分を専決処分いたしました。残ります条例改正が必要な部分につきましては今議会に上程申し上げることとしております。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第8 報告第4号 専決処分について（滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

○議長 日程第8、報告第4号 専決処分について（滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項につきましては、滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例でございます。

本年第1回定例会におきまして、本年4月1日施行の障害者自立支援法に伴う関係条例の改正を行ったところですが、サービスに要する費用の算定基準につきましては定例会終了後の3月29日に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準として告示をされ、法の施行が4月1日のため、議会招集のいとまがなく、専決処分をいたしましたので、ご報告するものです。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、お開きをいただきたいと思います。第6条、利用料の徴収でございます。これまで児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準を下回らない範囲内において規則で定める基準により算定することとしておりましたが、改正後は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるとするもので、第2号及び別表につきましても、伴う文言整理でございます。

なお、附則につきましては、この条例を公布の日から施行したいとするものでございまして、平成18年4月1日、専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決しました。

◎日程第9 報告第5号 専決処分について(滝川市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例)

○議 長 日程第9、報告第5号 専決処分について(滝川市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告第5号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項につきましては、滝川市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例でございます。報告第4号と同様、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準の施行に伴い、条例の一部改正が必要なことから専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、お開きをいただきたいと思っております。第7条、事業利用料でございます。これまで身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準を下回らない範囲内において規則で定める基準により算定することとしておりましたが、改正後は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとするものでございまして、第2号及び別表第1につきましても、伴う文言整理でございます。

なお、附則につきましては、この条例を公布の日から施行したいとするものでございまして、平成18年4月1日、専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認することに決しました。

◎日程第10 議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 日程第10、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第1号）、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 滝川市税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助役 ただいま上程されました議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算は、国際交流員、英語指導助手の増員に伴う補正、高原基金によるそらぶちの森整備のための調査設計等に係る補正のほか、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う職員人件費の減額などが主な内容となっておりますが、給与条例の改正に伴う特別会計における職員等の調整等につきましては金額が少額であることから、今回は補正提案させていただいておりませんので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,596万5,000円を増額し、予算の総額を208億9,196万5,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

補正の内容につきましては事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額353万2,000円は、外国青年招致事業に要する経費の補正でございます。かねてから国に対して要望しておりましたスポーツ国際交流員、いわゆるSEAと呼ばれるものですが、8月下旬から配置されることが決まりまして、報酬等所要経費を補正したいとするものでございます。このスポーツ国際交流員はバスケット選手を予定しており、学校授業での指導や小学校のミニバスケット、中学校、高校、短大の部活動、社会人チームなどでの指導、競技で活躍していただき、スポーツ交流による国際交流のすそ野の拡大、市内バスケット競技の強化を期待するものでございます。

4目財産管理費、補正額63万6,000円は、庁舎等の維持管理に要する経費の補正でございます。現在仮設により1階のロビーに喫煙コーナーを設けておりますが、ロビー利用者、来訪者等からたばこの煙に対する苦情もあることなどから、またほほえみ工房の喫茶設置による環境整備を整えたいとして、北側玄関横に間仕切り工事をし、集じん機を設置し、喫煙コーナーを新設し、市民やロビー利用者の環境を改善したいとするものでございます。

7目市民生活推進費、補正額72万1,000円につきましては、市民生活の向上推進に要する

経費の補正でございまして、バス停の修繕と地区福祉会館等の修繕補助でございまして。バス停の修繕につきましては、江部乙町東18丁目にありますバス待合所の屋根が雪の重みや経年劣化により破損したため、修繕したいとしますものでございまして。地域福祉会館修繕等補助金につきましては、泉町福祉会館のトイレ、南地区福祉会館天井、一の坂集会所屋根の修繕につきましては町内会主体での修繕にあわせ、その一部経費、2分の1以内について助成したいとしますものでございまして。

次のページ、12、13ページをお開き願います。3款1項4目老人福祉費、補正額30万円につきましては、滝川版高齢者在宅福祉のあり方研究会に要する経費の補正でございまして。6月7日に一般公募を含め研究会を設立し、検討を進めているところでございまして、高齢者在宅福祉のあり方について広く一般市民をも対象とし、検討の場の底上げとなるように、北星学園大学の先生をお招きし、7月に講演会を開催したいとしますものでございまして。

4款1項1目保健衛生費、補正額162万5,000円につきましては、公設民営で運営しております幸町地区の共同浴場の修繕補助金でございまして。幸町地区共同浴場さいわい湯は、開西団地居住者等の衛生確保のために平成4年に市が建設し、地域住民による組合によって運営されておりました、年間延べ1万人ほど利用されている施設でございまして。このさいわい湯につきまして、今般ろ過器や浴槽などにかかわる修繕が必要となったところでございまして。軽微な補修部分については、さいわい湯を運営している共同浴場組合の会計の中で行いますが、比較的大きな修繕となるろ過器、浴槽改修部分について助成したいとしますものでございまして。

3目保健センター費、補正額30万円につきましては、北海道健康づくり財団から健康づくり推進地域支援事業として助成が認められたことから、50代以降を対象とした健康づくりセミナーを開催したいとしますものでございまして。セミナーは、7月、10月、2月の3回予定しております、専門講師は医師をお招きし、温泉を活用した健康づくり、冬のウォーキング、歩くスキーによる健康づくりについて実技と講義をあわせて開催したいとしますものでございまして。

次のページ、14、15ページをお開き願います。5目環境衛生費、補正額30万円につきましては、環境にやさしいまちづくりでございまして、本年3月に策定いたしました環境基本計画に基づく環境市民大会及び市民環境講座の開催について北海道市町村振興協会の地域づくり研修を活用して行いたいとしますものでございまして。環境市民大会につきましては、9月に市民エコフォーラムと題して、生活環境評論家の松田美夜子氏をお招きし、基調講演とパネルディスカッションを開催したいとしますものでございまして。また、市民環境講座につきましては、地域や団体などでのリーダーを養成しようとするもので、今年度は5回のシリーズ講座を予定しており、そのうちの2回程度を地域づくり研修の助成を活用して開催したいとしますものでございまして。

6目他会計繰出金、補正額221万8,000円につきましては、議案第4号で提案しております介護保険特別会計補正予算に伴う一般会計繰出金の補正でございまして。

6款1項2目農業振興費、補正額30万円につきましては、財団法人地域活性化センターの地域づくりアドバイザー制度を活用し、菜種産地確立のためのアドバイザーに対する謝礼の報償費の補正でございまして。3月に設立いたしましたたきかわなたね産地確立推進対策協議会と連携し、アドバイザーの持つさまざまなネットワークを生かし、菜の花トラストなど菜種産地としての自立のた

めの手法を考えていこうとするものでございます。

2項1目林業振興費、補正額2,191万5,000円につきましては、そらぶちの森づくり事業に要する経費の補正でございます。丸加高原15丁目通り線南側隣接地帯16.45ヘクタールにそらぶちの森を整備したいとして、昨年10月、高原基金の森制度に申請しておりましたところ、去る5月15日に交付決定を受けた次第でございます。当初申請では、寄附による総支援額を2億7,000万円と計画しておりましたが、1億7,000万円の決定を受け、初年度となる今年度の寄附交付予定額は1,800万円で、整備に必要な基本計画、基本設計等を行いたいとするものでございます。測量調査、地質調査費391万5,000円につきましては、高原基金の交付対象外であり、また土地所有者としての役割から、単費で行いたい。これら合わせて、補正総額は2,191万5,000円となっております。

次のページ、16、17ページをお開き願います。10款1項3目教育振興費、補正額400万1,000円につきましては、教職員住宅の維持管理に要する経費91万9,000円と語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費308万2,000円の補正でございます。教職員住宅の維持管理につきましては、新たにスポーツ国際交流員と小学校英語指導助手の2名が増員となり、その外国青年の入居のために、扇町にございます教職員住宅2戸の修繕費用でございます。外国青年招致事業につきましては、小学校英語指導助手の増員について国に要望していましたが、この7月からの配置が認められましたことにより、報酬等必要経費を補正したいとするものでございます。これにより小学校配置の英語指導助手は2名体制となり、各学校からの授業要望に十分こたえていけることになったところでございます。

3項1目小学校費、学校管理費、補正額5万5,000円と4項1目中学校費、学校管理費、補正額12万5,000円は、いずれも寄附者の意向によります学校図書購入費及び部活動用備品購入費の補正でございます。

7項7目社会教育施設費、補正額31万円は、陶芸センター電気窯の修繕経費でございます。

8項1目体育振興費、補正額300万円はスポーツセンター改修に伴う体育協会補助金の補正でございます。スポーツセンターアリーナにおける音響設備の改善を図りたいとする内容のものが、音が反響し、館内放送が聞き取れないという苦情が多いことから、天井や壁に音の反響を防ぐ防音工事を施したいとするもので、市としましては2分の1以内の補助を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額1,337万3,000円の減額は、議案第7号として上程しています一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴い、減額となる職員給与、手当、共済費の減額でございます。

次のページに参考資料として給与費明細書がございますので、お目通しを願います。

以上、歳出合計で2,596万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款4項1目市たばこ税、補正額2,842万円は、議案第9号で上程しております滝川市税条例の一部を改正する条例に伴い増額となる市たばこ税の増額分でございます。

11款1項1目地方交付税、補正額2,198万5,000円の減額は、補正に伴う一般財源を普通交付税で調整したいとするものでございます。

17款1項1目財産貸付収入、補正額17万5,000円、18款1項6目農林業費寄附金、補正額1,800万円、8目教育費寄附金、補正額13万円、21款5項3目雑入、補正額122万5,000円は、いずれも歳出関連でございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。歳入合計で2,596万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 それでは、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

この条例の改正の趣旨でございますが、平成18年4月に施行されました昨年8月の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の給料月額改定及び昇給制度等の改正を行いたいとするものでございます。

改正内容につきましては、議案第7号参考資料の新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。お開きを願います。改正文の7条第3項につきましては、枠外昇給についての規定の削除でございます。

また、給料表の改定につきましては、参考資料の10ページから26ページに行政職から医療職の改正について掲載してございますが、新給料表は国公準拠を基本として現行号給を4分割するものであります。さらに行政職給料表1表につきましては級を統合し、現在の9級制から7級制に改正したいとするものでございます。給料表の見直しに伴いまして、給料表水準引き下げ率は行政職1表で平均4.8%となったところでございます。

次に、第9条の昇給関係の改正でございますが、第1項では昇給時期を規則で定める日といたしまして、年1回、1月1日に統一をしたいとする規定でございます。

第2項では、昇給制度として勤務成績に応じて標準昇給を4号給とする規定でございます。

第3項では、55歳昇給停止措置にかわる55歳昇給抑制措置の導入として、55歳以上の昇給につきましてはその昇給幅を通常の半分であります2号給に抑制する規定でございます。

第4項では、従来の枠外昇給制度の廃止をして、級における最高号給を超える昇給はできないこととする規定でございます。

第5項は、昇給については、従来と同様ですが、予算の範囲内で行うこととする規定でございます。

第6項でございますが、第1項から第5項以外の事項については規則で定めることとする規定でございます。

2ページ目をお開き願います。第10条第3項でございますが、職員を昇格させる場合の号給は議案の21ページから34ページまでに掲載しておりますが、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6、昇給時号給対応表により決定する規定でございます。

3 ページ目になりますが、第4項から第6項は降格等に関する調整規定で、第7項は文言の整理でございます。

4 ページをお開きください。第34条第4項でございますが、期末手当の支給額について、いわゆる役職加算でございますけれども、給料表の級構成の改正に伴う文言整理でございます。

次に、附則第8項から第9項でございますが、平成15年度から実施しております早期希望退職制度について、当初の予定どおり平成19年3月末までの期限で継続実施することとし、給料表の改正に伴い、既退職者との整合を図るため、定年1年前の退職の8号昇給を4倍の32号昇給に、2年以上前での退職の16号昇給を同じく4倍の64号昇給に改正をしたいとするものでございます。

5 ページから9 ページにかけましては、附則について規定をしております。

次に、附則第1項でございますが、施行日を7月1日とする規定でございます。

6 ページをお開きください。附則第2項でございますが、行政職1表の職員について旧給料表から新給料表への職務の級の切りかえを級の統合に伴い、議案35ページに記載しております附則別表第1により切りかえる規定でございます。

附則第3項でございますが、新しい号給については議案36ページから56ページに掲載しております附則別表第2の表により施行日前である6月30日に受けていた号給の経過期間に応じて新号給を決定する規定でございます。

附則第4項でございますが、最高号給を超えている職員の切りかえは規則で別に定めることとする規定でございます。

附則第5項及び第6項については、号給の調整及び定め方についての規定でございます。

附則第7項から第10項は、経過措置として7月1日以後の新給料月額が施行日の前日である6月30日に受けていた給料月額に達しない場合は、現給保障として新旧の差額を給料として支給する規定でございます。

8 ページをお開きください。附則第11項は、規則への委任規定でございます。

附則第12項は、平成16年度に改正いたしました55歳昇給停止規定を削除する規定でございます。

附則第13項及び第14項は、級の統合に伴います旅費条例の改正規定及び経過措置の規定でございます。

附則第15項は、育児休業条例の改正で、育児休業者の職務復帰後の給料調整を規則で定めることとする改正規定でございます。

条例改正の概要につきましては、参考資料の27ページに掲載しておりますので、ごらんをいただきたいと思えます。

今回の条例改正に当たりましては、人事院勧告制度始まって以来の大改正ということでもあり、ことし2月に25に及ぶ人事院規則の公布通知がなされてから、職員労働組合と労使双方から成るワーキンググループを設置するなど、十分協議を重ねまして、了承をいただいているところでございます。なお、独自削減の3パーセント減額は、継続実施をいたします。また、今回の条例改正に

伴います補正予算につきましては、先ほど助役からご説明申し上げたとおりですが、一般会計では1,337万3,000円の減額補正をさせていただきますが、一般会計以外の会計につきましては、今後の人事院勧告を含め、今年度の執行状況により調整をさせていただきたいと思っております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第9号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成18年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律改正に伴い、滝川市税条例の一部を改正する条例議案を提案するものでございます。平成18年度の地方税法の改正の要点につきましては、報告第3号でご説明申し上げましたことから割愛させていただき、今回の議案にかかわる改正内容の要点を申し上げますと、個人市民税では、一つには個人市民税の所得割の税率は道民税と市民税合わせ、現在5パーセント、10パーセント、13パーセントの3段階の税率構造となっており、所得が高くなるにつれ高い税率が適用されていく累進税率の仕組みでありましたが、所得税から個人住民税への税源移譲により、個人住民税の所得割が一律10パーセントに改正されました。その配分は、道民税4パーセント、市民税6パーセントの税率となっております。二つ目には、基礎控除、扶養控除などの人的控除額に差があることにより所得税と個人住民税に生じる増税分、また住宅借入金等特別控除が所得税で引き切れない場合は増税になりますことから、各個人が増税にならないようにするため、所得税と個人住民税の調整をする改正も行われたところでございます。三つ目には、分離課税等の税の配分につきましては市民税と道民税の税率の比率が6対4であることから、これらの税率等も6対4の割合になる改正が行われたものです。四つ目には、7.5パーセントの定率減税が廃止となりました。五つ目には、特定扶養親族に係る扶養控除額の加算額2万円の特例を廃止しまして、本則にその分を加算した額に改正されました。六つ目には、損害保険料控除から地震保険料控除に改組され、最高控除額は2万5,000円に改正されました。市たばこ税では、本年7月1日からたばこ税の税率が1,000本当たり852円の値上げとなり、そのうち市たばこ税は321円の値上げの改正となります。

以上が主な内容でございますが、以下議案第9号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第33条の2は、所得控除の規定でございますが、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設するもので、経過措置として損害保険料の長期分を残し、既存の損害保険料控除を廃止するものです。地震保険料控除の内容は、地震保険料の2分の1に相当する額を2万5,000円の範囲内で所得控除する改正でございます。なお、長期損害保険料を含めまして2万5,000円が上限となります。

第33条の3は、所得割の税率の規定ですが、国、地方の三位一体改革の一環として所得税、地方税の改正による恒久措置により、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が行われました。これらの改正に伴い、現在個人住民税の税率は課税所得区分により3段階の累進税率となっておりますが、税率を一律6パーセントのフラット化にする改正でございます。

第33条の4は、変動所得または臨時所得がある場合の税額の計算の規定ですが、漁獲やノリの

採取など年によって著しく変動する性質を有する所得がある者に対する平均課税方式の税額の計算は、税率が一律になったことに伴い廃止するものでございます。

第33条の6は、調整控除の規定ですが、所得税から個人住民税の税源移譲に伴い、所得税と個人住民税とは基礎控除、扶養控除などの人的控除額に差がありますことから、同一の収入金額であってもその分個人住民税の方が課税所得金額が大きくなります。このため、単純に個人住民税の税率を5パーセントから10パーセントに引き上げた場合、所得税で税率を調整してもなお人的控除額に5パーセントを乗じた分だけ税負担がふえますことから、この負担増を調整するため、個人住民税の課税所得金額に応じて個人住民税所得割から減額するものでございます。

第33条の7は、法改正に伴う条文整理でございます。

第33条の8は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の規定でございますが、個人住民税の税率が10パーセントの比例税率になり、市民税と道民税の比率が6対4になったことに伴い、その割合に合わせて配当割額または株式等譲渡所得割額に乗じる率を5分の3に改める改正及び法改正に伴う条文整理でございます。

第35条の2は、市民税の申告についての規定ですが、地震保険料控除の創設に伴い、市民税の申告で受けることができる控除額のうち、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改める改正及び法改正に伴う条文整理でございます。

第52条の4は、分離課税に係る所得割の税率の規定ですが、個人住民税の税率のフラット化に伴う改正で、その内容は第33条の3と同じ内容でございます。

第56条、第58条は、法改正に伴う条文整理でございます。

第94条は、たばこ税の税率の規定ですが、たばこ税の税率を1,000本につき2,743円を3,064円に引き上げる改正でございます。ただし、実際の税率は附則第16条の2で申し上げますが、たばこ税の税率の特例の規定がございます。この税率より234円上積みされた額となります。

附則第5条から第7条までは、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第7条の2は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の特例の規定ですが、期間満了に伴う条項の削除でございます。

附則第7条の3は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございますが、税源移譲により所得税が減少する場合、本来受けることができる所得税の住宅借入金等特別控除による負担軽減額が減少するものを対象として、減少した金額を翌年度分の個人住民税から算出した一定の金額の5分の3に相当する金額を個人住民税の所得割から減額するものでございます。この措置は、税源移譲前に減税の適用を受けていた方を対象に行うもので、平成20年度から平成28年度までに限り控除する制度で、新たに設けられたものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の規定でございますが、フラット化による税率が市民税と道民税の比率が6対4になったことに伴い、その割合に合わせた税率の改正及び法改正に伴う条文の整理でございます。

附則第9条は、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例の規定ですが、たばこ税の税率を平成18年7月1日以後の売り渡しに係る分から当分の間、1,000本につき2,977円から3,298円に、旧3級品の紙巻きたばこについては1,000本につき1,412円から1,564円に引き上げる改正でございます。なお、第94条でたばこ税の税率を3,064円に引き上げる旨の改正をしておりますが、これは平成11年の税制改正において恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の運営に十分配慮するとの観点から国のたばこ税の引き上げ措置がとられており、附則の規定はこの引き上げ分を含んだ税率となるものでございます。

附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例でございます。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございます。

附則第17条の3は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございます。

附則第18条は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございます。

附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、税率のフラット化による税率が市民税と道民税の比率が6対4になったことに伴い、その割合に合わせて税率の改正及び法改正に伴う条文整理でございます。

附則第19条の2は、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第19条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例でございますが、税率のフラット化により税率が6対4になったことに伴い、その割合に合わせて税率の改正及び条文整理でございます。

附則第19条の4、第19条の5、第20条は、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定ですが、税率のフラット化により税率が6対4になったことに伴い、その割合に合わせた税率の改正及び法改正に伴う条文整理でございます。

附則第20条の3、第20条の4は、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第21条は、個人の市民税の負担軽減に係る特例の規定ですが、これにつきましては今回の税制改正で抜本的な見直しを実施しましたことから、削除するものでございます。ただし、特定扶養控除の加算分については、法の本則で上積みの措置が講じられております。

附則第46条から第53条までは、法改正に伴う条文整理でございます。

別表につきましては、税率のフラット化に伴い、退職所得に係る市民税の特別徴収税額表を廃止することによる削除でございます。

次に、改正附則でございますが、条例議案の5ページをお開きください。第1条は施行期日で、平成18年7月1日からの施行でございます。ただし、第1号、固定資産税の非課税の規定に関する事項は平成18年10月1日から、第2号、退職手当等の分離課税関係は平成19年1月1日から、第3号、市民税のフラット化に関する適用は平成19年4月1日から、第4号、地震保険料控

除の所得控除に関する事項は平成20年1月1日から、第5号、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項は平成20年4月1日からの施行でございます。

第2条、第3条は市民税、第4条は固定資産税、第5条は市たばこ税、第6条は国民健康保険税に係る経過措置でございます。

第7条は、平成17年滝川市条例第30号の市民税に関する経過措置の中に今回の税制改正で削除される条項の削除でございます。

なお、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、市民税の増額見込額は、平成17年度課税ベースでございますが、約3億8,000万円の増額となる見込みでございます。また、市民税の増額となる納税義務者は、約99パーセントの1万6,500人と推測されます。また、市たばこ税の改正は、平成18年7月1日からの税率引き上げに伴い、2,842万円の増額を見込んでおり、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算案の中に予算計上しておりますので、申し添えます。

以上を申し上げます、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第7号について質疑を行いたいと思います。大きく分けて3点ありますが、中項目がございますので、よろしく願いいたします。

まず、給与水準引き下げによる職員への影響について伺いたいと思います。国家公務員の給与改定に準じていると、人事院勧告給与構造改革に沿うものであるということわかります。条例改正案の第1の特徴は、給料表の見直しによって平均4.8パーセントの給料水準が引き下がる、給与月額カーブが全体的に下がることです。これによって、30代半ば以上の職員の給与は平均で7パーセントも下がるとされております。一方、経過措置として施行日以降も現在の給料は保障はされる。そこで、それぞれの職員にとって現在の給料保障の総額、年収ベースでそれぞれ幾らになるのか、モデル例で伺いたいと思います。

2点目は、タッグプランとの関係ですが、今後は昇給しても現給保障額を超えるまでは職員にとっては実際の給料はふえません。市にとっては歳出増になりません。そこで、タッグプラン期間終了、2010年までの歳出増にならない分の総額見込みについて、一般会計及び病院会計で伺いたいと思います。2点目は、この歳出減、要するに本来ふえるはずだけれども、現給保障分の中に入っているということでの歳出減というか、歳出がふえない分は、タッグプランでは織り込んでいません。これをどのように活用するかが重要です。タッグプランでは職員の早期退職希望制度の延長と3年の採用停止などを行う中で、この2年間に473名から402名へと71名が削減され、計画より32名もの超過達成になっています。さらに、臨時職員も職員削減を補うどころか逆に減少しています。そこで、まず人件費がタッグプランの計画と今年度の到達点、予算ベースでの差額総額について伺います。2点目として、臨時職員の人数及びこれに係る費用総額が16年度との比較で今年度は幾ら変化しているかについて伺います。タッグプランとの関係の3点目ですが、今後次

の改正が行われるまでは給料表の見直しによる歳出減、発生する歳出減です、これについては囑託、臨時職員の余りにも安過ぎる給与の改善などに生かしたり、あるいは行き過ぎた子育て負担増の緩和等に充てるなど、職員も給与削減の中で一定納得ができる、こういった使い方について検討する姿勢が市長におありかどうかお考えを伺いたいと思います。

大きな3点目ですが、査定基準、勤務成績に基づく昇給制度というふうになりますが、この基準について伺いたいと思います。現行の条例では、良好な成績で1年間勤務したときは1号給昇給するとされています。これに対して、改正案第9条では、職員の昇給は1年間の勤務成績に応じて行う、その程度については良好な成績の場合の昇給を4号給、これは現行の1号給ですが、これを標準として、規則で定める基準に従い決定するとしています。滝川市は、独自の規定で既に勤務評定制度を実施しておりますが、現行制度への評価、改善点についてまずお伺いをしたいと思います。改善すべきと考えている点について伺います。この2点目ですが、改正された場合、仮に4月1日以降、全期間最高の評価で給与が上がる場合と全期間ずっと標準の場合、この場合賃金格差がどれくらい開くのかについてですが、モデル例で予想を伺いたいと思います。

最後ですが、勤務成績に基づく昇給制度というのは、別な言い方では成果主義と言われる場合があります。ですから、この制度が行き過ぎて実施された場合は、上司に好かれる公務員とか、言いにくいことを言わない公務員とか、市民より数字を大事にする公務員。本来の能力で査定されるということ以外に、評価を上げようといろんなことがあり得るのかなと、そうなれば当然デメリットだというふうに思います。あるいは、競争です。本来であれば職場というのはみんなで協力しながら進めていくわけですが、これまでの査定が給与に反映する割合よりもこの改正で給与に反映する、その程度がどんと上がるわけで、そうなるとう協力する職場から職場内での競争というものが、人よりもいい実績を残したいと、いい能力があるというふうに評価されたいとかいったことも起きる可能性があるのかなということをお慮するわけですが、対策やお考えについてお伺いします。

○議長 若干早いのですけれども、答弁は午後からにさせていただき、昼食休憩に入ります。再開は午後1時です。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時01分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、清水議員の質疑に以下答弁をさせていただきます。

まず最初に、給与水準引き下げによる職員への影響に関しまして、現給保障総額、総年額のご質問ですが、それぞれ60歳定年退職まで昇任がない場合のシミュレーションということで前提条件として試算をいたしました。実際の職員をベースにということでモデル例とのお話もありましたけれども、実際の職員をベースに試算をいたしますと、49歳、5級、副主幹職の場合でございますけれども、現給保障総額274万円程度でございます。51歳、6級の課長職の場合でございますけれども、291万円。52歳、7級、部長職でございますけれども、258万円ということで、

それぞれ49歳の副主幹職で11年間、51歳の課長職で9年間、52歳の部長職で8年間現給保障が続くということでございます。

続きまして、タッグプランとの関係で、2010年、平成22年度までの人件費の総見込みということでございます。一般会計及び病院会計とのご質問でございますけれども、タッグ計画においては一般会計のみ記載しておりますので、比較のできる一般会計のみ答弁させていただきます。タッグ計画の人件費でございますけれども、19年度から22年度、4年間で155億9,200万円見込み、計上しております。この中には当然清水議員ご案内のとおり一定の昇給を見込んでいるという内容でございます。それで、現時点における概算ということでございますけれども、この制度改正後と、さらにまた今までの早期退職ということも含めましての効果を見込みまして、今後の人件費ベースといたしまして148億6,900万円ということで、差し引き7億2,300万の効果はトータルで見込まれるということでございます。

続きまして、人件費のタッグ計画と今年度までの予算の実績ということでございますが、タッグ計画の人件費、16年度から18年度の人件費総額でございますけれども、126億1,000万円を見込み、計上しておりました。実績としては、16年度は既に決算終了しておりますが、17年度、18年度は予算額で積算をいたしますと122億6,100万円となりまして、差し引き3億4,900万円の減と試算しております。

次に、臨時職員の人数及び費用総額ということで、16年度と今年度の比較でございますけれども、16年度の賃金ベースの決算額、日々雇用も含めました総額ということでお答えをさせていただきますが、1億9,085万5,000円。任用通知している人数は、117名ということでございます。一方、18年度予算でございますけれども、1億8,333万円、人数は94名ということで、金額で752万5,000円の減、人数で23人の減というふうになってございます。

続きまして、人件費削減による財源の使い道ということでございます。人件費のみを見た場合にそのような論点もあろうかと思っておりますけれども、清水議員ご承知のように18年度の予算と、それとタッグ計画のいろいろな費目を比較いたしますと、例えば市税で1億1,300万円の減、地方交付税で1億4,000万円の減となっております。さらに、19年度以降、現在いろいろ諮問会議あるいはまた21世紀関係の会議も含めて検討を今されておりますけれども、19年度以降の大幅な地方交付税改革が行われることが想定をされるという大変厳しい状況の中で、今回の給与制度改正に伴う歳出の削減効果はございますけれども、もちろんこれに伴って地方財政計画やら、あるいはまた地方交付税の積算も同じように減になるということになっておりますので、それらもタッグ計画の全体推移を見ながら計画全体の中で検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、査定基準についてでございます。ご質問の内容としては、これまでの改善点ということでございますが、私どもが今現在行っている評価項目を若干申し上げますと、担当職、主査職、管理職、この三つの区分に分けて、それぞれ10項目で評価をしております。例えば担当職ですと、知識、技術、判断力、企画計画力、折衝調整力、情報収集活用力、住民対応力、共同性、協調性、規律性、勤務態度ということで10項目を評価項目として掲載をしておりますけれども、主査

職になりますとそれに統率力とか人材育成力を加え、担当部分からはその二つ分を控除する、三分です、柔軟性です。さらにまた、管理職においては、ストレス耐性を追加するという事で、それぞれ10項目になるように項目を調整して評定項目といたしているところでもあります。

さらに、具体的な改善点についてでございますけれども、滝川市はご案内のとおり勤務評定制度は昭和41年度から他の自治体に先駆けてと言ったらちょっとあれですけれども、かなり真剣に取り組んできております。それで、平成13年に閣議決定されました公務員制度改革大綱というのがございますが、そこで新たな人事制度の構築というものが掲げられております。滝川市においても新たな人事評価システム導入に向けまして、平成16年度には自己評定から始まる評定、さらにまた開示制度ということで、当時といたしましては改善という面ではかなり画期的だったのだと思いますけれども、評定内容あるいは方法を改正したところでございます。今後は、より精度の高い評定制度、信頼性の高い評定制度を目指して、さらなる改善、見直しが必要というふうにも考えております。

続きまして、全期間8号昇給する場合と4号昇給する場合との給料格差のご質問でございます。限られた時間の中で概算の答えということになりますけれども、標準昇給昇格モデルで生涯年収を算出いたしました。前提条件といたしましては、高校卒業、60歳まで定年まで在職、1級在級が8年、2級在級4年、3級は13年、計25年ということで、この場合新4級まで到達をするということでございます。その前提条件でいきますと、8号昇給をずっといった場合に2億3,700万円、生涯年収は2億3,700万円、4号昇給の場合ですと2億900万円ということで、差し引き2,800万円の格差と現在のところ試算しております。

続きまして、勤務評定制度のデメリットと申しますか、いろんな事例を挙げてのご質問でございますけれども、協調から競争へとシフトするのではないかという懸念でございます。今回の制度の改正は、成果を重視する改正になってございます。それで、競争を助長するものとは私どもは考えてはおりません。そこで、勤務評定につきましては、公正な評価をするために評価者研修を実施しているところでございまして、評定を行うに当たりましては、一定のルールのもと、部下の日常の職務遂行を通して評価をするということになってございまして、また日常部下を指導、育成し、その上に立って評価をするというのが非常に大切になっております。そこで、評定者に対しては、評定誤差に陥りやすい点について具体的に指導もしております。ちょっと内容を申し上げますと、ハロー効果に陥りやすいということです。これは、一つの評定項目について非常にすぐれていたり、または劣っているということになりますと、その特殊な印象から他の評定項目も同様に覚えてしまうと、引っ張られるということです。そういうことに陥らないようにという注意です。また、対比誤差、さらにまた中心化傾向、また寛大化傾向、特に寛大化傾向でございますけれども、常にプラスの方向で偏って甘く評定するという傾向、清水議員ご指摘の項目もこの中にも多分入るのだらうと思いますけれども、また評定の原則でございますけれども、事実評定、評定期間、独立評定、評定範囲、平等、この5原則に従い評定を行うことが重要であると指導しております。また、職員組合の皆さんとも話しておりますのは、目的は職員のやる気の喚起と組織の活性化ということでありまして、差をつけるのが目的ではないと、成果を引き出し、きちっと評価をするということござ

います。また、制度の導入については、評価に対する信頼性、制度の信頼性、また評価をオープンにするという開示性の必要という共通認識の中、今後におきましても適正な評価が行うことができるよう管理監督者のスキルアップを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 2点について再質疑を行いたいと思います。

まず、給与水準引き下げによる職員への影響ですが、49歳、5級、副主幹の方で現給保障が274万円と、この274万円の分が今後昇給しても実際には現給保障、その分以上上がらないということです。事実上49歳、51歳、52歳の方というのは、これ以上給与が実額からもうふえないということになると思います。そういう点で、職員の皆さんにとっては非常に大きな改定だなということが確認されたというふうに思います。そこで、これだけのそれぞれの方への影響額を足していくと、タッグプラン、平成22年までの中で効果額が7.2億円というご答弁だったと思うのです。7.2億円、今回のこの改正がなければ歳出増になったであろう部分が歳出増にならないと、この部分をどう考えるかということで、今のご答弁では、次が聞きたいところなのですが、タッグ計画全体の中で検討を進める必要があると。私の質疑は、職員も一定納得できるような使い方について検討する姿勢を市長がお持ちかどうかというふうに質疑をしたのですが、それに対してタッグ計画全体の中で検討を進める必要があると。4年間で7.2億円というのはやはり巨額であり、これがすべて経常経費等あるいは建設事業などに振り向けられるのではなく、非正規職員の方の安過ぎる給料、職員の皆さんと一緒に働いている方が最低賃金に近い金額の賃金で働かれているわけで、自分たちが下がる分そういった人たちの給料にはね返るといふことであれば一定納得ができるのだろうと。あるいは、今少子化が国を挙げて力を入れていかなければならないというときに、この間の子育て負担増がされましたけれども、これを緩和する方向に7.2億円のうち例えば1億円を使うとか、そういったことをお考え、検討されるというふうに受け取ってよろしいのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

大きな2点目は、新たな勤務成績に基づく昇給でどれぐらい差がつくのかということで、25年間ですよね、18歳の方が43歳になるまでで2,800万円、総額で差がつくと。これ25で割ると年平均100万と。最初のうちは余り差がつかないでしょうから、43歳ぐらいのときには例えば150万ぐらい差がつくと。恐らく優秀な方というのはずっと優秀だろうと思うのです、今の評価項目で言えば。標準の方というのは、やはりずっと標準なのかもしれません。私の場合極端な例で言っていますから、多くの方はこの中に分布するのだと思うのです。こういったことが導入されると、例えば今平均43歳ぐらいですか、今の職員の平均年齢、年収が、ちょっとはつきりわかりませんが、700万とかだろうと思うのですが、それに対して550万とかということになっていくのだろうというふうに思います。こういうことが査定によるものだということで、やはり職場の中に、仕事に悪い影響を与えていくということにならないのかなど。この金額が大き過ぎるのか、43歳時点で150万ぐらい差がつくということが民間でやられている成果主義はもっと激しい成果主義であるのです。年収の半分ぐらいが成果主義部分でというのは私も聞いています。それか

ら見ると、それほど大きくないのかもしれませんが、やはりかなり影響の大きい差なのかなというふうに私は今思います。そういう点で、仕事に悪い影響を与えるような競争、協力でなくて競争の方に向いていかないような対策をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。助役。

○助 役 後段の方の2点目の回答をしたいと思うのですが、過度な競争がやる気を阻害したり、そうすることがないようにというような懸念もするというお話でございますけれども、私としては競争があってもしかるべき点はあると思っています。ただ、そこにはしっかりとした評価システムとして、客観性、公平性、透明性の評価システムを確立することだと思っています。そうした中でより精度の高い評価システムに向けて、しっかりとした研修だとか、それから職員との意見交換、それから話し合いをしっかりと進めながら、組合とも十分話し合いながら、またタッグ計画における行政システム部会からの組織のあり方などの提言もあることですから、そうした中で職場、職員含めてしっかりと話し合う中で、また研修もしっかりする中で、より客観性、公平性、透明性を確立した中で評価システムを導入していきたいと、そういう考えでおります。先ほど総務部長が言ったように過度な競争をあおるというものではございませんことを認識していただきたいと思います。

以上であります。

○議 長 市長。

○市 長 人件費は、当然地方交付税の算定基礎に入るわけです。下がってくるからといって、今までの地方交付税人件費相当分そのまま来るわけではないわけです。当然下がっていくわけでありまして。特に19年度において地方交付税の大幅削減というのが想定をされているわけでありまして。ある意味ではタッグ計画はこの程度の交付税削減は進んでいくだろうという想定の中でやっておりますけれども、そのタッグ計画策定後において19年度にがんと削減するのだと、どの程度削減するかわかりませんが、そういうことを想定してやっているわけではありません。私は、今人件費が低減をするという支出の面での減額というのは確かに出てくるでございましょう。それに伴って、支出もさらに大幅に減額される、こういうことが予想されるわけです。そういう中で健全な財政を維持していくにはどうしたらいいのかという総合判断を19年度の地方財政計画が発表される、そういう段階までに改めてチェックをする必要があるというふうに思います。そういう意味では、タッグ計画自体が19年度の地方財政計画の結果によっては改定をする必要があるかもしれないと。そういう状況にある中で、今までお願いを申し上げてまいりました負担に関する一定のルールを税金をつぎ込んで指示するとか、こういうことはやはり避けるべきであると。やはり一定のルールに基づいて受益と負担というのはお願いをしなくてはいけないし、今のところタッグ計画に基づいて事業を進めなければならないし、さらに状況によってはそれを改定しなくてはいけないというふうに思います。ただ、何のために行財政改革をやるのかというと、それは行政コストを可能な限り削減して住民サービスに振り向けるのが目的でありますから、最も求められていく住民サービスは何かということを引き続き検証して、その実現の努力をしなくてはならないと、そういうふうに思います。

以上です。

○議 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 市長に、1点目の質疑で人件費についての考え方の中で、特に非正規職員の最低賃金に近い今の水準を引き上げる必要があると、引き上げた方がいいという、そういった考えが基本的にまずなければ、今後タッグ計画の見直しとかそういうことが仮にあっても、この7.2億円というのはそちらの方には使われないということになるのです。それで、今の日本の経済の特徴というのは、いわゆる格差社会なのです。東証1部上場企業の4分の1の会社は市場最高益を昨年度上げているわけです。それだけの利益を上げる前提になっているのが労働各法の改悪による非正規職員を大量に雇うと同時に正職員をリストラすると、これが日本企業の大幅利益増の一番の要因になっているのです。幾つかの主要な要因の中の一つなのです。行政コストを安くするというのももちろん、その目的を否定するものではないのですが、余りにも非正規職員の待遇が軽視され過ぎているというふうに考えなくては日本人はいけないのだろうなど。ヨーロッパ諸国に比べると、そこがまるっきり違うところなのです。そういう点で、市長に今後のタッグプランの見直し等の中で低過ぎる非正規職員の賃金、待遇について、変えれば変えたいという基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 一定のルールに基づいて正規職員以外の職員の賃金、報酬は決まっているわけです。それは、やはり一定ルールに基づいてやっていく必要があるというふうに思っております。滝川市の賃金、報酬が他市の基礎的自治体の状況に照らし合わせて著しく低いわけでは私はないというふうに思います。それは、バランスのあるものにする必要があるのではないかとこのとあわせて、人事管理が適切でなければいけないと。人事管理を適切に行うための人事条件というのもやはり時代の要請によってさまざまあるのではないかとこのように思います。私は、時代の要請によって、そして適切な水準というものがあるのではないかとこのように思っておりますが、今それが著しく崩れているのかというと、そういう判断はいたしません。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議 長 清水議員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、市民の声連合の渡辺精郎であります。議案第1号 一般会計補正予算案の個々の案件のほとんどは賛成の気持ちでございますが、その中での財産管理費、庁舎等の維持管理に要する経費、つまり庁舎1階喫煙室コーナー設置のための補正予算に反対であり、そのために補正予算全体に反対の立場で討論いたしたいと思っております。

もともと私は、各官庁の喫煙室コーナー設置に賛成なのでございます。ところが、私が学校に喫煙

コーナーの設置を提案、質問をしている、そういううちに教育委員会はまさに半強制的に昨年4月から学校の敷地内禁煙に踏み切ったわけであります。こうした情勢から、私は今議会の一般質問で市立病院や市役所等の官庁の禁煙につきまして市にただす予定であります。この喫煙コーナーを認めるわけにはいかないわけであります。分煙か禁煙かは、さまざまな意見や立場もあるわけであります。しかし、来客も含め、同じ市内に勤務する市関係の公務員に平等であるべきであります。その意味で、喫煙コーナー設置の前にこのような論議をしっかりと行って、全市の滝川市立の官庁は同一歩調であることを求め、補正予算反対の討論といたしたいと思えます。

○議長 長 ほかに討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号 一般会計補正予算及び第9号 市税条例の一部を改正する条例を可とする立場で、また議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対する理由は、以下の4点です。第1は、給料表の見直しによる平均4.8パーセントの給料水準引き下げ幅が大き過ぎることです。30代半ば以上では、平均で7パーセントもの削減です。経過措置で現在の給料額が保障されるとはいえ、49歳、副主幹の場合で274万円の現給保障、これが11年間続くとすれば、このままこれ以上の給与増はないということになります。第2は、既に滝川市では2年前から独自に3パーセントの給与削減と一般職の71名、15パーセントの削減を実施したことです。昨年の人事院勧告が示した給与構造の抜本の見直しは、基準をこれまでの全国官民較差からもっとも較差が大きい東北、北海道の官民較差に合わせていますが、独自に削減している滝川のような自治体にとっては重複した削減と言わざるを得ません。また、財政問題解決のために極限に近い職員削減の中での労働強化の実態を考慮しているとは思えません。第3は、嘱託職員、臨時職員など非正規職員の給与を改善する姿勢を市長が持っていないことです。ヨーロッパなどでは、同一労働同一賃金が常識です。日本は、非正規労働者の賃金に対する考え方を根本から変えることが求められているのではないのでしょうか。滝川市の場合、最低賃金に近い実態です。今回のように4年間で7.2億円という予測していなかった歳出減があるときこそ改善のチャンス到来と考え、今年度で言えば7月1日以降の場合だけでも1,337万円、これを240名の嘱託、臨時職員の給与引き上げに使えば今年度だけでも5パーセント程度の給与増が可能と考えます。第4は、国からの地方財政大幅削減の一環として実施されることです。小泉内閣と自民党、公明党政治は、連続する公務員の給与削減と同時に国民に対しては税金控除、年金、医療、福祉などでの負担増、農業を初めとした中小零細産業つぶし、さらには公約違反の郵便局つぶしを進めています。国の財政難を解決するために真っ先に行わなければならないのは、公共事業、軍事費、優遇税制などでの財界、大企業、アメリカに対する大盤振る舞いを見直すことではないのでしょうか。弱肉強食を拡大する政策に柔順に賛成するわけにはいきません。今こそ地方から国民の生活を守るための反撃をしようではありませんか。

人事委員会を持たない滝川市の場合、国家公務員に準じた給料表を持ち、賃金水準を決めざるを得ないことについては理解するものですが、議案第7号については以上の理由から賛成できません。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、まず議案第1号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第7号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、残りの議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第11 議案第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第11、議案第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

このたびの補正予算案は、国保ヘルスアップ事業の実施に伴うものであります。本事業は、厚生労働省10割補助によるもので、毎年申請を要しますが、最長5年間継続可能な事業であります。

それでは、議案に基づきご説明申し上げます。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ800万円を増額し、予算の総額を49億8,614万9,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。6款1項1目保健衛生及び疾病予防費に800万円の増額となったところでございます。内容ですが、これにつきましては国保加入者のうち40歳から64歳までの生活習慣病予備軍と高血圧、高脂血症、糖尿病等の患者を対象に健康状態と生活習慣のアセスメントを行い、改善すべき課題を明確にし、個人の努力を支援するプログラム内容であります。全額委託料の

予算措置であります。業務自体は職員の担うべきもの、委託するもの、委託先と共同で行うものと整理し、直接的な事業費用として補助対象になるものについて補正したいとするものであります。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項1目財政調整交付金に800万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます。議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第12 議案第3号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第12、議案第3号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

このたびの補正予算案は、平成17年度会計における支払基金交付金、国庫支出金等の精算が平成18年度に行われることによるものであります。

それでは、議案に基づきご説明いたします。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億1,805万1,000円を増額し、予算の総額を55億5,089万6,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。4款1項2目償還金に1億1,805万1,000円の増額となったところでございます。これは、支払基金交付金のうち、医療費交付金1億1,768万3,000円及び審査手数料交付金36万8,000円、合わせて1億1,805万1,000円が過大に交付さ

れたことによる償還であります。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目医療費負担金に5,822万5,000円の増額、3款1項1目医療費負担金に467万1,000円の増額、5款1項1目繰越金に5,515万5,000円の増額となったところでございます。医療費負担金の増額につきましては、いずれも平成17年度中の概算交付額が精算の結果不足していたため、平成18年度に追加交付されることによるものです。また、繰越金の増額につきましては、平成17年度において支払基金からの概算交付が過大であったことによる剰余金であります。

老人保健特別会計は歳入歳出同額となる仕組みでありますので、償還財源として歳入で補正する国庫支出金、道支出金、繰越金を充当するものであります。

以上を申し上げます、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第13 議案第4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第13、議案第4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程をされました議案第4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算案は、介護予防支援事業所に要する経費のうち、本年4月より設置をいたしました地域包括支援センターの業務増加に伴うものでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたします。第1項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ225万6,000円を増額し、予算の総額を13億6,658万円とするものでござ

います。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額並びに補正後の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。1款3項1目介護予防支援事業費に225万6,000円を増額したいとしますのでございます。介護保険法の改正により、要支援1及び要支援2の軽度の認定者の予防プランにつきましては本年度から設置をしました地域包括支援センターで作成をすることになりましたが、当初この予防プランの作成の大部分を民間の居宅介護支援事業所のケアマネージャーに委託する予定で予算の計上を行ったところですが、その後委託できる件数がケアマネージャー1人当たり8件に限定をされたため、地域包括支援センターの予防プラン作成業務を増加せざるを得なくなりましたので、嘱託職員の人件費、システムリース料等必要な経費の追加補正を行いたいとしますのでございます。補正予算案は、報酬等必要な経費の増額が615万7,000円、委託料の減額が390万1,000円でございます、差し引き225万6,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金に221万8,000円、5款2項1目雑入、これは雇用保険料の本人負担分でございます、3万8,000円、合計225万6,000円の増額補正となりますが、これらは歳出関連でございます。

以上を申し上げます、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点か質疑を行いたいと思います。

今回の補正は、3月に国が決定した介護報酬などの決定に伴うものであります。地域包括支援センターの大きな仕事の一つがケアプラン作成であります、それまでの介護報酬の中で要支援1、要支援2の方のケアプラン作成1件当たり850単位、約8,500円だったのが400単位、約4,000円となり、これまでの半分以下になりました。さらに、当市では市が作成しなければならない部分もあるため、3,200円で再委託することになります。これではケアプランを作成するには不十分であります。また、ケアプラン作成の採択について9月末まで猶予期間となっておりますが、ケアマネージャー1人当たり利用者8人を限度とする基準が突然定められたことも重大であります。厚生常任委員会の質疑では、ケアマネージャーに対して受けてくれるよう確認しているが、他の自治体で受けているものを含めて全部で8人のため、減る可能性があるかと答弁されています。今回の補正は225万6,000円ですが、今後さらに市の持ち出しがふえる可能性すらあります。

第1に伺いたいのは、報酬が減らされたことにより民間事業者が軽度の方のプランづくりをやりたがらないことや1人当たりの件数が制限されたことでケアプランをつくってもらえず、サービス

が利用できないケアマネ難民やケアプラン難民が生まれないように対応していくことが必要となりますが、十分に対応可能であるのかお伺いいたします。

第2に、余りにも現場を無視したこうした決定に、国などに対して改善を求めることが必要ではないでしょうか、市の見解を求めます。

以上であります。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 酒井議員さんの質疑にお答えを申し上げます。

酒井議員さんのご指摘のとおり、地域包括支援センターの予防プラン策定に関しましては、制度確立が非常におくれたために現場では一部混乱が起きていることは事実でございます。特に予防プラン作成のための上限設定がされたこと、また報酬が下がったことなどについては、現場としては非常に苦慮しているのが現実ではございます。しかしながら、予防プランの作成につきましては、本年から地域包括支援センターで行うことを課せられ、また保険者としての責任を的確に果たさなければならぬというふうにも考えてございまして、今回の補正のような形で嘱託職員の採用をしたいということでの補正をお願いしたところでございます。

また、お話のございました市内事業者の方については既に、8件ということでございますが、ご協力をいただけるというように確約をいただいております。私どもといたしましては実際この予防プラン作成を希望される方に迷惑にならないような対応をきちっとしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、質疑のございました国に改善を求めるといった点につきましては、何分この地域包括支援センター、4月にスタートをしたばかりでございます。そういった意味で、利用者の視点にきちっと立ちながら予防プランを作成するというのを第一に考えまして、状況を見ながらそういった判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長 酒井議員の質疑を終了いたします。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第14 議案第5号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長 日程第14、議案第5号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第5号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、資本的支出の補正でございます。予算の第4条中、2億5,823万円とありますのは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますけれども、これを2億6,174万円に、2億5,815万7,000円とありますのは補填財源でありますところの過年度分損益勘定留保資金でございますけれども、これを2億6,162万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のように補正するというものでございます。

第1款の資本的支出に346万7,000円を追加いたしまして、補正後の額を3億6,824万円、第1項建設改良費に346万7,000円を追加いたしまして、補正後の額を1億1,005万円にしたいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思いますが、1款1項2目に改築費といたしまして新設いたしまして、346万7,000円を補正したいとするものでございます。

市立病院の改築につきましては、今年度で基本計画、基本設計、19年度に実施設計、20年度から工事の着工で、22年度中の新病院オープンということを予定しておりまして、その改築の財源といたしましては起債を見込んでおられるところでございます。改築につきましては、多額の費用を要しますことから、将来的にも健全財政、健全経営を維持するというための経営方針、あるいはその経営改善策というのが非常に重要であるというふうに考えておりますし、また起債の許可条件といたしましても健全経営を維持できるかどうかということが大きなポイントとなりますことから、中堅職員によります院内組織を立ち上げまして、医師を初めとした各職種の職員がみずから自分たちの職場である市立病院の将来はどうあるべきなのかと、こういうことについてしっかりと検討をすることといたしました。また、その検討項目につきましては、基本計画の一部を構成することにもなりますし、基本設計にも影響を与えるということから、先んじてこれについて取り組んでいきたいとするもので、今回はこれらに関連する予算を計上したところでございます。

3ページにつきましては資金計画表、4ページ、5ページにつきましては貸借対照表でございますので、これにつきましてはお目通しを願いたいと思います。

6ページをお開きいただきたいと思いますが、報償費につきましては、先ほど申しました院内組織での検討をしっかりとしたものにするというためには国の医療政策の将来動向ですとか、あるいはそれに対応した経営戦略というようなものを専門的視点からアドバイスが欠かせないということから、指導、助言をもらうために経営アドバイザーのための経費として300万円を、また旅費交通費に

つきましては今後時期を見まして基本計画、基本設計のため補正予算というものを計上することになりますが、新病院が機能的で使いやすい建物であるというためには病院の全職員が新病院がどうあるべきなのかということを計画検討に参画をし、その要望が設計に生かされるということも重要であると考えますし、その要望事項を事前にまとめておくということがまた設計時間の短縮にもつながるといふふうに考えますので、近々そのような院内検討に入っていきたいと思っております。その場合に、必要がある場合には先進病院の視察ということも必要ではないのかということも考えまして、改築関連の旅費といたしまして46万7,000円を計上したところでございます。

以上でもって議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表しまして、議案第5号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)を可とする立場で討論を行います。

この議案は、建てかえを検討している滝川市立病院の基本計画策定に当たり、経営改善委員会を設置することやコンサルタント委託料、視察調査経費など340万円が計上されているものです。これは、新病院建設に向けた2007年度の起債が認められるよう道と協議が行われた結果、財政的には問題がないとされた反面、病院建設の必要性について基本構想に記載された内容では不十分とされたことによるものです。さきの第1回定例会での代表質問では、今議会で基本設計に伴う補正予算を上程するとしていましたが、今回の補正予算はそれを取りやめ、基本計画に伴う部分を補うものとしています。市長は、条件が整えば今年度中に実施設計を前倒しする意気込みも述べていましたが、見通しが甘かったと言わざるを得ません。さきに行われた厚生常任委員会では、あくまで課題を解決していくというスタンス、後のスケジュールに影響を与えるというものではないと答弁されていますが、これは事実上基本構想の練り直しです。しかし、こうした問題は紆余曲折もあり得ることであり、確実に起債が見込めるとともに、市民周知や市民理解が十分なされた基本計画が出されることが最も重要であります。これを機会としてよりよい病院建設に進むことを期待します。

以上を申し上げ、日本共産党を代表しての討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第15から第18までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第15 議案第6号 公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第6号 公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本年5月1日の会社法の施行に伴い、株式会社と有限会社が一つの会社類型として統合されたことによる条例改正でございまして、議案第6号参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じますが、第9条の本文中にあります「又は有限会社」という文言を削る改正でございまして、

なお、附則において、この条例の施行は公布の日からとしております。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第16 議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第16、議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方公務員災害補償法、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び障害者自立支援法の施行に伴う改正でございます。

議案第8号参考資料、新旧対照表でご説明をさせていただきます。お聞き願います。第2条の2は、地方公務員災害補償法の施行に伴う改正でございますが、対象となる通勤範囲の改正でございます。第1号は、従来の通勤災害であります住居から勤務場所との間の往復を規定しております。第2号は複数就業者の事業場間の移動中の災害を規定しており、第3号は単身赴任者の赴任先住居、帰省先住居間の移動中の災害を通勤災害給付の対象として規定をするものでございます。

第2項は、文言の整理でございます。

第8条は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う改正でございますが、第1号中の監獄という施設名を刑事施設に名称変更するものでございます。

第9条は、文言の整理でございます。

2ページをお開きください。第10条の2は、障害者自立支援法の施行に伴う改正でございますが、第2号、第3号とも身体障害者療護施設という施設名を障害者支援施設に名称変更するものでございます。

第12条は、文言の整理でございます。

附則第2条の3、第2条の4、別表第1、別表第2につきましては、文言の整理でございます。

4ページをお開きください。附則でございますが、第1条は施行日を公布の日からとするものでありますが、第10条の2の改正規定につきましては障害者自立支援法の施行の関係から、10月1日施行とするものであります。

第2条は、条例施行に伴う経過措置規定でございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第17 議案第10号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例

○議 長 日程第17、議案第10号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第10号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例について提案理由をご説明申し上げます。

前段、経過につきまして若干触れたいと思います。株式会社滝川振興公社につきましては、昭和38年1月28日開催の市議会第1回臨時会におきまして、商法に基づく第3セクターの設立議案を提出し、この議会のご決定をいただく中で同年3月23日に設立登記を完了し、発足したところでございます。本議案につきましては、株式会社滝川振興公社の定款の変更、監査役の選任、会社の解散、合併につきましては市議会の議決すべき事件として条例化されているところでございますけれども、経過としては滝川振興公社は初めての第3セクターであり、議会としてのチェック機能、市と議会が密接に連携して公社の円滑な運営を目指すということで、議会の関与が大きい第3セクターとして本条例が設立議案とセットで提案、制定されたところでございます。設立間もない昭和40年から平成15年まで、滝川振興公社の監査役につきましては、定款では3名以内となっておりませんが、1名ないし2名が議会推薦監査役として就任されておりました。平成13年2月28日に開催されました議会運営委員会におきまして、議会運営に関する申し合わせ事項として第3セクター役員への議員就任の見直しにつきまして、第3セクターの役員には議会として議員の推薦はしないものとする、この取り扱いは平成15年に執行される選挙後から適用するとの決定がなされ、その後におきましては民間から監査役を選任しているところでございます。本年5月1日から、これまでの商法で規定しておりました会社に関する法律が会社法として独立して施行されました。この新しい会社法では、最近の社会経済情勢の変化への迅速な対応ができるよう、会社経営の機動性、柔軟性の向上を図るため、株式会社の組織再編行為や資金調達に関する規制を見直し、取締役等が

積極果敢な経営が行えるよう、取締役等の責任に関する規律の合理化を図ってございます。さらに、定款による自治権や裁量権の拡大により、会社組織あるいは会社経営に対する過度な法規制の見直しも行っております。

こうした法改正の目的や振興公社の後に設立されました第3セクターとのバランス、申し合わせ事項のように議会関与の問題、道内35市のうち30市が条例規定を行っていないなど、先ほども申し上げましたが、会社経営の機動性、柔軟性を図る上からも本条例を廃止したいとするものでございます。

以上、議案第10号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第18 議案第11号 議員の派遣について

○議長 長 日程第18、議案第11号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月15日から6月21日までの7日間休会いたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月21日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時12分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成18年 6月22日（木）

午前10時01分 開議

午後 4時55分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市 民 生 活 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	辰 巳 信 男 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事務局 長 飯 沼 清 孝 君 副 主 幹 中 川 祐 介 君
書 記 寺 嶋 悟 君 書 記 對 馬 美 穂 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において井上議員、水口議員を指名いたします。

◎字句の訂正について

- 議 長 この場合、本会議初日に行われました行政報告について記載事項の訂正の申し出がありましたので、これを許したいと思います。総務部長。
- 総務部長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきますが、6月14日の本会議で行いました行政報告の一部に誤りがありましたので、訂正をさせていただきますと存じます。
- 行政報告の7ページの上から2行目でございますが、市立病院所管の職員採用でございます。作業療法士1人と記載してございますけれども、正しくは診療放射線技師1人の誤りでございます。訂正をお願いいたしますとともに、謹んでおわび申し上げます。

以上です。

- 議 長 行政報告にかかわる記載事項の訂正は、ただいまの説明のとおりといたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は、一問一答方式で30分以内の持ち時間により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

田中議員の発言を許します。田中議員。

- 田中議員 おはようございます。議員になって4年目を迎えることができました。これもひとえに市民の皆さんの温かいご支援と田村市長初め理事者、職員各位の温かいご理解のたまものと感謝を申し上げます。今回は、5件の7項目につきまして質問をさせていただきます。

◎1、職員の健康管理

1、勤務体制について

初めに、健康管理について。今回で3回こういう形でさせていただきますが、タッグ計画では17年の3月まで早期退職促進も順調に成果を上げておりますが、反面職員の減少により既存の職員

の働き過ぎとは言いませんけれども、そういう原因でいろいろと厚生労働省の統計の中に、この間発表がございまして、脳出血や心筋梗塞などの脳、心臓疾患など非常に多いということの統計がこの間発表されました。集計では、労災認定が過去最高の330人、過労死はその中に157人、また仕事のストレスからくる精神障害、言いかえればうつ病です、認定された方も127名ということで発表になりました。私が今回健康管理について申し上げるのは、市としては毎年健康診断を春に実施をされ、あるいは随時いろいろな検診をされていると思いますが、17年度の健康診断の状況の経過を知らせていただくわけですが、一つは今申し上げましたちょうど働き盛りにかかる負担、世代で言えば40代から50代の方がこの統計でも脳だとか心臓疾患がふえている。その特徴の背景には、退職促進も入るし、リストラという言葉が今言われておりますけれども、1人の負担がふえて、残業が減らず、長時間労働が続いている実態を見ると、当市の職員の健康管理面ではどうなのかなと、こういう心配をしているわけでありまして。17年度の健康診断状況あるいは職員の時間外状況、個々の年休の利用の状況です。土日出て、振りかえがとれないという実態も聞いております。そういう実態、現実はどうなのかなということをまずお答えをいただきたいと、このように考えます。予定より職員の退職も進んでおりますけれども、ある程度私は新規採用も含めて考えていかないと、後に世代間のずれ、年齢の差が出てきて、将来職務が円滑に引き継ぎができるのか、執行ができるのかと、こんな心配もあります。このあたりも含めて市長にお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。職員の健康管理に関するご質問でございますが、健康診断状況であります。全職員を対象とした定期健康診断、それと保育士や給食調理師などを対象とした特別健康診断も実施しているわけでありまして。また、40歳以上の職員、それから30歳以上の半数が受診しておりますが、総合健診をやっております。この総合健診の平成17年度の結果でありますけれども、精密検査が必要と診断された職員は受診者の30パーセント、治療が必要と診断された職員は受診者の10パーセントであります。この傾向は、過去5年、余り変わらないという状況で推移をいたしております。こういう結果が出ているわけで、受診の通知、それから受診のアンケートを実施をいたしてございまして、健康管理の周知徹底、改善を図っているところでございます。健康の状態というのは、当然生活習慣がどうなのかということ、あるいはご質問にありました仕事のストレスということもあるというふうに思いますが、健康診断の結果については、治療が必要というものについてはしっかりと治療する、精密検査が必要だというふうに判断されたものは完全に精密検査を行う、そういうことで引き続き臨んでいきたいというふうに思います。

時間外の支給状況についてのご質問でございます。平成17年度では1人月平均6.9時間の時間外勤務ということになっております。5年前の平成13年度、1人当たり月11.3時間の時間外勤務でございましたので、近年平均の時間外勤務の状況は減少傾向を示してございまして、16、17とほぼ横ばいの状況にございます。できるだけ時間外勤務については少なくしていくということから、ノー残業デーを実施をいたしましたり、あるいは勤務時間の割り振りの変更制度、部長の権限をかなり拡大して、時間外勤務の割り振りの変更制度、あるいは業務の効率的な執行をどうしていくのかという改善を図ってきたところでありますが、組織の上でもスタッフ制を採用してグル

ープで仕事を進めていくと、そういう中で時間外勤務の縮減に努めてきたところがございます。有給休暇に関するご質問でございますが、平成17年度で申し上げますと平均取得日数は8.2日であります。5年前の平成13年度は9.5日でありますから、17年度は少し、1.3日ばかり減少している状況があります。これはどういう理由かよくわかりませんが、有給休暇は必要に応じて消化をしていただくと。したがって、夏季休暇などとあわせて計画的な促進に努めているところでありますし、休暇計画表の配布をして取得促進を実施をしているところであります。今後とも有給休暇が必要に応じて適正にとられると、そういう対応を引き続きしてまいりたいというふうに思います。

職員の新規採用についてでございますが、平成18年4月1日現在で393名、タッグ計画の職員数の進捗状況です。18年4月1日で393名でありまして、計画に比べますと41名先行的に少なくなっていると、減員されているという状況があります。タッグ計画の中では18年度から平成20年度まで3カ年採用抑制という計画でありますけれども、計画に比べてかなり進んでいるという状況を勘案をして、今後の採用計画を詰めていきたいというふうに思っております。

以上でご答弁いたします。

○議 長 田中議員。

○田中議員 大体理解はできましたけれども、職員が減って、私も各課を回るわけですが、机との間が、人の数が少ない。見ますと顔色が青白いような顔、逆光かわかりませんが、そういう感じがしています。今回の収入役さんのこともありますけれども、市長におかれましても、理事者の皆さん、職員の皆さんもぜひ健康管理に留意されまして、人の輝くまちづくりというテーマでありますから、一層の努力を期待しております。

◎2、商工振興

1、ポスフル出店計画の進捗状況

次に、商工振興であります。ポスフルの出店計画の進捗状況についてということで、先般6月の21日のプレスの中に、猪股会頭さんから出店は不透明であるというコメントが載っております。その後國學院短期大学と市と会社を含めて、その後の協議はされているのか、あるいは現在までのわかる範囲の進捗状況を市長にお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ポスフルの動向については、これまでも当議会で何度かご質問をいただきました。最近の報道によりますと、3月31日にポスフル社長、会長人事が行われたということでありまして、恐らくは新しい体制の中でポスフルがどういう各地における出店計画を進めていくのかということについて、新たな社長、会長のもとでの計画の練り直しがあったのかなというのは、滝川市の案件だけではなくても憶測のできることであります。この社長、会長人事の後に、仄聞いたしておりますのは、5月にポスフルの社長が短大の出店したいという要請のある用地を視察をされたということを仄聞しておりますから、やはり新しい体制の中でいろんなことが改めて考えられているのだろうというふうな印象を持ったところであります。その後ポスフルにおいて当然定例的

な取締役会が行われたでありましょうし、視察をしたわけですから、どういう方針で臨むのかという議論がなされたでありましょう。その後6月に入って、國學院大学にポスフルが条件提示をしたというふうなことについてもお伺いをいたしております。この条件提示に対して、ポスフルとしては6月に北海道のガイドラインがスタートするわけで、6月までに結論を出したいというお考えをお持ちのようでありますから、國學院としても恐らくポスフルが示した条件提示に合意できるのか合意できないのかというのがこの6月下旬に行われるであろうと、案外早いかもしれないと、そういう観測をいたしております。私どもは、そういう状況を見据えながら、法律に基づく必要な対応が決まれば、しなくてはならないというふうに思っております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 大型店もこの後2店ほど電気業界が入ってくるということで、大変厳しい、喜びでもありますけれども、関連の企業からいけば大変な時期に入ってくるのかなと、こんな感想を持っています。ありがとうございました。

◎3、市民の健康増進

1、石狩川河川敷市民ゴルフ場の休止しているつつじコースの活用

3番目に、市民の健康増進につきましてお尋ねをいたします。滝川にはパークゴルフ、ふれ愛の里あるいは丸加山、江部乙に今回6月からライオンズがオープンした。それから、西公園のパークゴルフと4カ所ぐらいございます。実は、昨年議員会で全員参加のもとで十勝の幕別町を中心に視察に行っていました。幕別のパークゴルフ場、やはり発祥地でありますから、大変整備をされて、その発祥地の過去も含めて視察をさせていただきました。もう既に23年利用されていると。要するにあそこの場合は地域にあるわけです。河川も含めて地域にバランスよく、近くに行けるし、大会のときにはそういうところへ行くと。年間2,000万ぐらい運営管理費を出して第3セクターで整備をされて、いつ来てもきれいなパークゴルフ場。特に帯広方面からの利用もたくさんあると聞いてきました。このパークゴルフにつきましては、メリットが大変多いということでもあります。パークゴルフの効果は、コミュニケーションをまずつくれると、もう一つは教育的な効果、あるいは健康増進にもつながる、それから土地の有効活用あるいは経済効果、老人の医療費の抑制効果、その他とあります。そういう意味では、本当に素晴らしいニューススポーツだと思っております。今まで私含めて、この問題は新政会での代表で中田さん、あるいは市民クラブの大谷さん、私もこれで3回目ぐらいになりますか、市長にお尋ねしておりますけれども、大変厳しい中でありまして、何とかいい方法を見つけて、つつじ公園がまだ工事の予定が開発局の関係の部分ではっきりしていないという前回の回答でもありますから、そういう問題もあるかもわかりませんが、あそこに障害者のコース、老人のコース、そして親子でのコース、いろんなコースができるわけでありまして、あれを有効活用する。いずれにしても、使わなくても草を刈っている。300万ぐらい草刈りだけで使っているわけですから、それを有効に活用して、いろんな統計を私も調べておりますけれども、先ほど申し上げました老人の、あるいは我々の40代、50代もそうですけれども、医療費の抑制になるという大きなメリットがある。当然これが国民健康保険あるいは社会保険、こ

ういものを使わなくなると、売り上げもともかくとして、そちらの方で使われなくなれば国民健康保険の方は黒字につながっていくわけでありませす。そういう意味で考えたときに、先ほど申し上げましたそういう効果があるという部分を考えていただいて、ぜひ近い将来あの部分にパークゴルフの設置をできれば、市民としていろいろな声がございます、ぜひああいうところにつくってほしいという要望も大変強いわけでありませす、この点につきまして市長のお考えを再度またお聞かせいただきたいと思ひませす。よろしくお願ひませす。

○議 長 市長。

○市 長 パークゴルフは、本当に随分普及してまいりました。多くの皆さん方が楽しむ、当然滝川市内だけでなくほかにもお出かけになつて、これを楽しんでいただく。愛好するスポーツ人口がふえてくれば技術水準もどんどん高くなると、高い精度のパークゴルフ場が要請されるということもあるようでありませす。私は、ずっとこの議会でも表明をさせていただきましたけれども、河川敷のゴルフ場の休んでいるところは有効利用すべきだ。そのために、パークゴルフ場という要請があつたわけですから、それは皆さん方で維持管理していただける範囲においては、振興公社の財産でもありますから、振興公社及び国と協議をしてご利用いただくという方向で今まで協議をしてまいりました。しかし、残念ながら、この協議がとんざしておるといふ状況があります。一番最初にとんざしたのが条件が整わなかつたといふ話でありませす。それは、先ほどご質問ありましたように、振興公社は河川敷ですからほつたらかしておくわけにいかないので、草は年間200万円かけて刈つております。この200万円を負担してくれといふわけではありませせん。振興公社はどつちみち維持管理しなくてはいかぬわけですから、200万円は引き続き負担して、貸してください。ただ、ポールを立てたりなんかすると、草刈るときに抜かなかつたらならぬのです。このプラスアルファの人件費がかかつていくわけです。1週間に4時間分の人件費がかかるわけです。これを負担していただけませんでしょうか。多額の金額では全くありません。そういうお願ひを私どもの方から要請をいたしましたり、あるいは団体の皆さん方からさまざまな要求もありました。こつら辺のあたりが合意に至らなかつたといふのがまずできなかつた前段の話でありませす。

最近は、そういうことではありませせん。あの河川敷のゴルフ場は、後で振興公社が丘陵堤になつたときに全体的なレイアウトの変更をしなくてはならぬかもしれませんから、大きく形状を変更しないようにお願ひいたしますといふことが約束事の一つである。大きく形状を変更されませすと、今度もとに戻してもらうときに、形状を変更するのに金をかけ、もとに戻してもらうときにまた金をかけてもらわなかつたらならぬ。それは現実に難しいことでありませすから、大きく形状を変更しないでお願ひませすといふお願ひを申し上げたり、あるいはあそこは河川敷であるためにレベルから50センチ以上の高低差をつけてはいけないう制限が国からついております。したがつて、レベルから50センチを超える高低差がつけれないうと、そういう条件もあるわけでありませす。最近、先ほど申し上げましたように皆さん相当レベルが高くなつてきた。平らなところでやつていれば満足するといふことでないような状況になつてまいりました。したがひませす、会員の技術が向上して、平たんなコースでは満足できなくなつてきていると、むしろ起伏の多いコースを望んでいると。そういうことかといふと、河川敷のあの場所は適切な場所ではないといふ意見も相当主流を

占めてきているようであります。したがいまして、現状は、あそこをパークゴルフ場にしようという協会との協議は進んでいないという状況があります。私は、先ほど申し上げました石狩川の丘陵堤、このプランが間近に提案されそうでありますから、これによってはすぐ戻してくださいというわけにもいかないわけで、私は丘陵堤の状況、そしてこの工事の高低、そしてそれに伴って振興公社がやっておりますゴルフ場の再配置の必要性、そういうものを勘案した後に、引き続き皆さん方から強い要請があるのであれば検討していきたいというふうに思っているところであります。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 今の説明で大体理解ができましたけれども、相手があることでありますから、その辺状況を見てご判断をいただければ大変ありがたいなと思います。

◎4、土木行政

1、市道の街路道路の柵の活用について

次に、土木行政についてお尋ねいたします。先般土木の協力、市の協力いただきまして、6月の11日、日曜日でありますけれども、國學院の家主会、そして大学、学生、地域の皆さん、あるいは緑町の老人クラブの皆さん、東の子供たち、そしてまた市長さんがちょうど来れなくて末松助役さんにも来ていただいて、あそこに1,500本、2丁目、職訓校から市長宅の下の升のあるところ、マリーゴールドほか1,500本の花と、3丁目から緑町の6丁目の間のクリーン作戦を140名の方々で実施をいたしました。大変天気にも恵まれて、非常によかったわけではありますが、私もずっと市内を回ることがあるものですから、かねがね思っていて、この企画、花を取り入れたのはことし初めてであります。市内には街路、幹線の市道があって、必ず升をつくって、プラタナスとか桜だとかナナカマドだとか、いろんな木を植えてある。しかし、草がぼうぼうで管理が行き届いていない面もあって、気にはしていたのですが、ことしお話聞いたら、回ってみますとその升を利用して地域の町内会、あるいは老人クラブとか各団体の協力で子供たちを交えて花植えを積極的にされているということはお話を聞きまして、大変いいことだなと。私は、その升の花植え、そこに四季折々に咲くものがあればいいですけども、そうはいきませんから、9月まで結果的にそういう花がマリーゴールドであればあると。あるいは、市でも今まで老人クラブの活動の一環として若干の活動費として花植えも継承していることは承知でありますけれども、ぜひこれは大きい輪にしていくべきだろうと。まだ升がたくさんあるわけですが、木の根がぐっと伸びて花の植えられないところもありますけれども、私がふと思ったのは、市が花いっぱい運動を提唱して、自分の通り道あるいは庭、こういうものに花を植えて、そういう運動をした記憶がよみがえってきたわけでありまして、各地区にあります升を利用して花植えをする。人と人とのコミュニケーションもできますし、みずから自分の地域をきれいにしていくということも大事でありますから、これを全体で取り組んでいったらいかかなと、こう考えたわけです。散歩したり、車の中から眺めて、花道通りといいますか、見たときに大変心がなごむというか、このまちに住んでいてよかったな。先ほどの市が掲げている人の輝くまち、地域の花の輝くまち、そういう意味ではすばらしいことであると、このように考えます。まちづくりの中で升を活用できる花づくりをぜひ積極的に進めるべきだと、

このように思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 ご質問にございましたように、身近な生活環境の中に花が咲いている、道路初め公共空間が花で満たされているというのは大変素晴らしいことだというふうに思いますし、そういうふうにだんだん地域の皆さん方にご協力をいただく中で近づいてきているというのは本当に素晴らしいことでありますし、感謝を申し上げたいというふうに思います。滝川市ではそういうのを促進するために、緑化樹の配布事業あるいは福祉における生きがい事業として苗の配布等を行ってきております。平成17年度で46団体、18年度は3団体ふえて49団体となりました。約2万株に近い花の苗がこの事業で植えられております。一方、開発局は、延長も長いし、道路も広いということでもありますけれども、2万3,000株ばかり提供していただいて、これは国道451号でありますとか国道12号でありますとか、いろんな団体の皆さんがご協力いただいて植わさっているのです。したがって、滝川市全体では53団体で約4万3,000株の花が植えられております。ぜひともこういう傾向がどんどん進んでいくように行政も力を入れてまいりたいというふうに思いますし、そしてまた地域のさまざまな団体の皆さん方にもさらにご協力をいただいて、花で満ちあふれた滝川市にしたいというふうに思います。滝新橋からこっち側、あの国道451号線は、リバーサイド滝新俱樂部という皆さん方が国から花の苗を提供していただいて植えているのです。それから、ずっとこっち側は、先ほどお話がありましたように主に38号線から市長公宅の下の方、あの立体交差までは老人クラブの皆さん方でしょうか、ずっときれいにしていただいています。それから、ことしは、短大のところまでずっと花が植えられました。したがって、あの東2号通り、滝川でも有名な花の通りになります。そして、秋にはイチョウの真っ黄色なイチョウ並木ですから、いい通りになるのではないかと。ぜひとも市民の皆さん方、こういう通りが見事に飾られる。私は、住んでいる人の心、子供たちも含めて、都市環境が育てていくというののもかなり大きいのではないかと。教育は学校で行われるばかりではないと、都市の環境そのものが子供たちを育てていくという側面を重視しなくてはいけない。しかも、これは老人クラブ、町内会だけの話ではなくて、花をみんなが育てていくのだという気持ちを、子供たち含めてみんなそういう気持ちになってほしいというのと同時に、ぜひとも子供を含めて植樹升に花を植えていく、そしてそれを育てていくと、そういう気持ちが出てくれれば素晴らしいまちになるのではないかと、人の輝くまちであるというふうにも思ったりしております。引き続きご支援、ご協力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長 田中議員。

○田中議員 土木の皆さんにも精力的に起こしていただいたり草を取っていただいたり、肥料の提供だとかしていただきまして、だからできたわけでありまして、今市長から回答ありましたように、ぜひ来年に向けて全地域に常々花が咲いていると、そういうようなまちにしたいものだと思っております。よろしく願いをいたします。

◎5、教育行政

- 1、東栄小学校の児童の減少に伴う統廃合の早期見直しについて
- 2、スクールバスの民間委託への成果について
- 3、文化センターに障害者用のトイレの設置について

次に、教育行政であります。東栄小学校の児童の減少で統廃合の早期見直しということでお尋ねをいたします。ことしの3月に児童が3名、転勤ということで転居ということで、一部複式学級を導入されたということで大きく新聞にも載りました。えっ、この滝川のまちでと、小学校七つありますけれども、地域性がありますから、一時は150ぐらいまで、コスモス団地できて大変児童館も繁栄したときがあります。年々少子化の時代で、いよいよ学校の方にもあおりがきているのかなど、そんな感じがいたしております。タッグ計画でも計画は載っていますけれども、予期しないことがことし、また来年ももう一クラスがそういう形になるというお話でありますから、統廃合含めて早期に見直しをすべきではないかということでもあります。異年齢間の交流が深められるというメリットは新聞等で書いてありましたけれども、それはその中の器でありまして、ましてや子供たちは少子化で家庭の中でも1人、2人、子供も1.3生まれる時代でありますから、多くの子供たちと接することが子供たちが健やかに元気に、もまれて社会性を養って羽ばたいていくわけですから、運動会にしても学芸会にしてもなかなかさまにならないわけです。幼稚園、保育所あたりは、1カ所で少ないときは2カ所の保育所で合同でやっていると、そうやっているわけであります。特に小学校の場合はそうではありませんから、このあたりを早期に見直すということのお考えがあるかどうか、教育長にお考えをお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初でございますけれども、東栄小学校の3、4年の複式学級についてのご質問でございます。田中議員ご指摘のように、急遽転出者がこの学年に多かったと、そういうことでございまして、私どもとしてはここしばらくもつだろうと、そのように思っておりましたけれども、そういったことでございまして、本当に突然のことであり、地域住民の皆様には大変心配をおかけいたしました。教育委員会といたしましては、近年滝川での初めての複式学級と、そういうことでございますので、学校とも連絡をとりながら、あるいは近隣の複式の学級等々のことを資料を集めながら、急遽新学期に向けての準備をさせていただいて、そしてスタートをさせていただいたと、こういうことでございます。学校におきましては、地域の皆様方に説明会をするなど、あるいは関係機関、団体の皆様方にも説明をするなど、あるいは教育内容がこのように展開されるだろうと、こういったことを地域の皆様方に説明をしながら新学期をスタートさせたと、これが現状でございます。教育活動を考えた場合、小規模学校には小規模学校のメリットもあります。しかし、複式学級となりますと、人間関係が濃密にできる等々の幾つかのメリットはございますけれども、教育効果全般を考えた場合、集団での教育活動がなかなかできにくいと、そういった意味で切磋琢磨等が不足すると、そういったことで、メリットある反面デメリットということで幾つかの課題も挙げられるのが実態でございます。こういったことで、今後のことということでのご質問でございますけれども、学校の統廃合、これにつきましては児童生徒によりよい教育を提供すると、これが第一でございますから、

このことを基本といたしましては検討してまいりたいと考えております。しかし、児童生徒の通学距離あるいは通学時間、負担等々、いろんな面で分析、検討しなければいけませんし、あるいは学校が地域で果たしている実情とか役割、こういったことも検討していかなければいけないと、このように考えております。このようなことから、統廃合につきましては教育効果等についても十分検討しつつ、保護者や地域住民ともよく話し合っただ慎重に対応していかなければいけないと考えておまして、こんなことで進めてまいりたいと考えております。慎重の上にも慎重を期して皆様方と話し合いを進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 今教育長からも話ありましたように、私も同じこと、多くの児童の切磋琢磨というふうに再質問のとき言おうと思ったのですが、言っていただきましたので、来年もまたもう一クラスがなるということであれば、地域住民に十分理解の中にお話をして、どっちにしても卒業しますと中学校の場合は明苑中学校にバス輸送していますし、そういう面はつながると思いますし、これはやはり早目に理解を求めて、早く統廃合ができる、そういう体制づくりにしていただきたいなど、このように思っております。一応そういうことで、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、スクールバスの民間委託への成果についてということでお尋ねをいたします。昨年9月、12月の定例議会で質問させていただきましたけれども、早期に3月にその実施をしていただきまして、市長が言っているできるものは民間にというようなこと、大変素早く新年度から実施をしたということは高く評価をいたします。直営のときと比較してメリットはたくさんあると思いますけれども、経費の面だとか、あるいは事務量含めて、3カ月しかたっていませんけれども、そのメリットがどの程度あったのか、教育長にお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 次に、スクールバスの民間委託についてのご質問でございます。今ご指摘のように、このことにつきましては民間にできることは民間にゆだねたいと、あるいは行政コストの削減あるいは業務の効率化を図っていくと、こういったことをやる検討いたしまして実施させていただきました。その際、民間委託をする場合に考えたこととして、教育的な面で大きく2点ありました。1点目でございますけれども、教育活動を確保し、児童生徒を安全、確実に輸送ができること、二つ目として、学校のいかなる緊急の事由等についても車両及び運転手が確保できること、こういったことを配慮いたしました。この2点が円滑に実施できると、そういうことのもとにこの4月から民間委託をさせていただきました。ご質問の民間委託によるメリットはということでございますけれども、3カ月しかたっておりませんけれども、今までのことを考えますと車両の維持管理とか、あるいは車両の更新、購入、こういったことは当然なくなったことでございますし、あるいは運転手、職員の任用とかサービス、こういうことも民間にお願いすることになりました。あるいは、車両が故障した場合の代替とか、あるいは運転手の確保等についても当然ながら民間でございまして、スムーズにさせていただいているということでございまして、こういったことはメリットかなど、このように考えております。委託を計画いたしましたときに、単年度というのはなかなか採算ベースと

いうのは難しいものですから、5年をスパンといたしまして考えさせていただきまして、そういったスパンではメリットがあると、そういったことを考えまして、今は順調にスタートを切らせていただいたと、こういうことでございます。先ほど言いましたように、まだ3カ月を経ない現時点でございますけれども、通学の送迎あるいは教育活動もこのスクールバスを活用させていただいておりますので、今は順調にスタートし、進んでいると、こんなことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 では、最後になりますが、文化センターの障害者用のトイレの早期設置についてでございます。18年度の一般会計、第1予算審査特別委員会で新政会を代表して討論の中で、過去から課題でありました文化センターの大ホールの障害者用の洋式トイレを設置してほしいと、そのように討論の中でも努力されるようにという要望をいたしたところであります。教育長さんも前向きに検討してまいりますという話もありましたけれども、予算等々もありますが、これ前からの、1年、2年でない、もう三、四年前からの課題でもあります。そういうことで、検討の結果どのように進めていくのか、教育長さんのお考えをお聞かせ願います。

○議長 長 教育長。

○教育長 次に、文化センターの障害者用トイレの設置についてでございますが、これはご案内のとおり文化センター会館棟の1階に設置されておりますけれども、障害者用のものについては大ホールにないことから、利用される方々には今まで会館棟まで移動してご使用いただいたと、そういう状況でございます。今後でございますけれども、大ホールに身障者あるいは高齢者用のトイレの設置、これも今まで要望されておることも十分承知しておりますし、また今後ますます高齢化、こういったことも進展することが予想されますので、設置については必要であると、このように考えております。なお、この設置でございますけれども、実は今るる検討しているところでございますけれども、予算等を検討することも当然必要でございます。そんなことから、現時点において何月に設置いたしますということについては、これは申し上げることはできません。しかし、必要性を十分整理し、あるいはいろんなこともありますけれども、優先順位を判断しながら、この問題については積極的に対応していきたいと、このように考えております。また、設置されるまでは、従来どおり職員が大ホールから会館棟まで支援しておりますので、こういったことについても身障者の皆様方が会場においでの際は十分に事前に把握して、細やかな支援体制を従来どおり続けていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 ぜひ早目に、利用者の立場に立って設置をしていただきたいと。検討し、優先順位も考えているということですので、評価をしながら、通告質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして田中議員の質問を終了いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎です。早速通告に従いまして、質問をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、長万部町の「偽計入札妨害」の事件と昨年の滝川市を含む広域消防庁舎の「偽計入札妨害」の類似事件について

まず、一つ目は、市長の基本姿勢であります。長万部町の偽計入札妨害の事件と昨年の滝川市を含む広域消防庁舎の偽計入札妨害事件的なものとの類似性について確認したいと思ひます。まず、一つ目でございますが、今回報道されております長万部町の偽計入札妨害の疑いの事件は昨年の滝川市を含む広域消防庁舎の入札疑惑を報じました、あの「クオリティ」の記事と酷似しているわけであります。いま一度比較して考察してみたいのでございます。あの記事が偽りであるならば、私が12月議会で質問いたしましたように「クオリティ」に対してしっかりと告訴なり抗議をしなければならなかつたはずでございます。あれだけの具体的内容を書かれながら、真相を解明しようとしなかつた市長の責任は大きいと考えるが、いかがでございましょうか。

二つ目でございます。長万部町の落札業者指定の疑いは、これも昨年の滝川の例と全く同じではないでしょうか。この偽計入札妨害の疑いの部分を質問をしようとしたんですが、消防の一部事務組合ということで十分質問ができなかつたわけでございます。市長は、内部から事情を聞いたと、こういうふうに答えましたが、官憲の手の方はいかがだったのかということでございます。

三つ目であります。昨年の滝川の例でも、落札を排除され妨害された業者が滝川にもいるわけであります。この業者は、初めからしっかりと偽計入札妨害を受けたと主張しておりました。私は、はっきり言って偽計入札妨害罪なんていうものは知りませんでした。しかし、その業者は、しっかりと主張しておりました。試みにそれは株式会社IA研究所滝川営業所というところで、しっかりと私に訴えておりました。それでは、偽計入札妨害罪のおそれがある業者とは、名義借りの談合のうわさのおり落札し、私の9月3定の質問で名義借りの実名追及をした結果、落札辞退と、それから廃業をいたしました建築の事務所ではございせんか。長万部町の町長さんも、入札は正常に行われたと強調しても三、四年前の保育所の建築にかかわることで逮捕されるに至つたわけでございます。もちろん滝川の例では市長みずから手を染めているとは思ひませんが、入札は正常に行われたと力説できるでしょうか。自浄能力があつたかといへば、消防という一部事務組合を理由にして、黒い霧のままでございます。自浄能力のない者は官憲の手でやっぱり明確にすべきではないでしょうか。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 以上、質問をいたしました。過日の議会運営委員会の申し合わせによりまして、消防の一部事務組合の内容にかかわることとの関係で、今回は市長の答弁を求めない措置を了承いたしました。いずれ白日のもとに明らかになる日が来るのでございましょうから、市長も参考にしておいていただきたいと思ひます。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 静かにしてください、傍聴者が聞こえませんが、よろしくお願いします。

◎2、除排雪行政

1、今冬の除排雪事業の反省

では、次にまいりたいと思います。次は、しっかりとご答弁をお願いいたします。除排雪行政、この冬の除排雪事業の反省についてでございます。一つ目、この冬の除排雪事業の予算執行状況について、大きな項目別に発表していただきたいと思うわけでありまして。もちろん詳しくは9月の決算委員会でございますが、今はその中で予算上特に反省事項があればお聞きしておきたいと思うわけでございます。

二つ目は、民間完全委託となりまして、市所有の除排雪の重機をどのように業者に利用されているか、その実態について。特に能率よく使っているかどうか、そしてその業者との金銭契約状況について明確にさせていただきたいと、こういうふうにするわけでございます。

この二つをまとめて、議長、お願いします。

○議長 長 渡辺議員、さきに戻りますけれども、あなたの市長の基本姿勢に対する質問、昨日の議会運営委員会で協議をいたしました。滝川市議会会議規則にのっとって進めております。答弁を要らないというあなたの申し出は私は受けますけれども、答弁の要らない質問というのはあり得ないのです。

(「そうだ」と言う声あり)

○議長 長 今後十二分にルールを尊重し、私は議員としての発言権を最大限、議員の権能でありますから、認めたいと思えますけれども、今後は注意をしてください。

○渡辺議員 わかりました。

○議長 長 市長、答弁求めます。

○市長 除排雪事業についてのご質問でございます。反省はあるかということではありますが、反省はありません。限られた予算の中で最大限効率的、効果的に除排雪をやるという最善の努力をしてきたつもりであります。ただ、市民の皆さん方にご協力をお願いしたいなという点はございます。それは、ほんの一部でありますけれども、除排雪をした、その後に次の朝になったら、もうどっさり雪がたまっていると、あるいはなかなか道路に雪を出してくるということについてご理解をいただけない皆さん方もいらっしゃる。相変わらず路上駐車をして、除排雪、特に早朝の除雪に支障を来して、極端な場合には除雪ができないと、そういう場合もあります。こんなふうに限られた予算を効率的、効果的に執行するために障害となる、そういう要因についてはこれまでもお願いを申し上げてきたわけでありまして、ほんの一部心ない市民の皆さん方がこういう状況をつくり出しているということは極めて残念なことであります。したがって、私どもも一層限られた予算を効率的、効果的に使う努力は払ってまいりますが、一方市民の皆さん方にもご協力を引き続きお願いを申し上げます。ぜひ地域における監視もしっかりお願いを申し上げて、ご協力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

除排雪機の利用の実態ということでありまして、特殊な車両、例えばロータリー車であり

ますとか、最近の除雪車は昔のトラックの前に除雪用のブレードをつけて走ればよいというものではないです。除雪機も早く除雪しなくてははいけませんし、効率的にやらなかったらなりませんから、除雪専用トラックです。こういうものを民間の企業の皆さん方が冬のためだけに買って、しかも民間の皆さん方ですと補助金なんてありませんから、高いコストのものをお買いいただいて、冬のためだけにとということになるとどうしても高コストになってきます。したがって、こういう冬期の特殊車両については、可能な限り補助金のあるものについては補助金を要請する。そして、低コストで除雪をするために、それを民間の企業の皆さん方にお貸しをします。これもまた限られた予算の効率的な執行でありまして、汎用性のあるものについては受託をする企業の皆さん方に調達をしてほしいと、そして正当な賃貸料をお支払いする。しかし、ただいま申し上げました特殊車両については、補助金のあるものは補助金を導入する。この補助金も国土交通省の補助金だけでなく、自衛隊が滝川にあることによって防衛施設庁からも補助金いただいたりしています。可能な補助金については確保することを最大限の努力をしながら、低コストで終わらせるために対応していくと、そういう道もまた選んでいきたいというふうに思います。小型除雪機貸与事業でありますけれども、ことしは2町内会をモデル地区として試行いたしました。大変評判いいです。したがって、18年度、本年度は2町内会を中心といたしましてモデル地区の拡大を図るように近隣の町内会へも働きかけていくと、そういうふうにして機械の有効的な活用を図っていきたいというふうに思います。モデル事業としての検証が十分行われた段階で、この事業をさらに拡大をしていくのかどうかという検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ありがとうございます。市長は、私の三つ目の方まで踏み込んでハンドガイドも答えてもらったようなものでございますので、したがって今のことでわかりましたので、有効にハンドガイドの方の町内会の利用の方をよろしくお願ひしたいと思います。それで、ここまで聞いておきまして、また9月の議会、これで具体的に質問いたしますので、そのおつもりで整理しておいていただきたいと、このように思います。

◎3、移住定住

1、ウェルカムプロジェクトについて

2、『優良田園住宅構想』の転換について

次、移住、定住の方へまいりたいと思います。それでは、移住、定住についてですが、一つ目でございます。ウェルカムプロジェクトからまいりたいと思います。ウェルカムプロジェクトなるものが市民の意識の中に浸透していないのではないのでしょうか。どんな政策でも運動でも、市民の協力なくしては成功しないと思うわけでありまして。市役所の内部や、あるいは東京滝川会頼りの運動だけではなくて、移住希望者のニーズにこたえる、そういうためには広く市民の皆さんにやっぱり協力していただく方法を考えられないのでしょうか。まず、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ご質問のとおりでございます。市民の皆さん方のお力をいただきながらやらなくてはいけない事業であります。初年度であります17年度、これはウェルカムプロジェクト、うちも手を挙げますよという表明でありますとか、あるいは窓口を一本化をいたしまして、その体制づくりに取り組んできたところでもあります。本年度に入りまして、たきかわ移住サポート会議というのを開催をいたしました。市内13団体の皆さん方にご協力をいただくということで設立したものでございますけれども、かなり積極的なご意見、ご提言、そして協力、そういうものに対する表明をいただきました。さらに、こういうことを通じてこれから希望がある、そういう皆さん方に対してどういうサポートの体制をつくっていくのかというサポート体制を十分整えていきたいというふうに思っておりますけれども、一つは土地でありますとか住宅情報の提供をしっかりとやっていくための住まいのネットワークをどうしていくのかと、あるいは移住体験者を中心とした応援団、現実に滝川市内にもいらっしゃるわけでありまして、こういう応援団を中心として移住者ネットワークをどうするのかと、あるいは生活全般についての情報提供を進めていくための暮らしネットワークをどうしていくのかと、こういうサポート体制の確立というのに手を染めていきたいというふうに思っております。かなりマンション所有の皆さん方から空き室を安価で提供したいというお話がありました。あるいはガイドブック、ことしも作成いたしますけれども、既に移住をされて滝川に来られている方から、取材に協力するよというような、移住体験談というのはかなりガイドブックで効果的なのです。そういうものに出てもいいよと、協力してあげるとか。あるいは、移住希望者からの問い合わせに対して、宅地建物取引業協会による情報提供、相談、積極的に応援する。いろんな動きが出てきておりますので、今ご質問いただきましたさまざまな市民の皆さん方のご協力を得ながらというのも着実に進んできているというふうに思いますので、引き続きこれは力を入れていきたいというふうに思います。私は、移住、定住だけでなく、これから2地域居住あるいは季節的居住と、こういうものも求められていく時代背景があるというふうに思いますから、そういうことについても力を強めていきたいというふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。市役所の中、あるいは市長は一生懸命であることは理解できるわけがあります。さて、このパンフですが、大変立派なものであります。しかし、東京都民100人に1冊と言えば10万部なのですが、10万部配布できるでしょうか、なかなか大変だと思うのであります。財政的にも無理だと思うわけでありまして。そういう意味で、市民に東京の友達や知人とか各種団体に呼びかけてほしいとか、そういうことで、やっぱり市民に対してまずはしっかりと呼びかけるべきでないかと私は思うわけでありまして。

それでは、二つ目にまいります。次は、係が違うそうなのですが、優良田園住宅構想、この転換を求める質問であります。西滝川のタマネギ畑に指定いたしました優良田園住宅構想の進捗状況、これを発表していただきたいと思っております。この構想を本気で進めようとしているのか、大分年月もたったのですが、これも明らかにしていただきたいと思うわけでありまして。さきのウェルカムプロジェクトの構想からも西滝川のタマネギ畑だけの指定は転換か中止の情勢ではないかなと、こういうふうに思うわけでありまして、見解を求めるものでございます。お願いします。

○議長 市長。

○市長 優良田園住宅の進捗状況ということでございますが、平成16年の2月に優良田園住宅の基本方針を協議会の中で西滝川地区ということで決定をいたしましたので、17年の7月に基本方針を決定して、9月に広報で公表したということでもあります。17年4月、基本方針を決定した次の作業は、西滝川地区の建設計画を作成するということでもあります。この建設計画の作成にはまだ至っておりません。それが進捗状況であります。今経済事情情勢あるいは農業情勢、かなり大きく変化をいたしております。地元でも協議会ができておまして、この協議会の皆さん方とも相談をしているわけでありまして、もう少し時間が必要だなという判断をいたしております。直接その地域の方がおやりいただくのか、なかなかそれも難しいなど。とすると、ディベロッパーであるとか、ホームビルダー等の事業者にどういう形で参加要請をしていくのかと、それからどの程度、つくって、さあ売り出すということでは、これリスクかかりますから、ひところのようにどんだんつくっていただけるとい時代ではありませんだけに、したがってどの程度の確約がとれば事業着手できるか。さまざま検討しなくてはならぬことが地元としてもありますし、私どもとしてもそういうことについて積極的に相談に乗っていきたいというふうに思っております。ただ、一つ、これはご理解をいただかなくてはならないことがあります。優良田園住宅は、公共事業でやるものではありません。公共事業でやるというふうに決めたら、何が何でもやっていくわけです。今の世の中は、公共事業でやるということよりは、むしろ行政は行政の役割を果たし、事業主体は民活で、この優良田園住宅は民活でやるという基本に私は立っております。したがって、民活でやる条件を行政としていかにサポートしていけるのかという積極的なサポートはしていきたいと。かつてのように公共事業で宅地開発をどんだんやっていると、これは計画的にやっていって、売れ残ったやつもあるわけでありまして、そういう意味では何年何月にどういうふうにしますということを確認にできるというふうに思います。しかし、今の世の中は、特にこの優良田園住宅は民活を中心にやっていく、そういう意味では条件が整うまでに時間がかかると、これはお許しをいただきたいというふうに思います。逆に、民活によって行政上の手続が不要になって、直ちにできるというよさもあるわけです。しかし、短期間にできないというものも場合によっては出てくると。実はこういう弾力性が民活の場合には出てくる。もうちょっと言えば自由度の幅が広がると、こういう世の中でありまして、ぜひともそういうことについてはご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市長の答弁はわかりましたが、市民にとって先ほどのウェルカムプロジェクトというものとか優良田園住宅構想というのは、これはわかりにくいのです。これを見ても、どっちなのかなと、これはウェルカムの方かなとか、そういうことになるので、行政とか、あるいは議員が知っているのではなくて、やっぱり市民がしっかりとそれを理解して協力をしてもらう。今の民活ということで、大変いいことでもありますから、民活は民活でしっかりと、両方の政策をしっかりと統一しなければわからないのではないかと思います。例えば都市計画課が優良田園住宅、企画課がウェルカムプロジェクト事業と、こういうようなことだそうですが、そんなことは市民はわかって

いないということです。それは、統一したこれらの移住、定住の何か政策が必要でないかと、こういうふうに思うわけでございます。では、この件は終わります。

◎4、健康とたばこ問題

1、市立病院・市役所等の禁煙について

次に、健康とたばこ問題につきましてご質問したいと思います。それは、市立病院、市役所等の禁煙についてでございます。一つ目でございますが、市内の学校では既に敷地内禁煙が実施されております。子供に対する煙の害が理由でありました。学校における分煙、つまり喫煙室をつくることをせずに、いきなり禁煙でございました。世界じゅうが禁煙の時代がやってきたと言っても過言ではないと思います。先日の補正予算で市役所の北玄関近くに喫煙室を設けることになったわけですが、将来的には禁煙の情勢だと思っておりますが、いかがでしょうか。ここまでお願いします。

○議長 市長。

○市長 私は、世界的に禁煙の流れがあるという状況について何の評価もできる知識を持っておりません。ただ、先進国においてはその傾向があるかなという印象は持っております。ただ、それを評価する知識は持っておりません。私は、さまざまなことを考えていくときに、喫煙しない人の立場と同時に喫煙される方の立場もやはり考えていく必要がある。しかも、特に嗜好性の強いものだけに、多額の税金も払って吸われているわけです。4億円近いのです、滝川市に入ってくるお金。だから、喫煙される方の立場もやっぱり考えなくてははいけない。バランスよく考えた対応が必要だというふうに思っているところであります。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市長の答弁があったわけですが、私もそれは同じような見解は持っているところでございます。

それでは、二つ目、三つ目、四つ目、これを一括まいりたいと思います。二つ目も関連でございますが、敷地内禁煙というようなことを言わず、来客も職員も屋外の喫煙の時代が来ていると思いますが、この見解をお伺いしたいと思います。

三つ目も関連でございますが、それでは教育委員会が学校で行った禁煙措置というのは、滝川市役所あるいは市立病院で働く公務員との平等性を保つ上でもやっぱりおかしいのではないかと、こういうふうに思うわけであります。そういう意味で、市役所、市立病院でも当然禁煙を実施すべきでないかと、平等性を考えますと。いかがでしょうか。

四つ目でございます。それで、さきにも答えていただいたのですが、禁煙とたばこ税との、やっぱりこのてんびん論があります。そのとおりだと思います。しかし、そのてんびん論はどちらとも言えないのですが、健康とたばこ、この関連で申しますと、4億円の税金を言っておれないのではないかと。健康と健康保険財政、このてんびん論もあるわけであります。いずれにしても、受動喫煙をなくして禁煙環境を早期に実施すべきではないかと、こういう見解を私は持っているのですが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長 市長。

○市長 野外での喫煙、段階的にやっていったらどうかと。市立病院、市役所等の禁煙についてというご質問でございますから、恐らく市立病院と市役所を中心として段階的に野外でやるとかやっていったらいいのではないかというご趣旨ではないかというふうに思いますが、私はやっぱり施設によるというふうに思っております。学校は、適切な判断であったというふうに思います。あそこは教育の場でありまして、しかも子供たちのための、喫煙が許されない子供たちが中心となる場所、教育の場であります。そこで先生がすばすば吸っていると、中はだめだから、まず段階的に外で吸わせたら、先生は外へ行って吸っていると、何で私たちは吸えないのだと。これは、やっぱりよくないです。段階的にやらなくてはならないものと段階的にやれないものがあると、私はその施設の設置目的によるものだというふうに思います。滝川市役所は、分煙を徹底していきます。施設の設置目的、そして吸われない方の立場、吸われる方の立場、そういうものを十分勘案してやっていくためには、市役所については分煙を徹底すべきだと、そういう判断からであります。市立病院におきましても分煙を徹底いたしているところであります。現在のところこの分煙をすることによって、煙が漂ってきて問題だとか、そういう苦情はありません。したがって、分煙の徹底を図るということをまず市立病院においても第一にしていきたいというふうに思います。ただ、市立病院がいつまでも分煙の体制でいくのかどうかというと、これはやっぱり検討しなくてはならないことがあるというふうに思います。検討しなくてはならない時期は、建てかえの時期だというふうに思います。ちょうど建てかえの時期に、あわせて市立病院では機能評価の期限が切れるのです。機能評価は、禁煙か分煙かということだけでなく、ご承知のようにさまざまな病院としての機能全般の議論が行われるわけですが、今度機能評価をとるときに、このレベルは上がっていくということが想定されております。したがって、全般的に上がっていくのですけれども、禁煙についてもレベルが上がるだろうというふうに想定をしております。単に禁煙か分煙かということだけでなく、トータルの問題としてたばこの問題を、次の機能評価、それがたまたま市立病院の改築時期に重なるものですから、そういうことを検討していきたいというふうに思っております。

それから、てんびん論という話がありましたけれども、私は別にてんびんにかけてメリットが多い、デメリットが多いと、だから野外喫煙かと、全面的に禁煙かと、そういうふうに判断するつもりはありません。先ほど申し上げたような基準に基づいて判断すべきだろうというふうに思います。もしたばこ税と健康という議論がなされるとすれば、これは数十年前に有名な議論があります。それは、自動車の社会的費用という、宇沢弘文という日本の世界的に有名な経済学者が書いた論文です。これは、世界的に有名になりました。自動車の社会的費用は、明らかにマイナスであると、社会的な費用が多くなると。しかし、片一方では、自動車を利用することの便益、経済発展に大きな影響を及ぼすと。社会的費用の面からいったら車はやめるべきだと、こういう論調の自動車の社会的費用という世界的に有名になった論文でありました。しかし、車をやめたでしょうか。私は、こういうてんびん論の議論は成り立たないというふうに思っております。いずれにしても、吸われる方の立場、吸われない方の立場、それを十分に尊重し、施設の設置目的に応じた対応をしていくと、そういうふうにしたいたいというふうに思っております。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりました。市長の考えも、私もこれは同じこととさせていただきます。吸われない人の立場、吸う人の立場、その両方を考えて、もちろん学校の教職員もやっぱり平等性を考えて、私はしっかりと今までも質問したり、主張もしておりますから、これは市長と同じであります。病院について大変踏み込んだ論もありましたので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

◎5、菜の花と「産業おこし」、「観光」

1、菜の花と「産業おこし」、「観光」はどうなるのか

それでは次に、菜の花の方へまいりたいと思えます。次は、菜の花と産業興し、観光、これはどのようになるのかお尋ねいたしたいと思えます。一つ目、菜の花観光は成功したと思えますのでありますが、市民が誇りにできる黄色い花の観光は有名になったわけであります。私の仲間の多くのカメラマンがやってきました。農政課の統計上ではことしも少し栽培面積がふえたそうですが、カメラマン一同は菜の花畑が減ったね、写すポイントがなかったと不満顔であったわけですが、私も何か同じような感想を持ちましたが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ことしの菜種は、一段ときれいでした。ある方が言っていました。黄色が輝いているという表現を使われた方がいらっしゃいましたけれども、本当にそのとおりだったというふうに思えます。平成12年に菜種の栽培面積は、70ヘクタールでありました。15年には169ヘクタール、これが実はピークであります。16年はちょっと減って130ヘクタール、17年は122ヘクタール、18年は持ち直しまして137ヘクタールです。そういう意味では、少し長い目で見るとふえてきたと、ここ数年は横ばいだという状況があります。印象として少なくなってきたのではないかというのは、カメラマンのお立場から恐らく写真を撮る適切な場所が少なくなってきたという印象をお持ちなのかなというふうに思っておりますが、あるいはそういうことがあるというふうに思えます。実は、菜種は毎年別なところに植えていくわけです。これは、連作障害だけでなくさまざまな理由があるわけでありましてけれども、したがってその年によっては非常に市民の皆さん方が見に行くのには不便な場所であったり、写真を撮るには周辺の環境からいって暑寒別岳が写らないとか、アングルが余り適切でないという場面も出てくるというふうに思っておりますけれども、面積的には大体横ばいと。ぜひともこの程度の面積、少なくともことしは全国一になりましたから、横浜町を抜いて全国一の栽培面積です。この程度の面積を維持していきたいというふうに思えますのと同時に、ここがいいですよというPRを一層徹底をしたいというふうに思えますから、ぜひともまたご協力をいただきたいというふうに思えます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、二つ目なのですが、産業興しと銘打つほどの菜種の収穫、利用、こういうものができるかお尋ねいたしたいと思えます。菜種油の利用等が市民の生活と無縁ではないでしょうか。試験段階といいます。ディーゼル車ということで、その油、これも役所の車に利用はできるが、市民はどうなのかと、こういうことでおっしゃる市民もおりますから、市民は地元マスコミで知るだけですが、夢みたいな話で、この軽油税はどうなるのかとか、さっぱりわからぬというわ

けであります。これで産業興しというところまでいくのかどうか、これをお尋ねいたしたいと思えます。

それから、三つ目も一緒にお願いします。この最大のネックは、それではまた政府の補助金農政、こういうものに振り回されて不安定な農業経営を強いられる農家の悩みが極めて問題でないかと思うのです。補助金ゼロになっても栽培が、市長がただいま申しましたこの面積が存続するのか、あるいはふえるのか、これがやっぱり問題でないかと思うわけであります。観光にしても産業興しにしても、これらがやっぱり最大のネックだと思うのでありますが、その見通しについて見解を求めたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 余り前例のない新しい仕事を始めていく、それはやはり一定のリスクが伴うというふうに思います。菜種からのバイオディーゼル燃料をつくって、市民の皆さん方にご利用いただくと、これは実は最終目的であります。しかし、現状は、軽油の方がはるかに安いわけですから、コストの問題から、何倍もしますけれども、市民の皆さん、使ってくださいというところまでは、そう言えばご協力いただける方はいるかもしれません、地球環境のために協力すると、燃料代5倍なのだけれども、協力するよと言う方も少ないけれどもいらっしゃるかもしれぬけれども、そういうことについて行政が今の段階で積極的にお勧めできる状況ではないというふうに思います。私は、やはり将来のことを考えて、地域は地域のエネルギー資源というものを有効に使って、リスクはあるけれども、将来の可能性を探っていくということはやっぱり必要なことではないかというふうに思います。現実にはドイツにおいては、ドイツに植えられている菜種だけでなく、ほかの国から輸入して、ディーゼル燃料の20パーセントは菜種油でつくろうではないかという国策がスタートしております。しかし、これもコスト高なのです。コスト高をどう解消するかというと、環境税を国民の皆さん方に課して、この環境税を投入して軽油と同じコストで販売しているわけです。そういう先進国も実はあるわけであります。したがって、滝川では菜種というのものもある、菜種だけでなくててんぷら油もある、それを産廃業者をお願いして、金をかけて処分している。環境ということを考えるのであれば、滝川は環境都市宣言していますから、リスクはあるけれども、もう少しそういうことについて先駆的に研究をしてみる必要があるのではないかと。そういう意味では、市民の生活と遠いという部分がありますけれども、将来のことを考えながら、それを最終目的にして、今やらなくてはいけない最小限のことをやっているということでもあります。ご質問のありましたように、ドイツと違いますので、日本は。環境税を投入してもそういうエネルギー作物というものを、このエネルギー作物は炭酸ガスを吸って、そして花を咲かせ、実をならせて、そして出てきた排気ガスはまた菜種が吸っていくわけでありますから、量がふえないわけです。排出はするけれども、吸収するから、プラス・マイナス・ゼロの燃料であります。したがって、そういう環境に負荷をかけないということについては自治体の責任もあるというふうに実は思っておりますし、逆に先ほどご質問のありましたようにそんなことやっても軽油引取税で税金を投入してくれるのでなくて、さらに税金が課せられるわけです。こういうことについてもおかしいではないかと、こういうものについては軽油引取税の減免措置を講ずるべきだと、これは都道府県税です。道庁がいいと言ったらいいので

す。だけれども、私は道庁に言った、国がだめだって言っているからだめだ。国に言った、いや、それは都道府県の権限だ。ぐじゃぐじゃになっている。みんながこうやって投げ合っているのですけれども、こういう問題も我々が菜種、あるいは北海道であればエネルギー作物は可能性があるわけでありますから、沖縄でさえサトウキビでエタノールやろうと、北海道よりはるかに土地利用の高度化されたところですよ。そこでも頑張っているわけでありますから、私どもも引き続き将来市民の皆さん方の生活と本当に深いかわりがあるということになるような道を目指してチャレンジしたいというふうに思います。

それから、食用油でもありますから、これは食用油として全く農薬の使わない安心、安全な油として使えるような、そういう面でもまた関係の皆さん方と一緒に努力したいというふうに思います。

それから、補助金農政のお話がありました。補助金は、国がその取り組みを誘導していこうという分野において、国民の要請の強弱に応じてやるわけです。したがって、できるだけ多くの国民の要請に応じた分野に補助金が出てくる、できてくるというのは、ある意味では私は当たり前だということと、世の中はこういうふうに変わっていくから、要望はないけれども、こういうふうに誘導しなくてはいけないから補助金を出すという、そういう誘導的な側面と実は二つあるというふうに思います。そういう側面で補助金が出されてくるわけでありますから、我々が考えなくてはならないことは何かというと、国が考えた補助金に我々が有効であると思えば乗っかっていけばいいわけです。もう一つは、我々の地域の中心であるけれども、我々としてはぜひとも日本の国のためにも貢献するし、産業全体のためにも貢献するはずだから、こういう補助制度、交付金制度つくってくれと、それはうちだけのためではないと、ほかにも効果を果たすはずだから、どうだというふうに提言をする、そういう性格のものもあるわけです。どちらかといえば後者の方が最近期待されているようでもありますけれども、菜種は文字どおり後者の方です。3年間補助金を、交付金を国は約束してくれました。それも一気に3年分出して、基金つくってくれたのです。これは何を言っているかということ、3年間で基本的には自立してくださいということを意味しているのですけれども、菜種の交付金はもうだめだと言われていたやつです。それを何とか皆さん方の努力、これは生産者の大変な努力と国会議員を含めた行政側の理解とでできたのですが、これは滝川と横浜町の補助金みたいなものです。滝川と横浜町のためにつくってくれた補助金みたいなものです。私は、これは何とか、99.6パーセントを外国から輸入してくる菜種の油です。率直に言って農薬が使われているかもしれません。遺伝子組み換えは必ずしも悪いとは思わないけれども、どんな形で管理された遺伝子組み換えの菜種を使われているのかわからない。0.4パーセントしかない国産菜種をできるだけ普及していこうではないかということは、国策にもあるわけです。しかも、これによって滝川の農業はそれなりに成立をする。だから、3年間だけでも何とか交付金制度をつくってくれ、3年でも今の段階ではやむを得ないと。受け入れたわけです。そして、何とか3年の間に自立していくと、そういう道を探っていくと。これは、滝川の農業のためだけではない、日本のためでもあると。しかも、北海道のこの広大な大地、菜種できれいにして、そして菜種が売れるようにして、自前でできるようにすれば、こんなにすばらしいことはない、北海道のためでもあると。私は、こういう補助金の使われ方というのが大切なのではないかと。物は考え方だと、補助金によって左右され

て苦しめられると、そういう側面は確かにあるかもしれません。しかし、もう少し発想を変えて、菜種のように我々のため、そして日本のためにこういう補助金制度をつくるべきだというふうにかち取っていくと、そういうエネルギーもますます必要になってくる。私は、後段のことを皆さんとともに一生懸命考えていく時代がやってきたというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市長も丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。また今後参考にさせていただきたいと思っております。

◎6、教育行政

- 1、卒・入学式における、君が代斉唱時の起立強制問題
- 2、昨年の江部乙小学校の児童事件の責任問題
- 3、教育基本法を地方教育行政で確認する
- 4、「子どもの権利」条例の制定を

それでは、教育行政の方にまいりたいと思います。まず、卒業式、入学式における君が代斉唱時の起立強制問題についてでございます。一つ目です。教育委員会の指導室の報告を聞きますと、今春の卒、入学式において君が代斉唱時の起立強制はなかったと、こんなことで判断いたします。詳細な現場の報告を聞かなければいけません、おおよそ平穏に行われたようでございます。しかし、いまだ校長からの報告を求めるとか、不起立の教職員のいる学校はやっぱり特定視してターゲットとしていることはやめていないと、こういうことが確認できるのでないかなと思うのですが、この点について見解を求めます。

○議長 長 教育長。

○教育長 それでは、国旗、国歌に関する渡辺議員のご質問にお答えいたします。今年度の入学式でございますけれども、国歌斉唱時に教職員がすべて全員起立し、整然と行われました。大変喜ばしいことであると考えております。今後も国旗、国歌の指導につきましては、法令の性格を持つ学習指導要領、これに基づいて適切に展開できるように指導してまいりたいと考えております。また、校長から実施状況の報告を求めるとか、教育委員会としては教育活動の実態、現状、これをきちっと把握する立場にあります。そういったことから、今後も入学式、卒業式、こういったことの実態を適切に把握し、内容の改善、充実を一層図っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そういうことで、現状とか実態をまだ把握をしなければいけないということで、教育長は一応不起立にまだこだわっていると、こういうふう思うわけですが、起立するかしないか、これは児童や生徒も含めまして個人の内心の問題にかかわることではないかと思うわけであり、儀式を厳粛にという日本的発想のもとで、それを公務員の服務問題とする。服務違反で懲戒処分、こんなことは戦前の例でありますように天皇に向かっての不敬罪の復活みたいな、そんなよ

うなことで、ヨーロッパやアメリカではこんな事件が起きるわけではないわけであります。学校における歴史反省こそ大切でないかなと、こういうふうにするわけでありますが、その教育長の見解を求めるものでございます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、渡辺議員にお答えいたしますけれども、かなり大きな観点からのご質問でございますけれども、そのように余にも歴史的に大きくとらえますと私もどのように答えていいかちょっと迷うのでございますけれども、国旗、国歌に対する教職員の態度でございますけれども、これは児童生徒を指導する立場にあります。ですから、児童生徒が整然と行うように指導している教員がみずから範を示して整然と行うというのは、これは教職員の使命であると、このように考えておりますし、これを進めるのは教育委員会の使命であると、このように考えております。それから、ご指摘のございました思想、良心の自由とか、あるいは内心の自由と、こういったこととの関連でご質問ありましたけれども、内心の自由というのは心の中にとどまっている限り、これは最大限に保障されなければいけないと、このように考えています。ただし、その考え方で一步社会にアクションを起こす場合には、いろんな法令があります。当然アクションは法令に従ってもらわなければ困ると、そういうことでございますし、内心の自由は結構でございますけれども、アクションにおいては一定の制約を受けるのは当然であると、このように考えます。教育においても、学校教育法施行規則、学習指導要領等々ありますので、こういったことを含む問題としてきちっと対応していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、服務の問題、内心の問題、この問題はまた今後にいたしたいと思うわけですが、三つ目のところへまいりたいと思います。今回は、不起立の教職員がいなかったということで、特定したり報告をしないという教育委員会の方針に、教育界が落ちついて信頼関係を取り戻すことができれば幸いと思うわけであります。しかし、先ほどの教育長の答弁とまた観点を違えてまいりたいと思います。それは、不起立のない、そういう式典の内容、こういうものが大切でないかと思うわけであります。私の体験からいたしますと、式典の内容をどのように決定するか、こういうことがやっぱり大切でないかと思うわけであります。みずから決めた行事に抵抗を示して、そして座ったままという職員はいないはずでございます。職員会議できちんと意見を反映することが重要で、子供のための学校行事に君が代が国歌だからと、こういうことで学校の式典で歌わなければいけないということがもう既に強制の始まりだと思っております。そのような硬直した教育行政というのですか、学校経営こそが問題だと思っております。起立、不起立のみに目くじらを立てるわけではないと、こういうふうに思いますが、最後に教育長の見解を求めたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、お答えいたします。今渡辺議員から信頼関係というようなことでご指摘ございましたけれども、教職員が父母、保護者、地域の信頼を勝ち取るとはどういうことなのか、こ

これは公教育でございますから、法令をきちっと守って、その上にさらなる創造的な教育活動をつくり上げていくと。そして、そのことが一人一人の子供を知、徳、体で十分に育てていく、そのあかしを保護者に見せていくことが、これが信頼関係を確認することだと思っております。そういった意味で、学校は公教育でございますから、学習指導要領等々がございまして、教育全般の教育計画、教育用語では教育課程と言っておりますけれども、これはきちっと立てていただいて、きちっと実施していただくと、これが教育委員会の立場でございますし、これをやっていただくことが硬直しているということでは全然ないと、このように考えております。今後とも教育活動が適切に行われ、市民の皆様から喜ばれるような教育活動をつくっていきたい、このように考えております。なお、最後でございますけれども、不適切な行為が認められた場合については今後とも指導してまいりますし、もちろん報告を求めていく考えでございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員、この3番目の再質ですか。

○渡辺議員 この件は終わりたいと思います。

○議 長 それでは、この辺で昼食休憩といたしたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時02分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

渡辺精郎議員、どうぞ。

○渡辺議員 それでは、午前中に引き続きまして午後の質問を開始したいと思います。

教育行政の続き、昨年の江部乙小学校の児童の事件の責任問題についてでございます。昨年の江部乙小学校の児童の事故、事件は、私の長い教職生活でも前代未聞の事故でありました。同じクラスの男の子の祖父から、孫が現場を見たらしい、すごいショック状態だから、相談に乗ってくれと話がありました。しかし、その後、道教委からも係が派遣されるなど物々しい対応でございましたが、結果的には真相、原因もわからないというやみの中に包まれたまま時がたち、忘れ去ろうとしております。しかし、心理的には、その当事者の女の子がわざわざ自分の教室で起こした行動には相当訴えたかったことがあるはずでございます。そんな行動をしなければならなかった女の子のこのつらさを忘れてはならないはずでございます。改めてこの女児の冥福を祈るとともに、真相、原因の究明が終わったとはならないと思うわけでございますので、この段階で、私は私設教育相談所を開いておりますから、したがって真相、原因の究明を今後いたしたいと、こういうふうにしていただいておりますが、当然プライバシーだとか非公開事項の秘密というのは現職のときと同じように厳守し、この原因を究明していきたいものだと、こういうふうにしていただいております。教育長の見解を求めます。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは、江部乙小学校の事故についてお答え申し上げます。このことにつきましては、大変痛ましい、まことに残念な事故でございます、二度とこのようなことがあってはならないと強く考えております。また、当該のお子さんのご冥福を心からお祈りしているところでございます。原因究明につきましては、当該校の児童や教職員に対し聞き取りを行い、調査をもろもろ行ってまいりましたが、心の問題でもあり、現在のところ原因を特定するまでには至っておりません。原因究明につきましても現在も継続しておりますので、これについては今後とも取り組んでいきたいと、このように考えております。また、事故直後から児童の心のケアにつきましても、これは既に申し上げているところでございますけれども、北海道教育委員会のスクールカウンセラー、これの支援をいただいて現在も重点的に行っているところでございます。なお、6年生が中学校に進学いたしましたので、この中学校、江部乙中学校でございますけれども、1年生1クラスでございますが、副担任を含めて4人体制でこの1年生の指導に当たっております。さらに、先ほど言いましたように、中学校にスクールカウンセラー、北海道教育委員会から派遣されているカウンセラーでございますけれども、1週間に1回派遣し、重点的に心のケアを行っていると、そのように取り進めております。もちろん学校の教育相談も大事でございますし、私たちの職員もおりますので、あわせて心のケアに取り組んでいると、そういうことでございます。

さて、私設教育相談所に対する見解を述べると、そういうことでございますけれども、民間レベルで、あるいは個人として取り組んでいるそういった相談所に対しまして、教育委員会としてこれこれ、あれこれコメントをする立場にはございません。ただし、私設教育相談所といたしましても、子供の心が動揺しておるとか、あるいは子供の心は一概ではありませんので、くれぐれも慎重の上にも慎重を期して対応していただきたい、そういったことを申し上げて、お答えといたします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

では、次にまいりたいと思います。このような前代未聞の事件、これが起きました当該教育委員会の懲戒の責任は何としても逃れられないだろうと思っているわけであります。また、どのような形にしる必要ではないかと、こういうふうに思うわけでありますが、合議制の教育委員会の中での検討をすべきことだと、こういうふうに思うわけでありますが、見解を求めます。

○議長 長 教育長。

○教育長 これまでもこの議会におきまして、次のようなことを申し上げさせていただきました。児童生徒が発した、特にこの子の心のサイン、これを把握することができなかった。これは、まことに残念であり、結果的に学校の指導がそこまで行き着いていなかったのではないかと、このように考えておりますし、二つ目でございますが、学級運営あるいは学校の児童生徒の組織体制、一人一人に対する細やかな指導、こういった面で再構築をする必要があると、こんなことを申し上げました。さらには、教育委員会といたしましても、結果として指導が行き届いていなかった面があり、こういった点については改善していかなければいけないと、こんなことも述べさせていただきました。二度とこのような事故を繰り返すことがないように、今年度新たに年7回、市内の小中学校生徒指導担当者会議を開催させていただいております。さらに、もう一つは、年4回、特別支援教育

研修会、これは市内の教職員に参加していただきます。上は担当者が7回参加しますけれども、この中で教育相談のあり方、生徒指導体制のあり方、あるいは心のケア、あるいは地域、保護者との連携等々について連絡あるいは相談、研修を行っているところがございます。また、何といたしましても、教師一人一人がはっと気づくといいますか、研ぎ澄まされた感性といいますか、こういったものが極めて大事でございますので、それを一人一人が高めていただくということで校内でも留意していただいておりますし、さらには小さなことでも報告、連絡、相談、確認、これを直ちに行うと、こんなことを教職員の皆様方にお願ひし、特に当該学校では取り組んでいただいているところでございます。教育委員会の責任はということでございますけれども、こういったことが二度と起きないように、あらゆる点で教育力を高めていくようにしていかなければいけないし、これが教育委員会の果たす責任であると、このようにも考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。また今後途中経過をそれぞれ求めたいと思います。この件は終わりたいと思います。

次は、教育基本法を地方教育の行政で一回確認をしたいと、こういうことでございます。一つ目でございますが、今教育基本法が瀕死の状態にあるわけでありまして。改正か改悪かは国会の段階ですから、そばに置いておきまして、私たちの地方教育の現状で本当に教育基本法を変えなければならない、そういう事情があるのでしょうか、これを検証しなければいけません。ところで、今までの質問で、さすが教育長、現在の教育基本法を評価しております。したがって、ここでも長々と重複論議は避けたいと思いますが、ぜひもう一度、戦後教育に果たしました教育基本法の役割は大きかったことを確認していきたいと思うのでございます。それは、日本国憲法と車の両輪のような関係のもと、世界の中で民主主義の教育日本をつくった根本法規であったことを評価できる立場は同じかなと、こういうふうに思うわけでございます。見解を示していただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 教育基本法に対する見解を求めると、そういうことでございます。現在の教育基本法でございますけれども、憲法とともに国のあり方、特に教育のあり方を明示したものと、そのように考えておりますし、中身といたしましては教育の基本理念あるいは教育の機会均等、義務教育無償など、教育の根幹にかかわるものを制定している基本的な法律と、このように認識しております。また、学校においては学校教育法、社会教育においては社会教育法、その他もろもろの教育に関する法律がありますが、これらの法律の根本であると、そして日本の教育を今まで方向づけてきたと、このように考えております。ご案内のように、昭和22年に制定されまして、59年が経過しております。そういった中で、日本の教育も社会情勢も大きく変わりつつあります。特に教育水準という面でも、高等学校の進学率一つ見ても大変な向上でございますし、あるいは生活もそれなりにレベルアップをしていると、そういった中で都市化、少子高齢化等々の取り巻く環境の中で、ご案内のようにいろんな問題、課題も出てきているのも実態でございます。そういったもろもろの実態を考えたときに、やはり時代に合っているかどうか、今後の未来社会を切り開く教育の基

本法としてこれでいいのかどうか、そういった観点で今検討されているものと考えております。国会でいろいろ論議されまして、つぶさに読ませていただいておりますけれども、継続審議ということになっておりますので、改正する場合には今後の未来の教育を豊かにする意味で改善を図っていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の考え、私も同じでございますので、未来の教育に夢のある、そういうような教育基本法ができればというようなことでございますが、しかし一方では堅持ということがあります。したがって、二つ目なのですが、教育基本法を評価する立場は同じであります、その中でも特に教育基本法第10条、これは戦前の反省から、国、つまり行政から教育への不当な介入を禁じているわけですが、この点についても教育長、もう一度確認をしたいと思っております。お願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 基本法の10条に対する見解ということでしょうか。

○渡辺議員 そうです。

○教 育 長 現在の教育基本法の10条につきましては、教育は不当な支配に服することなくと、このように明示されております。これにつきましては、これは国民が共通理解でございますけれども、教育というのは国民全体の意見とは言えない一部の勢力に不当に介入されること、これを排除しなければいけないと、このように考えられていること。さらに、教育の中立性、不偏不党性を求めると、こういった意味で今後とも重要な観点であると、このように考えております。それでよろしいのでしょうか、あと何かご質問あるのでしょうか、いいですか。もし中身について見解を述べよというのであれば、再度申し上げさせていただきます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の答弁で教育の中立性を守るという教育基本法10条、こういう評価でございますから、そのように押さえておきたいと思っております。この件は終わります。

最後は、子供の権利、これを条例に制定をしてほしいと、こういうようなことでございます。子どもの権利条約の締結から時間も相当経過したわけですが、条約の趣旨から、子供を主人公とするこの条例というものを制定する地方自治体がふえてきております。お隣の奈井江町の例を言うまでもなく、我が滝川市の教育行政執行方針に子供の輝く教育環境の創造を目指していることは評価できるわけでありまして。そのためにも、子供を大切に、未来の主人公とするために条例を制定すべき、あるいはそれを教育委員会として検討すべきと考えますが、見解を求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 この子どもの権利条約でございますけれども、北海道でどのぐらいの市町村において権利条約、これを条例として定めているのかというようなことで調査いたしました。全道でただ二つでございます。奈井江町と芽室町の二つでございます。本市としての考え方でございますけれども、その前に子どもの権利条約は平成元年に国連において制定されました。そして、日本において

は平成6年に批准されたものでございます。内容につきましては、この日本で批准された内容について、これは粛々と進めていかなければいけないと、このように考えております。市町村で定めるまでもなく、これは批准された内容については粛々と進めていく立場であると、このように考えておりますし、さらにこれを補強する考え方として児童憲章がございまして。この中にもいろいろ書かれておりますし、さらには北海道青少年保護育成条例、この趣旨も基本的に同じレベルで具体化されている内容でございまして。私どもは、国で批准された権利条約、そして児童憲章あるいは北海道青少年育成条例等、これを粛々と実現するために努力していくのが私どもの課題であると、このように考えております。したがって、滝川市において子供の権利条約を定める必要はない、このように考えております。なお、権利条約等の趣旨を徹底するとともに、そのほかにも児童福祉法、少年法、そういったもろもろの法令もございまして、現状で考えてみると、子供の殺傷事件、大人の殺傷事件等々ありますので、あるいはいろいろ改善する内容も現状としては起きておりますので、そういった改善には全力で取り組まなければいけないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 せっかくのところだったわけでありまして、否定をされましたが、子供の輝く滝川の教育と、こういう目標が子供の権利条約の中での条例とともに生かされるのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。滝川環境都市宣言が北海道でも宣言しているから、それでいいというものではない。こういう意味で、今後ともぜひ教育委員会に検討していただこうと、こういうことで思っておるところでございます。

それでは、時間になりましたので、私の方の質問を終わらせていただきます。

○議長 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、4件にわたります質問を順を追いましてさせていただきたいというふうに思います。

◎1、コンパクトシティ

1、まちづくり3法の改正と中心市街地活性化協議会及び中心市街地活性化基本計画の見直しについて

まず、1件目でございます。コンパクトシティということでございます。項目は、まちづくり3法の改正と中心市街地活性化協議会及び中心市街地活性化基本計画の見直しについてということでございます。まちづくり3法の改正が粛々と進んでおります。それにいち早く滝川市は中心市街地活性化協議会を設置いたしました。これは、非常に素早い対応だというふうに評価できるものだと思います。そして、その改正の前に、中心市街地活性化基本計画、いわゆる元気タウン計画の見直しを進めるということで、昨年より市長が進められるということも明言されて、進めてきたわけでございます。そんな中で、まちづくり3法の概要がだんだん、だんだんはっきりしてきました。そうした中で一番ポイントとなるのは、市長も市政の中でも言われております選択と集中という言葉

でございます。選択と集中、これは何かというと、選択したところには国は力をしっかりかしますよ、しかし選択できなかったところには応分、そんなにできませんよというような話だと思います。その中で、中心市街地活性化本部というのが総理の直轄でございます。今回見直す中心市街地活性化基本計画、その中心市街地活性化本部での認定をいただかなければ、後ほども出てきておりますあらゆる国の支援施策が受けづらくなるということになるわけでございます。質問の要旨に基づきますけれども、今言ったようなこの認定を目指す動きをするのかどうかをまずお聞きしたいということです。

2番まで全部言ってしまいます。目指したいとする場合、もう既に市役所内にはこの組織が存在するというふうには認識しておりますけれども、その組織をどのように活用していくのかということも含めて、あとちょっと重たい部長中心の組織だと思いますので、どのように活用して、さらに組織づくりも進めるのかどうなのかということです。活用はどのようにするのかと両方でございますが、それからいろんな問題点が多分存在すると思いますけれども、この場合認識される解決すべき問題点とは何があるのかということをお聞かせいただきたいということと、それからやはりタイムスケジュールをしっかりと示しながら進んでいかなければ、多分1年で全部できるものではございません。ですから、ことしじゅうに何をどこまで進めていくのか、どのようにやっていくのか、そんなところをお聞かせいただきたいと思います。

そして、2番目までお聞きします。認定基本計画への深掘り支援策というふうには、国の方では深掘り支援策というふうには表現されております。要するに認定したところには深く支援しますよという意味だというふうに思います。その中で、国交省のまちづくり交付金の拡充、それから暮らしにぎわい再生事業の創設、それから中心市街地共同住宅供給事業の創設と新しい支援策も創設されている状況にあります。それから、経産省では戦略的中心市街地商業等活性化支援事業などの支援措置に対する今後の活用意思はあるのかどうかということについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 中心市街地活性化についてのご質問でございますが、中心市街地活性化のための計画を策定し、そしてそのための事業を推進していくというのが基本前提であります。そのために中心市街地活性化のための認定制度あるいは補助制度、こういうものを受けていきたいというふうに思っております。認定をしたり補助事業を受けたりすることを前提で計画に取り組んでいくわけではありません。あくまでも中心市街地活性化をしていくと、そしてそのためには何が必要かという計画と組織づくりはしっかりする。しかし、手段として国の認定、あるいは新しい創設される補助金や交付金、拡充をされていく補助金や交付金、そういうものについては私どもの計画にしっかり沿うのであれば積極的にそれは導入する努力をしていくと、こういう基本方針で進んでいきたいというふうに思います。

解決すべき問題はさまざまあります。さまざまありますが、やはり中心市街地の都市機能の強化、もう一つは商業の活性化と、それに実効性のある手だてが打てるのかどうかということが問われていくと、これは従来も同じでありますけれども、さらに実効性が問われるというふうになるだろう

と思います。しかも、かつてのように必ずしもハード主導型ではないと、ソフトな仕組みをどうつくっていくのかということも極めて大きな課題になるだろうというふうに思いますから、これらをしっかり解決するための手だてを明確にして、着実に実行しなくてはいけないというふうに思います。せっかくある制度ですから、これは有効に使わなくてはならないと。そのためには、やはり国と適切な情報交換をしなくてはならないと、もう既に始めているところであります。

それから、タイムスケジュールということでもありますけれども、計画そのものは国に認定を受けるとか受けないとかというのは別問題にいたしまして、計画そのものは本年度中をめどに策定をしていきたいというふうに思っております。ただ、行政が勝手につくればいいというものではありませんから、皆さん方の意見を聞きながら、そこら辺をめどに策定していきたいものだというふうに思います。認定をどうするかというのは、その次の段階でのスケジュールということになってくるというふうに理解しております。

それから、解決すべき問題点の懸念の一つだというふうに思いますけれども、コンパクトシティという全体でのご質問ですから、そういうご趣旨も中に含まれているのだろうというふうに思います。私は、あちらを立てればこちらが立たずというトレードオフ関係というのはこれからどんどんふえてくるのだろうというふうに思います。全面的にすべてがいいというのは、大きく拡大する世の中にあってはあったというふうに思いますが、しかしこれからの世の中、あちらを立てばこちらが立たずというのはかなりいろいろ出てくると、そのときに決断が求められるというふうに思います。私は、やはりバランスのいいまちをつくる。いいまちをつくるのが目的ですから、こっち側でよくなったけれども、こっち側はかなり悪くなったと、こういうことであってはいけないわけで、バランスのいい選択と集中というものはやはり求められていくことだというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 解決すべき問題点というところをまず聞きたいと思っておりますけれども、もう一度聞きたいと思っておりますけれども、今ご答弁の中にありましたトレードオフ関係ということです。実はこの認定要件の中には、中心市街地計画の中に福祉施設があること、それと街なか居住の施策が入っていること、それと都市計画の中で大型店を規制していることというような、表現がちょっと違うかもしれませんが、大きくそうしたものがハードルとして設けられていると。そのことに対して市長は多分トレードオフ関係ということを申されたというふうに思うのですが、実際にポスプールの関係のことというのは規制できるとかという問題ではこの時点ではなくなっているのかもしれないというふうに思うのです。実際に計画認定の際にどのようにそのことが重く受けとめられるかということというのは、実は自分もちょっとわからないでいるのですけれども、そのことについて市長はどのような認識を持っていただけるかということについてまず一つお聞かせいただきたいということ。

それから、もう一つなのですけれども、本年度中に計画をつくりますと、意見を聴取していきますということは、多分中心市街地活性化協議会がその意見を発する場になるのかなと、そのためにこの機関をつくったのだろうというふうに思います。ただ、現状としては、予算をつけていただいた3,000万というものをどのように使うかということに非常に頭がいってございまして、なかなか

かそのバランスがとれないのが現状なのではないかなというふうに感じております。まちの将来像を描く、それに対してお金を使うということがやっぱり大事なポイントなのだろうというふうに思うのですけれども、そこら辺のところがかとしじゅうにやっていく上で、実は機能的に現状としてはなかなかうまくいきにくい状況にあるのかもしれないなという認識を自分自身は持っているのですけれども、そのことについても市長の見解をお伺いをしたいと思います。

それと、全体像としてなのですから、先ほど手段として認定、認定を受けるということは手段ですよ、それからいろいろ支援策を受けるということは手段です。これは、そのとおりでございます。自分も全くそういうふうに思いますが、実際そうなのだけれども、ただ相当な覚悟でないとここに進んでいくのは難しいのではないかなと思うときに、考え方として手段だよということもそうですし、認定されなかった場合に、その計画をもちろん使うわけですから、だけれどもやっぱり認定を目指すためにどういう組み立てをしていくかという、その心構えというか、そうしたものが物すごく大事になるのでないかなと思います。例えばスマイルビルだとかも実は完全に安定したものではありませんし、それから名店ビルも解決していない。では、もしかしたら今後どうなるかわからない。何か起きたときに、認定されていないければ手も足も出ないかもしれない。せつかくぶら下がっているというか、せつかく国で出してもらえないようないろんな支援策を活用できないかもしれない。だから、そこが多分抜本解決になるのではないかなと自分は思っています。もう一度そこら辺、多分同じ考えなのかもしれないのですけれども、要するにこの認定に関する意気込みをもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

3点です。

○議長 市長。

○市長 先ほどちょっと答弁漏れの感じがいたしますけれども、市役所の中に組織を現在中心市街地活性化推進本部というのをつくっていますから、これを中心にいきます。ただ、まだ具体的に法律が施行されていったときにどういう対応が求められていくのかという細目は明らかになっていませんから、こういう細目が出た段階で、先ほどご質問のありました協議会のあり方とか、あるいは市内組織のあり方というのに手を加えていくということはあるというふうには思っています。いろいろご意見を聞くのは、市民の皆さん方のご意見はやっぱり協議会を中心に聞いていかなくてはいけないというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように細目が明らかになった段階で、さらに新たな判断を加えていくということはあるかもしれませんが、基本は協議会を中心にいきたいというふうに思っております。

さらに、認定が手段であるということに関してであります。認定を受けなければ取り組めない事業というのはきっとあるでしょう。法的なクリアでありますとか、あるいは財源措置でありますとか、そういうものはきっとあるだろうと。あるいは、認定を受けなくてもできるものもあるだろうというふうに思いますが、それはやはり認定を受けることを前提に計画はつくってもいきますから、計画段階でしっかり、どういう事業手法があるのか、その事業手法を達成するためにはどういう財源対策があるのかというのは計画をつくる時の基本中の基本でありますから、それはちゃんと点検していきたいというふうに思っています。ただ、私は常に思いますのは、まず走り始める

と、計画をしっかりとつくって、それから行動し始めるというのは時代に合わないというふうに思っております。必要なことは、すぐ走り始める。走り始めた中で、有利な制度が出てきたら、有利な制度を受けられるように変更も加えながら、また走り始めると。そういうことが必要だというふうに思って、18年度、議会のご理解をいただいてああいう対応をとったわけでありますので、そういう基本で進んでまいりたいというふうに思います。

ハードルは、確かに高いというふうに思います。人口、これ、規模を想定しているという話も聞こえてこないわけではない。そうしたら滝川はどうなるのだろうかと心配もある。ですから、もう今のうちから国、特に経済産業局には滝川応援団も大勢いますから、さらにこういう大型店立地の情報もあるのだと、そういう情報も当然経済産業局でありますから、知っております。知っておりますけれども、地元としてこういう意見もあり、こういう意見もあると、少し深掘りして情報提供をしておりますから、こういう中で先ほど申し上げた基本方針で臨んでいきたい、積極的に臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 ありがとうございます。市も、それからもちろん商業者も市民も一体となって、ぜひ進めるべき中心市街地問題だというふうに思いますので、安心いたしました。

◎2、子育て応援

1、市立保育所の保育料改定について

では、2番目にいきます。子育て応援ということで、市立保育所の保育料改定についてということでございます。このところ子育て応援施策というのは国なんかでもかなり厚く支援策がありますし、また滝川市としても大きな柱として取り組まれているという状況で、あらゆるサービスができて非常に評価も受けているというような状況にある中での話でございますが、活力再生プランにおいて、ここに19年度って書いてありますけれども、その後の議論の中で22年度になったということでございますけれども、から国の徴収金基準額と同額に移行する計画になって、いまだにおります。子育て支援施策の柱でもある保育所の料金は、可能な限り低く抑えるのが妥当であるというふうに考えております。できるだけということですが、値上げが反対とかということではなくて、できる限りの低い価格に抑えるのがやはりこの柱であると本間自身は認識しているのですけれども、保育所の料金というのはできる限り低く抑えるのが妥当だというふうに考えております。国の基準にこだわらずに活力再生プランの進捗状況に応じた滝川市独自の料金設定に見直すべきであり、それを市民に対して、19年度の地財計画が云々ということも確かに重要なのですけれども、こういう考え方ですよということを市民に対して早期に提示することが子育て支援施策全般としてこれは効果があるものではないかというふうに考えています。先般質疑の中で清水議員の方からもそれにやや近いようなお話があって、大分いい感触の答えをされていた感じがするのですけれども、保育所の保育料改定に対する市長の今のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 市民の負担は常に適正であるべきだと、高くあってはいけなし、安過ぎてもいけな

いし、適正であるべきだというふうに思います。その適正をどう判断するかというのは、さまざまな条件によって変化をしていくというふうに思っております。私は、市民の皆さん方に今回の保育所の保育料に関してお願いをしましてまいりましたのは、滝川市は超過負担をしているのですと、その超過負担の金額は15年度で言えば9,600万円でありました。そして、17年度ではだんだん努力の成果が実って、8,100万円というふうに減少してきております。恐らく近いうちに、私は22年のタッグ計画の計画期間中にこの超過負担は解消したいというふうに思っております。今なぜ国の定めたルールに基づいて、低減してきた部分を上げていただけませんか、段階措置を、激変緩和措置を含めて解消させていただきというふうをお願いしてきたのは、市役所のルールに基づく負担を軽くしようというわけではありません。超過負担があるから、ぜひ国が定めたルールまでお願いできませんでしょうか、今まで安くしてきましたけれどもというお願いであるわけです。したがって、根拠は、超過負担がなくなった場合に、それは保育料全体を見直したいというふうに思います。それは、その時点でそれが適正負担だというふうに思うからであります。

そして、先ほどご質問がありましたように、国においてはさらに少し踏み込んだ議論がなされているようであります。規制改革民間開放推進3カ年計画、この中で先ほどご質問にありましたように利用者が負担する保育料の仕組みを従来の仕組みから変えたいというふうなことが書かれています。それは、低所得者を除いて、原則としてサービス内容に合った対価を支払う負担方式とするのだと。低所得者は除きます。あと、サービス内容に合った対価を支払う負担方式とすると。今までは、どちらかといえば応能応益性でした。応能性というのも結構入っていたのです。所得の高い人は保育料高いのですと、所得の安い人は保育料安いのですと。サービスは同じです。こういうことについて負担方式とするのだと。あるいは、そこに上乘せ、横出しサービス、例えばどういうふうになるかわかりませんが、長時間保育やるのだとか、延長保育やるのだとか、障害児保育やるのだとか、どういうふうになるかわかりませんが、上乘せ、横出しサービスについては、それについても要するにプラスアルファの負担をいただくと、そういう形にしてはどうかという提案がなされて、これは18年3月31日で閣議決定をされました。私は、タッグ計画期間中において、超過負担をしていく、これは解消したいというふうに思っていますから、そのためにコストを安くする方法をこれまで講じてきましたし、その計画はタッグ計画の中にも含めておりますから、その超過負担が解消されれば保育料は見直しをしたいというふうに思っておりますのと、あわせて国もそういう方式をとっていきますから、この方式がどういうふうになっていくのか見据えて、この二つの視点で対応していきたいなというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 大きく二つの答えでありましたけれども、まず一つ目の方なのですけれども、超過負担に対してコストダウンでも対応しているのだよということだというふうに思いますし、ただ活力再生プランの設定は22年までですと。それにこだわるのがちょっとびんこないなという感じがどうしてもするわけです。あと、それからコストダウンをして、超過負担をすべて保育所の中の収支で決めていくというのはいかなるものかなというふうにやっぱりどうしても思ってしまいます。ですから、いろいろ状況は変わっておりますので、タッグ計画は思ったよりもちょっと進んでいる

場合に、力を入れる施策に対して少し見直すかもしれないと、したいと本当は思っていますと、そういうことがやっぱり大事なのではないかなというふうには自分は思うのですけれども、ですからそこで論点はどうしてもかみ合わなくなってしまうのかもしれませんが、22年度になってから改定しますというのは、ちょっとどうかなというふうには思うのですけれども、それがまず1点です。それについて、質問の内容としては、どうしても保育所の中の超過負担解消、料金の関係と、それからコストダウン、その枠の中でこれを解決するために考えるのか、それとももうちょっと広くタッグ計画全体を見て考えるのか、それを一つ目の質問としたいと思います。

それと、もう一つ、多分幼保一元とかいろんなことが規制がというか縦割りが変わっていくだろうというふうなのは皆さんもうわかっていることですし、そのこと抜きにこの議論もできないのだろうなというふうには思うのです。ただ、これだってどういうふうになるかわかりませんし、市役所としての方針はまたさらに打ち立てていかなければならないということはあると思いますが、ただここで質問させていただいている大きな柱というのは、基本的には可能な限り低く抑えるということが妥当であると思うので、現状の時点でそういうふうに使われているかどうかと。確かに適正な料金というのは、適正ってすごく難しいわけです。これは、お徳感があるかどうかということが商売やっているとと思うのですけれども、それも適正というよりもお徳感だったりするわけです。だから、現状において、どうしても22年度のときに超過負担解消のために値上げも続けますよということをどうしても言いたいのはなぜなのかということも、もうちょっとわかるようにお答えいただけたらなというふうに思います。

2点です。お願いします。

○議長 市長。

○市長 22年度、タッグ計画期間が終わったら見直しますというふうなことは言っておりません。私は、22年までのタッグ計画期間中にこの超過負担というものが解消されれば、その時点で見直しを図るべきだという方針を申し述べているわけでありまして。超過負担の超過の状況、そういうものを考えながら判断していくべきだというふうに思っておりまして、年度にこだわっているわけではありません。それと、先ほど申し上げました国が負担方式に転換していくというのは、まだ明らかになっておりませんが、これは3カ年計画ですから、恐らく18年度中にスタートするだろうと思います。しかも、それは、幼保一元化の総合施設においてスタートしていくというふうな情報であります。まずそこからやって、それから保育所に移行していくということですから、これもそうのんびりした話ではないのだろうというふうに思います。したがって、私は超過負担の状況をシビアに分析をする、そして国の動向も見詰める。それでの判断をしていきたいというふうに思っておりますから、別にタッグ計画期間の22年にこだわっているわけでも何でもありません。

○議長 本間議員。

○本間議員 では、最後に、この質問に対してはもう一度確認だけさせてください。22年度までの間に超過負担を解消したいと、それが早期に解消できることを目指していますと、それが解消できればまた新たな考え方を導入していきたいということで、22年度の終了を目指しているわけで

はない、もっと早くやりたいということで理解してよろしいかどうか。

○議長 市長。

○市長 ご質問のとおりです。

○議長 本間議員。

○本間議員 わかりました。できるだけコストダウンの方を強く打ち出されて、でき得れば非常にタッグプランが進んだよと、もうちょっと全体像で考えてみるかというぐらいのことになればうれしいなというふうに思っています。

◎3、安心・安全な生活

1、総合電話相談窓口などの新設について

次いきます。3番です。安心、安全な生活についてです。総合電話相談窓口などの新設についてというふうに書いておりますけれども、市長が前にお話しされたワンストップサービスというのを進められている中で、福祉の総合窓口をつくられました。そうしたものをさらに進めてはどうかというような感じの話でございます。福祉、防災、防犯、医療、また福祉って書いてありますけれども、これ削除していただきたいと思えます。など各分野で市民をサポートする取り組みが行われているが、対象者を網羅することは困難と思われる。どうしても市役所の今までやっている中でサービスの中では、あらゆるタイプの対象者がいるのを網羅するのは非常に難しいというふうなことで考えております。例えば比較的元気で福祉制度などを受けていない、例えば独居高齢者が緊急の不安を抱いた場合、例えば訪問販売、ちょっと悪い訪問販売が来たとか、例えばオレオレ詐欺みたいなものにちょっと遭遇したとか、それから救急車を呼ぶまでもないような健康の不安を抱えたとか、急にそういうふうにしたとか。そういう場合の対応など、縦割りの制度のすき間を埋める施策の必要性を感じると。現在結構地域力ということで、防災のこと、それから防犯のことなども今急激に市役所の方でも進めようとされています。ただ、どうしても町内会に対してお願いするということなんか結構多かったりするようで、町内会も高齢化が進んだり加入者が減ったりとかいろんな問題を抱えている中で、仕事がふえることに対する現場の不安というのも実は広がっているということもあります。もちろんそのことも大事なことですけれども、そうしたことでだけではないサポートする何か方法はないのだろうかということを実は話し合った経緯がございます。そうした中で、総合窓口、いわゆるワンストップサービスというものをさらに推進していくと同時に、総合的な電話対応などの取り組みというものもいかなものかということでございまして、例えば専用の回線を設けて、例えばどこどこに電話したらあらゆる相談は受け付けますと。いろんな相談窓口は存在して、実はほとんどのことには対応できるような機関というのはあるわけですが、ただどこに相談していいのかわからぬというのがどうしても存在するわけです。この間も福祉センターに行ったら、1階に相談窓口、3項目に対して表示されてはいたけれども、どこに電話してどういうふうにしたらいいか、多分わからない方が結構多いのではないかなという中で、例えば直通のサービス電話番号なのか、それか例えば23-1234をさらに強化する取り組みなのか、ぼんと電話かかってきたらつなぎやすくするとか、そんな取り組みなんかも有効なのではないのかな

というふうなご提案なのですけれども、それに対しまして市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 まず、福祉総合相談窓口をつくりました。それなりに役割を果たしているようであります。私は、この福祉総合相談窓口は、単に市民の皆さん方が福祉のご相談に来て、直接ご相談いただくということだけでなく、電話でも対応ができるというふうなものでありたいというふうに思っております。これは、内部的には福祉相談窓口をまず第1段階でやると、しかしその後は行政の全体の総合相談窓口というものにしていきたいというふうなことを念頭に置いて第1段階に取り組んだことがあります。したがって、福祉総合相談窓口、その成果と課題をしっかりと整理をした段階で、次どうするのかということは考えていきたいというふうに思っておりますが、ただ総合相談窓口となると、これはどういう形がいいのだろうかというのはいろいろ議論が分かれるというふうに思います。例えばコールセンターのように電話が中心という形もきっとあるでしょうし、この福祉総合相談窓口のような、これを拡大するというやり方もあるであります。どんな形にするかは別にして、やっぱり縦割りは必要な部分ありますから、それは組織として縦割りの効率性というのはあるわけで、それを市民の皆さん方がいかに自分の生活レベルで組み立てていただきやすいような相談をしていただけるのかというのが課題でありますから、これは次のステップとして念頭に入れながら検討を進めていきたいなというふうに思っております。ただ、心配事相談とか、あるいは消費者に対する相談ですとか、こういうものはまた別のくりにする必要があるだろうと。行政の総合相談窓口とは別な枠組みが必要かなというふうに、印象としてはそんな感じで思っておりますけれども。

○議長 本間議員。

○本間議員 この件については、再質はありませんが、ぜひ着実な取り組みを進めていただけたらなというふうに思っております。

◎4、教育施設

1、学校改築計画について

次、教育施設ということで、4番目に入ります。学校改築計画についてということで、先ほど学校の適正配置の関係で東栄小学校の問題を軸にして田中議員の方から質問がありましたが、ちょっと総体的、全体的な雰囲気の中で、前から何度もこのことは言っていることではあります。大変時間を要する非常に難しいデリケートな問題だというふうに思いますので、その進捗状況が気になるものですから、質問させていただきます。学校の適正配置を含めた学校改築計画の進捗状況と、その進捗状況に対するお考え、評価はどのように思われているのか。先日プレス空知の方に載っておりました。このような体制をつくりましたということで載っておりましたけれども、実際にその機関は以前からつくるといふふうに、部署も、例えばそういう担当の方も配置されたということもありますので、4月からまだ6月にしかなくなっていませんけれども、どのような進捗状況になっているのか、その評価とともにお知らせいただきたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、本間議員のご質問にお答えいたします。

適正配置あるいは耐震化含めてでございますけれども、まず耐震化について申し上げたいと思います。これにつきましては、過般の教育行政報告の中でも申し上げさせていただきました。まず、滝川がなぜおけているかということでございますが、昭和56年に新しい基準ができましたけれども、その直前にこの管内ではいち早く、当時の耐震化といいますか、強い建物に当時の理事者、議会、皆様方のご努力でさせていただいたと。それが現在使えるものは大いに使っていこうと、そういう考え方でございますので、現在のところ耐震化率が悪いと、そういうことを申し上げました。耐震化率については6パーセントと、こういうことで申し上げましたところでございます。耐震化診断でございますけれども、今盛んに国等の財源措置あるいは財政状況等々を担当でいろいろ調べさせていただいていると、そういう状況でございますが、できれば本年度からやっていきたいと、そういう意気込みで今盛んに進めていると、何とかことしからやりたいと、そういう考え方で今進めております。その耐震診断に基づきまして優先順位を定めながら、改修計画等をさらに進めていきたいと、こういう考え方で現在進めております。さらに、耐震診断の結果によっては、改修、改築をするのがいいのか、あるいは補強するのがいいのかと、いろんな方策が出てきようかと思えますので、そういったことも煮詰めていきたいと。くどいようですが、耐震診断について近々具体的な学校を定めて診断するように、今鋭意前向きに検討していると、そういうことでございます。学校は何校ということは今の時点では申し上げられませんが、前向きで積極的に取り組んでいくと、そういう状況でございます。

以上が耐震化でございますし、あるいは配置計画につきましては、学校の統廃合を進めるのか、大規模改造、改修を行うとか、こういったことで今盛んに担当でまとめさせていただいているところでございます。現段階では、児童生徒に対してよりよい教育ができる学校規模というのは何なのだと、こんなことでまとめさせていただいておりますし、あるいは長期的視野から見た小中学校の姿というのはどんなものだろうかと、こんなことを検討させていただいたり、あるいは通学区域、通学距離、通学区域の弾力的な運用、これはどのようにあるのかと。将来学校選択性ということも視野に入れながら、こんなことを検討させていただいていると。あわせて、学校給食の施設も老朽化しておりますので、これもあわせてやりたいものだとすることを考えつつ、今庁内ワーキング、これを何度もしながら煮詰めていっていると、そういう状況です。それで、具体的には、9月に基本的なものをまとめまして、学識経験者、関係団体、学校関係者あるいは公募市民などによる懇談会を設置して、基本的なものは提示して、そしていろんな意見をちょうだいしたいと、このように考えて進めているところでございます。タッグ計画から見たら進捗状況はどうなのだとということでございますけれども、あの計画から見ると予定どおり進めさせていただいていると、このように申し上げたいと思います。その内容については、逐次公開していきたいと思っておりますし、もちろん時期を見て議会の皆様方にもご説明申し上げたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 再度質問させていただきます。

実は耐震のことについてはお聞きしていなかったのですが、耐震性能の問題、要するにいわゆる耐震問題に関して、その対策を講じるということと、それから学校の適正配置も含めてしっかりした学校の配置計画を決めて改築計画を進めていくことと、これ今のお答えを聞いているとどうなのだと、耐震強度を上げていくということを最優先にして考えて、今の学校に力を入れて改築工事を行っていくことをした上で適正配置なども含めたあらゆるもの、中高云々、いろんな問題、9月までまとめて懇談会をやるということと、どのように考えたらいいか、どちらが優先で考えられているのかわからないので、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 実は、本音を申し上げますと、本間議員ご指摘のとおり、その二つの兼ね合いをどうするか、今大変悩み抜いているところでございます。耐震化の問題については、緊急を要する課題と、このように受けとめております。あるいは、適正配置についても、これは大事な計画でございますけれども、長期展望を踏まえながら学校配置計画はしていかなければいけない、このように考えております。ただし、両方兼ね合いますと、一方をすることによって一方にむだが出ると、そんなことを財源的に考えた場合にすべきでないと、そのように考えておりますから、耐震診断をやりつつ、学校の総合計画の中でどう順位性をつけていくかと、こんなことを今苦慮しつつ検討している最中でございます。ご指摘のとおり大変な大きな問題であると、このように考えております。

以上でございます。

○本間議員 以上で終わります。

○議長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。きょうは、教育行政に絞りまして4点、教育長に質問させていただきたいと思います。先ほどから渡辺精郎議員、または本間議員とかなりダブっている部分もあります。それで、こちらで受けとめられた部分はそのように受けとめますけれども、聞いた中でちょっとどうかという部分もあったりしまして、その辺はもう一度教育長から直接聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎1、教育行政について

- 1、教育基本法について
- 2、市内小中学校のスキー学習について
- 3、学校適正配置の総合的な策定計画について
- 4、小中学校の耐震化について

教育基本法は、教育の憲法とも言われる大変大切な法律でございます。その教育基本法の改正法案が今国会に上程され、継続審議となりました。現教育基本法は、戦後二度と同じ過ちを繰り返さないという反省に立って、一人一人の人権を守り、平和な社会を形成する主権者をはぐくむことを教育の理念として定めたすばらしいものであります。戦後の民主教育に直接携わってこられました

教育長に現教育基本法についてどのように考えられているのか質問いたします。先ほど渡辺精郎議員の中で答えられました部分で、基本法の中身についてはきちっと認識されており、そのとおりでございますけれども、その答弁の中で59年経過しており、環境が変わってきていると、実態を考え、今後の未来を切り開く基本法として改善を図ってほしいという教育長の答弁でありました。渡辺精郎議員としては自分と考えを同じくするというような感じで受け入れられていたので、ちょっと私が考えるのと違っていているような気がしますので、改めて教育長からお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○大谷議員 現教育基本法について、教育長としてはその教育基本法をどのように思われているかということです。

○議 長 教育長。

○教 育 長 その問題については、先ほど渡辺精郎議員にお答えいたしました。

○大谷議員 そうです。答えましたけれども、渡辺精郎議員の受けとめ方と私の受けとめ方と違うのですけれども、今言われましたように改善を図ってほしいという教育長のお考えでよろしいのですね。

○教 育 長 そのとおりです。59年経過しておりますから、時代が変わります。教育の場合は不易の部分と流行の部分がありますから、時代とともに変わっていく部分については当然検討していくということです。

○大谷議員 わかりました。

それでは、そのことで……

○議 長 大谷議員、ゆっくりゆっくり。時間あるから、ゆっくり。どうぞ、大谷議員。

○大谷議員 いろいろ状況、環境が変わってきているということで教育長は答弁されました。若者たちの犯罪やニートの問題、またいろいろな犯罪や社会問題が低年齢化してきている。これは、戦後の教育で行き過ぎた自由主義により自分勝手な人間がふえてきているから、教育基本法を改正しなければならないと、そういうことを言っている人たちがたくさんいることも承知しております。しかし、果たしてそうでしょうか。学校は、もっと自由であるべき、差別、選別の振り分け教育、勝ち組と負け組がはっきりしてきている格差社会、それこそが問題であり、こういう背景を生み出しているのではないのでしょうか。子供のころから友達を大切に、人の心の痛みがわかる思いやりのある人間性豊かな社会人を育成することが大切であると思います。そして、そのためには現教育基本法の精神にのっとり、自主性、自立性、自由を大切にする教育が望まれますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 高邁な考え方を申し上げているようなことで、どこをつかまえて答えればいいのか、ちょっと迷いますけれども、教育基本法は先ほど言いましたように日本の教育の骨格を規程しているものと、そのように認識しております。ねらいにつきましても、大きく二つあります。一つは人格の完成でございますし、もう一つは社会に寄与する人間を育成すると、こういう観点でできてお

ります。あと、その状況については今申し上げませんが、そういう中で今まで戦後日本の教育を前進させる背骨として大きな役割を果たしてきたと、このように申し上げました。これは、先ほど申し上げたとおりでございます。しかし、59年の中にいろいろ状況が変わってまいりました。あるいは、時代も変わってまいりました。あるいは、要請も変わってまいりました。現実も変わってまいります、子供たちの。そういったことから、現在新たな基本の内容として何がいいのか、あるいは将来展望を担う若者、これ何を期待するのか、そういったことだと、そのために検討していると、このように考えております。今継続審議になっておりますから、一々申し上げることはどうかと思います。これからまだ論議される問題ですけれども、しかし新しくいろんな意味で教育の目標が再度検討されるということでありまして、生涯学習の観点とか、あるいは家庭教育とか大学とか、いろんなことが入ってまいりました。あるいは、子供に期待する価値観も入ってまいりました。今までなかった家庭教育、幼児教育あるいは地域との連携あるいは障害児教育、こういったものも検討して入ってくるのではないかと思いますけれども、継続審議だから、わかりません。このようなことを考えますと、やはり大きな時代の中で今までなかったものを再度検討してみようと、そういう時期に来ているのかなと、このように考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 時代はいろいろ変わってきておりますけれども、教育基本法のねらいはやはり今の日本の子供たちをどう教育していこうかと、この理想、理念については1947年に施行された法律でありますから、大変長い期間使用されておりますけれども、その中身については私は全く変わるものではないと、非常に崇高な理念、目的を持ったすばらしい法案であると考えているわけでありまして。その中で、今改正案出されておりますが、もう既に皆さん方もご承知だと思いますけれども、男女共学の条項が既に削除されようとしておりますけれども、これは男女平等の精神はもう既に浸透しているということで、わざわざ明示しなくてもいいという、そういう判断のもとに文言が削除されているわけですが、これが削除されますと、せっかく戦後培われてきた男女平等の考え方、男女平等の教育というものがまた日本古来の伝統に基づいて、男は男らしく、女は女らしくと、そういうような形でまたもとの姿に戻されていくと、そういう懸念があるのでないかと大変心配に思います。それから、義務教育の文言のところでございますが、第4条に、義務教育は、国民はその保護する子女に9年の義務教育を受けさせる義務を負うとありますけれども、この9年の文言も削除しようとしておりますが、そして別に法律で定めるところによりという言葉を入れて、ということではできる子供については幼児期から早く学校に入れるとか、または飛び級をする。ですから、小学校年齢でも高校、大学まで行けたり、そういった早期から競争原理を導入して、差別、選別、エリート教育が一層強化される、そういう心配もあるわけですが、そういった9カ年の文言削除という部分では教育長はどのように考えますでしょうか、質問いたします。

○議 長 大谷議員、今の国政レベルの問題につきましては、質問者の良識にゆだねるということになっているのです。ですから、教育長が答弁できると言えはいいですけれども。

○大谷議員 わかりました。

○議 長 教育長、答弁しますか。

○教育長 先ほど話したとおりでございます。

○議長 長 では、追加して答弁はありませんね。

○教育長 はい。

○議長 長 では、以上でこの件については。

○大谷議員 その辺を教育長はどう考えているかというのを私はぜひ伺いたいです。実は、先日も教職員の代表が教育長の方にも教育基本法の改正反対についての要請にも伺ったのですけれども、直接お話をする機会がありませんでした。いろいろな教育関係諸問題について教育長とお話をしたいということで代表が訪れたときにも、なかなか教育長にはお会いできないと。そういう点では、やはり双方の理解し合う、そういう話し合いというのは非常に大切でないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。教育長のご意見ですから、これは。

○議長 長 教育長。

○教育長 これも通告質問にございません。他団体のことについてのご質問でございますけれども、ぜひ答えなさいということであれば答えさせていただきます。

教育委員会としては、すべての団体を平等に扱っております。例えば学校教育課に関する問題は、とりあえず学校教育課長、指導室長が対応しております。文化振興に関するものは文化振興課長、あるいはスポーツに関するものはスポーツ振興室と、そういったものできちっと丁寧に対応させていただいています。何が何でもすぐ教育長、教育長ということでは組織的にはございません。そういう意味で、問題、課題があった場合については教育長が責任持って対応させていただきますので、決して軽んずるとかということではございません。平等に対応させていただいております。そういったことで、他団体のことでございますけれども、ご理解いただきたいと思っています。

また、せっかく立った機会でございますけれども、男女共同参画社会等々ありますので、不易と流行ということを考えて場合に当然変わっていく部面があるはずで、教育基本法ばかりでなくて、ですから、そういった点についてもご認識いただいて、内容がどこが悪いのか、これは大いに国政レベルでご検討いただけるものと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員、通告にはない質問でしたけれども、大谷議員の熱意に負けて、発言を許します。

○大谷議員 ありがとうございます。多分私もきっとそう言われるだろうなと思いつつ、ぜひぜひ一回教育長にそのことをお話ししておきたいなと。教職員の代表の人も直接お話しする機会がぜひ欲しいなということを常々言っておりますので、別の機会で申し上げればいかとも思うのですが、

○議長 長 大谷議員、どうぞ。

○大谷議員 それでは、教育基本法をもっともっとやりたいところなのですが、国政レベルということですので、次に移りたいと思います。

市内の小中学校のスキー学習について質問いたします。17年度からですか、空知太のスキー場が閉鎖されたわけですが、それによって小学校のスキー授業はどのようになっているのか。

また、各学校ではスキー授業をどのように実施されたのか質問いたします。17年度のスキー学習の実施状況、回数とか時間数、保護者の負担費用、それからどういう場所でスキー授業を行っているのか、指導の状況、また教育課程上はどのようになっているのかということで質問いたしますので、お願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 スキー学習の状況についてお答え申し上げます。大谷議員は前教職員でありましたので、自分では知っておられると思いますけれども、私は皆さんにお答えするという意味でお答え申し上げますと、このように思っております。

まず、スキー学習についてですけれども、学習指導要領にどのように明示されているかということでございますが、簡単でございます。自然とのかかわりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意することと、このようになっております。滝川については、ご存じのように雪、これに恵まれておりますから、そういった意味で雪の中心のスポーツのスキーに取り組んでいると、そういうことでございます。しかし、内容につきましては、発達段階に応じてそれぞれ学校で工夫すると、このようになっております。中学校においては頂上から回転の技術をもって下までおりてくるような技術を身につける子供たちもたくさんおりますけれども、小学生においては転倒しないとかということも含めて基礎基本を小学校で教えていると。スキーの回数でございますけれども、小中学校とも2回、2日間程度と、このように実施しております。平均しますと、小学校では10時間前後、中学校では8時間前後と、このようになっております。なお、教育委員会としても児童生徒に対する1日の輸送代、スキー運搬車の借り上げ、あるいは2回分の送迎用バスの手配、こういったことを空知太スキー場がなくなったときにご提示申し上げて、各学校の授業の充実に支援していると、そういうことでございます。学校によっては、たくさん学校行事として組んでいるところもありますけれども、多いのはかもい岳、そっち岳と、そういうことでございますし、そっち岳で2回の場合は490円程度の支払い、かもい岳では小学校700円、中学校850円等を超過しますとご負担していただいている、こういう状況にもございます。内容につきましては、先ほど言いましたように斜面に応じた滑り方、こういったことで技術とともに楽しくスキー学習をするということも含めて考えているところでございます。あと、ボランティアその他も十分にいただきながら、小学校ではお父さん、お母さんのご支援もいただきながら、事故のないような、そういったスキー学習を展開しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、小学校が2回で10時間程度ということで、今までに比べて時間数が少なくなっているということは特になのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 特に少なくなっている状況にはございません。従前どおりでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 先日明苑中学校のスキー学習における、かもい岳だったと思いますけれども、事故が報告されたわけですが、小学校の先生方というのは採用段階で水泳、スキーについてはちゃんと科目にあって、みんな堪能な先生方を採用されていると思うのですが、中学校の先生というのは専科制ですから、余りスキーに堪能でない先生方もたくさんおられます。それで、大体中学校ではどのようにしているかという、一応午前中はグループでスキー学習をしますが、そのグループは自己申告である程度の能力別というような形のグループ編成をしており、また昼食後については自由滑走という形が多いと思うのですが、余り堪能でない先生方が直接子供を預けられ、大変心配な中で危険とか、指導技術が余り上手ではない中で指導しているわけです。そういうことを考えたときに、やはり危険がつきまとうスキー授業でありますから、小学校で保護者とかPTAのスキーの指導のできる人を利用というか、一緒に授業に参加していただいているのと同じように、中学校でもそういうことが、指導の手薄な学校についてはスキーの指導員なり、そういう形での参加を予算づけできないものかどうか、できればぜひそういう形でこれからやっていけると危険性だとか指導の技術向上だとかという点ではいいのではないかなと思うのですが、お考えはいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 スキー学習の指導者の件でございますけれども、一般的に申し上げますと、新しく教員として採用されます。その中には、確かにスキーが不得意だと、そういう人もいらっしゃいます。私の経験では、本州から来たので、初めてスキーに触れますと、そういう初任者もいるのも実態でございます。そこで、北海道教育委員会で初任者研修ということを計画して持っておりますけれども、冬にスキー学習を初任者研修に入れて、そして基礎的な指導はしているのです。ただし、北海道の出身はほとんどスキーに乗れますけれども、本州から入ってきた教職員はスキーに乗れないと、そういったことで、道教委あたりで初任者研修で実施すると。それをもとに、各学校で校内研修としてスキーを先生方で技術を高めていると。例えば冬休み、近くの山に行って、今回のスキー学習は、これから行うスキー学習はこういったねらいでありますので、この程度まで先生方も身につけてくださいと、こういうことで校内研修をやり、あるいは打ち合わせなどを行っている学校があります。ただし、堪能な教職員がたくさんいらっしゃると、そういった場合についてはその人方がリーダーとなって実施していると、そういうことでございます。先日中学校の担当者呼んで聞いたところは、中学校では専ら専門の教員が中心になって、あとはサブとして他の教職員が指導しているという実態も説明されました。ご指摘のようにけががあっては困りますので、教職員の意識とレベルを高めるように、今後ともそういった校内研修とかいろんな方策で努力をしていきたいと、このように考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 総合学習等で、学校外講師というのですか、そういう方たちを依頼することがあります。そういうのと考えを同じようにして、もし手薄のところでは指導員を養成したいということであれば、そういう利用の仕方というのも可能なのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど言いましたように、スキーのプロを養成するものではありません。議員さんの中にプロたくさんいらっしゃいますけれども、1級、2級とか、あるいは指導員レベルの近くまで上げるということではなくて、そういったことができればいいですけども、雪に親しんで楽しむということが重点でございますから、その辺をポイントとして、原則は学校でやっていただきたいと、このように考えています。学校でできないから、何でもかんでも外部から講師を入れればいいと、そういうものではございませんので、学校で中心的にやっていただきます。ただし、近くの小学校でもボランティアとして行ってあげますよと、そういうことで来ていただいて、指導するのは教員ですけども、補助員としてボランティアがやっていただくということもございます。そういったことで、今後ともそういったボランティアの人方にご協力を仰ぎながら安全性を保っていきたい。この間総務文教常任委員会でも、議員さんの中にもスキー連盟の幹部とか技術者がたくさんいらっしゃいますので、何かありましたら応援してあげるよと、そういう温かい声もいただいておりますので、皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと、このように考えています。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 スキー学習については、わかりました。

次、学校の適正配置、総合的な策定計画、それから小中学校の耐震化、何度も出てきておりますので、3、4あわせて質問させていただきます。

先ほどの本間議員の質問と答弁を聞きまして、適正配置か耐震か苦慮されているということについてもよくわかりました。先ほど文科省の調査によりますと、小中学校の耐震化診断の実施がおこなわれている実態が明らかになりまして、朝日新聞、ほかのにも出ていたと思いますが、全国調査の結果が出ておりました。全国で339の自治体の実施率ゼロで、173の市町村が今年度も行わないということで発表されており、滝川市もその時点で報告がなかったということで、福岡県飯塚市に次いで、滝川が63棟未実施ということでばんと出てしまったわけですけども、その後プレス、あるいは教育長のこの前の教育行政報告の中で18年度、19年度の2カ年で63棟の調査を実施するということが報告されました。それで、文科省としましては耐震化を実施したいと、学校の耐震化計画とあわせた形で公立学校の耐震診断3カ年計画というのを発表しておりまして、安全・安心な学校づくり交付金というのを549億円を盛り込んでいるということが発表されております。これらは、市町村から提出された計画を文科省が審査、採択して、それに採択されれば2006年度から創設される交付金を配分するということが書かれておりますが、滝川市の耐震化診断がおこなわれているということが2番目ということで出ておりますので、これに計画が間に合うような形で取り組んでいってはいかがなものかなと思うのですけれども。

○議長 教育長。

○教育長 耐震化問題あるいは学校の適正配置計画について、正式に持ち上げているのは教育行政報告とこの場でございます。新聞報道とは別でございますから、その点十分ご認識をいただきたいと、このように思っております。それから、先ほど言いましたように、いち早く鉄筋コンクリートやって、できるだけもうという、そういうことでつくりましたけれども、できたら直ちに63年から新しい基準になったということで、そういう実態もあるということもご認識いただきたいと。

しかし、今真剣に考えていまして、先ほど言いました文科省の補助メニューあるいは通産省のメニュー等々、今調べている最中でございますし、あるいは打診をして、どの程度使えるかと、そういったことでございますので、あらゆるものを探して、有効に使えるものは使っていきたいと、こういう考え方でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 あらゆるものを探っているということで、そのように進めていただきたいと思いますが、ぜひ早急な取り組みをお願いいたしたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

この辺で若干休憩に入りたいと思っております。再開は3時といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時02分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正について

○議 長 次の質問者、窪之内議員でありますけれども、その前に、先ほど教育長からの答弁で訂正がありますので、教育長。

○教育長 文言二つ訂正させていただきます。通産省と申し上げましたが、国土交通省でございますし、3月までは文化振興課長でございましたが、4月からは社会教育課長でございますので、このようにおわびして訂正させていただきます。

以上でございます。

○議 長 窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、日本共産党の窪之内です。一般質問をさせていただきます。きょうは、大きく2件についての質問になっております。若干時間をかけて質問する場合もあると思っておりますけれども、市長におかれましてはご答弁の方をよろしくお願い申し上げます。

◎1、郵便行政と市民サービス

1、江部乙郵便局外務事務の滝川郵便局への統合計画について

1件目、郵便行政と市民サービス、1項目、江部乙郵便局外務事務の滝川郵便局への統合計画についてです。6月2日の総務文教常任委員会において、郵政公社北海道支社の方が滝川市を訪問し、本年9月ごろに江部乙郵便局の外務事務を滝川局へ統合すると文書で申し入れがあったと報告されました。過疎地郵便局の外務事務の集約化についての具体的な局面を目にしたのは、本年1月3日付の北海道新聞報道でした。江部乙郵便局を含む道内141の郵便局の外務事務が都市部の郵便局に集約されるという記事でしたが、最近の報道ではさらにふえて160局と言われております。マス

コミではこうした報道がなされている一方で、郵政公社はその具体的内容について公表していません。国民の生活に深くかかわる全国的な統廃合計画であるにもかかわらず、サービス低下の懸念が大きく、反響を恐れて公表できないと言われていています。そのため、郵政公社は、計画の内容について関係する自治体に個別に説明を始めました。計画を知らされた天塩町や大樹町では、町ぐるみの反対運動が始まっています。外務事務が集約化されれば、配達エリアの拡大による配達時間のおくれや不在で郵便局に戻された書留や小包を身近な郵便局にとりに行くことができない。さらに、時間外窓口の廃止など、サービスの低下ははっきりしています。こうした効率性や採算性優先で過疎地を切り捨て、郵便事業網をずたずたにする計画に反対の運動が広がっているのは当然と言えます。郵政公社は、自治体の長が承諾したところから進める方針のようです。市長の態度が事を左右するかぎを握っていると言えます。そこで、サービス後退が必至の江部乙郵便局の外務事務の集約化についての市長の認識と見解をまずお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市長 認識と見解ということではありますが、認識という意味では1月3日の報道は寝耳に水の報道でありますから、直ちに実態の確認というものを行いました。しかし、その段階では自治体に説明する情報としては検討中であって、何物も申し上げることもできませんということでありまして、滝川郵便局は、連絡もありません。北海道郵政局は、わかりません。本庁で進めていることです。したがって、何も説明できませんと、こういうことでありました。そういう意味では、どんな影響があるのかということの認識を早く情報を得たいという動きをしたわけでありまして、その後何度か連絡はしておりますが、5月の10日に郵政公社北海道支社の担当者が来庁して、集約業務の変更についての説明がございました。その中身は、集配業務、貯金、保険の集金業務を滝川郵便局で担当すると、あるいは江部乙郵便局の時間外窓口の取り扱いを取りやめると、実施時期は9月くらいに予定しているという話でありまして、私はこういうことを住民に伝えるのはやっぱり郵政公社の仕事であると、これは皆さん方が地域住民にしっかりその意向を伝えて、意見を吸収することという見解を持っているところであります。郵政公社については、ぜひとも住民の見解を、PRをし、見解を求めて、理解を得られる中で実施すべきものだというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 ただいま市長の方からご答弁があり、見解については住民に伝えるのは郵政公社の仕事であり、住民にきちんと説明し、理解を得られることが必要だというふうに答弁されたというふうに思います。それで、2項目めの住民との関係の点をまず市長にお伺いして、1と2を含めた形で再質問をさせていただきたいというふうに思います。郵政公社は、これまで地域住民への周知は全く行っていません。江部乙局に勤務している常勤、非常勤職員の方たちへの説明も、滝川市への説明が行われた後行われたと聞いています。今回の計画で集約されるという配達や集金業務は、地域に密着した身近な郵便局として江部乙地域に大きな役割を果たしてきました。また、外勤、非常勤の多くの方は江部乙在住の方で、顔なじみの郵便局員は地域のお年寄りの安否確認や地域コミュニティの構築という点からも貢献してきています。しかし、非常勤採用の方たちは江部乙局採用のため、一たん全員が解雇されるということです。滝川局で雇用されるかどうかという点も、現時

点では不明です。地域住民との信頼とつながりで運営されてきた郵便局が地域住民への周知と理解を求める努力を今の段階でも行っていないというのは、大きな問題ではないでしょうか。統合直前に決定を伝えることが住民周知ではありません。住民の意向や要望に耳を傾ける、理解と納得を得るまで努力する姿勢が求められています。現段階でも住民周知と理解を得ていない、そういった計画について市長は見直しを強く求めるべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 住民の皆さんへの周知は、7月になって進めたいというご意向も伺っておりますから、ですから7月に入ってできるだけ早い時期に住民の皆さん方に説明が、周知がなされるべきだというふうに思っております。これが極端におくれてくるということになると、早くしてくださいという要請はしようと思えますけれども、計画的な周知を期待をしたいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 計画では9月19日から滝川局への集約ということが予定されているようです。前日3日間でしょうか、続く連休の中で必要な車とかオートバイや何かの配置を全部終わらせる計画ということで、今もう6月ですから、既に3カ月しかないという状況の中で、まだ住民周知がされていないということです。一昨年の郵政民営化法案が審議されているときに、滝川の市議会は全会一致で民営化反対の意見書を採択しました。民営化で何が起きるのかと、こういうことを掲げた意見書でありまして、ここの中では民営化となれば不採算地域からの撤退、不採算事業の縮小は経済原則から見ても、また昨今の民間事業の動向を見ても明らかだと、こういうことで民営化の方向はこうした過疎地の不採算部門を将来切り捨てていく、こういう危険をはらんでいるということで、全会一致で反対の意見書を上げたわけです。完全民営化は来年の10月からということになりますけれども、今回の外務事務の集約化は第1段階と言われていて、第2段階では全国1,088の統括センターに集約されていく、こういうような状況になっていて、江部乙郵便局の廃止もこういった方向からは懸念されるという状況になってきています。また、内勤、外勤の業務に常勤、非常勤合わせて20人の方が今勤務していますが、集約後は保険1人、貯金1人、郵便1人と局長の4人の局になるというふうに言われています。こういったことから見ると、先ほども質問の中で言いましたが、外勤非常勤の方たちのほとんどが江部乙在住の方だということなどから考えると、こうした人たちの生活が守られるのか、また滝川局に集約されることによって、そちらの方に人口が動いていくのではないかと。そういった意味では江部乙のまちがさらに衰退していく、そういう不安を感じているわけで、今3カ月前になっても周知されていない、そしてまた将来廃止の可能性も秘めているような民営化なわけですから、7月に住民周知を行ったからいいということではなくて、市長としてはやはり反対という立場、今の段階では見直しをなささい、住民理解を得た上で考えなさいという立場に立つべきだと思うのですが、改めてお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 国民は、改革に賛成の意思を表明をいたしました。しかし、総論は賛成であっても各論になると反対だと、こういうことは現実にあるのだろうというふうに思いますが、しかし各論の影響の程度がどういう状況になっていて、総論を賛成と、各論反対という状況に至るのかど

うかという判断をしなくてはいけないというふうに思います。私は、市民への影響の程度というのは、改革をしようとする主体がしっかりとやって、この部分についてはこうすべきだという意見があるとすると、それはどう考えていくのかということをやすべきだというふうに思うのです。住民の生活にかかわることだから、何でもかんでも滝川市役所がかかわらなかつたらならぬということになると大変なことになるというふうに思います。責任がある立場の主体が責任を持ってやるべきことであるというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 時間の関係もありますので、国民は改革に賛成を示したという、この見解はいろいろな選挙のとり方があると思うので、時間がないのでそのことについては反論しませんけれども、主体である郵政公社が住民周知を行うというのはそのとおりだと思うのです。ただ、郵便事業というのは、何もかも市民生活にかかわることを市がかかわれと私は言っているわけではなくて、郵便事業というのは深く市民生活とかかわってきたと、そういった点で見れば、何も知らされていないということもあるわけで、もっと積極的に、市長の立場からいえば住民周知のことについてどういった周知をなされるのか。例えば住民が理解を示さないと郵政公社は進めないという立場をとるのかとか、そういった立場で市長が郵政公社に求めていくということもあり得ると思うのですけれども、この点についてだけお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 住民周知が著しくおくれるということであれば、これは市民に混乱をもたらしますから、著しくおくれる状況が出てくるのであれば、早く周知をするように要請をいたしたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 結果として住民周知さえ行えば、市長は江部乙郵便局の外務事務の滝川局への集約ということについては問題ないというふうに考えているのだなというふうに受けとめて、次の質問に入りたいと思います。

◎2、病院行政

1、ジェネリック医薬品の使用促進

2、医療事故に関する医療情報の透明化と病院への信頼を高めるために

2件目、病院行政です。今市立病院の建てかえに向けた取り組みが進められています。市民に信頼される病院づくりがそういった建てかえの中で求められているわけですが、きょうの質問は信頼される条件の一つとなるというふうに私は考えているわけで、そういった立場で伺いたいと思います。

1項目めがジェネリック医薬品の使用促進についてです。日本の医療費の約2割、6兆数千億円が薬剤費と言われ、このうちジェネリックが出されている先発品の売上額は薬価ベースで2兆3,000億円だそうです。これをすべてジェネリック医薬品にかえれば、約1兆1,000億円を節約できるという試算もあり、ジェネリック医薬品の使用が医療費の節減につながることははっきり

しています。医薬品の総使用量に占めるジェネリックの割合は、日本ではまだ16.8パーセントですが、欧米は50パーセントを超えているところもあります。滝川市立病院はどうかというと、ことしの3月の予算委員会で質疑を行ったときの答弁では1,511品目中58品目、品目割合で3.8パーセント使用していると報告されました。この数字だけを見ると、使用をふやしていく可能性はかなり残されていると判断できると思います。しかし、有効性の高い新薬が次々と開発されてくると、病気の治癒という点からはより効果の高い新薬を選択せざるを得ない、あるいは安全性や有効性などに懸念があり、使用に積極的になれないという声も聞かれます。しかし、現在ジェネリック医薬品として販売されているものは、製薬会社が試験を行い、厚生労働省が安全性や有効性に承認を与えているわけで、こうした点での懸念は解決されると考えています。しかし、患者の命と直結する薬剤を承認された多くの製品の中から選ぶわけで、いやが上にも慎重に選択しなければならず、手数がかかることは理解いたしますが、医療費削減とともに健全経営の面からもジェネリック医薬品の使用促進のため意識的な取り組みと体制を強化すべきと思いますが、市長のご見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 ご質問にございましたように、現在58品目であります。7月3日から新たに26品目を採用することにいたしております。これは、市立病院の中に医事審議会というのを設置をいたしております、この医事審議会の中でジェネリック医薬品を滝川市立病院として採用するかどうかということを審議するわけです。その結果、26品目ふやすということにいたしております。大きな数字ではないかもしれませんが、責任を持ってジェネリック医薬品を採用するという積極的な姿勢はご理解をいただきたいというふうに思っております。確かにジェネリック医薬品は、質問にありましたようにメリットはあります。安く提供できる、医療費の削減、したがって抑制につながる、患者負担額も軽減されると、こういうメリットの面はありますけれども、やっぱり心配な面もあるのです。幾ら国が認めているからといたって、現実にメーカーが突然生産中止になった医薬品もあるわけで、安定供給体制というのは本当に大丈夫だろうか、あるいは薬にはコーティングとか添加剤が加わるわけです。このコーティングとか添加剤などの技術が異なるために、先発品とは効用が多少異なる場合があるという発表もあるわけです。同等性ということについて、いかがだろうかという疑問も投げかけられているわけです。さらに、この薬を使った結果、薬効、薬理の問題あるいは血中濃度の問題、そういう参考文献などの情報も少ないということもまた情報提供、収集体制にやっぱり問題があるものもあるわけです。したがって、滝川市立病院としては薬事審議会の中でよく議論をして、そして審査の結果オーケーといったものについて採用させていただいている。こういう方針は今後とも変えないで、可能なものについてはジェネリック医薬品の採用ということにも努力していきたいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 7月から26品目ということで、現在使っている品目数から見れば5割ふえるということで、そういった意味で今後とも医事審議会でも審議をしつつ、採用増にぜひ努めていただきたいと思いますというふうに思っています。

次は、第2要旨ですが、ジェネリック医薬品について病院として日常的に市民や利用者へ周知をする、そして変更要望にもこたえられる、そんなシステムづくりの検討を求める質問ですが、今市長もおっしゃいましたように、ジェネリック医薬品の使用は患者の医療費の削減にもつながるわけです。今回医療改悪法が多くの反対署名や各界からの意見を無視して通ってしまいました。医療は、国民のだれもが健康を維持するために欠かせないものですが、安心して必要な医療行為が受けられるのか、不安な状況になっています。命の重さも金次第という、そんな事態を招きかねない、そんな法案が通ったというふうに私は受けとめます。こうした中で、医療費負担を減らしたい、こんな住民の思いにこたえられる一つがジェネリック医薬品の使用で、今テレビでの宣伝がかなりされていることもあり、国民も関心を持ち始めています。患者は、日ごろ服用している薬にジェネリック医薬品が含まれているのかどうかといった疑問やジェネリック医薬品へ変更してほしい、こんなふうに考えても気軽に聞いたり要望できる仕組みにはなっていないと思っています。例えばジェネリックの製薬会社でつくっている医薬工業協議会がジェネリック相談カードというものをつくり、保険証などと一緒に窓口に掲示して意思表示するという方法をとるということもあります。こうしたカード導入も一つの方法ですが、滝川は滝川市立病院としてよりよいシステムを考えることが大事だと思います。また、市内のある病院では、現在処方された薬がジェネリック医薬品かどうかということを表示しているというところもありますので、こういったことも含めて、市民や利用者への周知とジェネリック医薬品への変更要望にこたえるためのシステムづくりについて検討することをぜひ考えていただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 先ほどの答弁の中で医事審議会という表現を使ったようですが、薬事審議会の誤りでありますので、訂正をさせていただきます。

今後ジェネリック医薬品を使ってほしいという患者さんの申し出を受けると、それはイエスかノーかは別です。そういうこともやらなくてはならない状況になってきておりますから、ですからそれは一体どういう仕組みにしていったらいいのか、これは検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 そういった患者の申し出を受ける状況を検討していくということですので、ぜひ早い検討をお願いしたいということと、申し出を受けるためには情報も提供しなければならないと思っていますので、わかりやすい情報についてもあわせて検討していただくということを述べて、次の質問に移りたいと思います。

2項目めですが、医療事故に関する医療情報の透明化と病院への信頼を高めるための質問であります。本来医療事故は起こさない対策が先決なわけです。滝川市立病院も平成14年に医療安全管理リスクマネジメント指針を制定するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、組織的な取り組みを進めています。アクシデントはもちろん、ひやりはっとのインシデントを含め、院内事故のすべての報告を求めています。その結果を踏まえ、毎月の委員会で、どこに問題があったのか、どうすれば改善できるかなど、患者の安全確保へ向けた対応を行っています。医療事故の公開

を扱った5月8日の北海道新聞では、市立札幌病院が医療事故の情報公開、道立病院や民間病院にも広がりという見出しで市立札幌病院の事例が紹介されていました。市立札幌病院がどのような情報公開をしたのかですが、昨年度の医療事故について、事故に至らなかったが、ひやりとしたミスを含めた事故件数、発生現場やミスの当事者などが件数やパーセントなどで一括インターネットのホームページで掲載されました。個別事故については、病院側に過失のある死亡事故と重大な障害が残った場合に、家族の同意を得て日時、状況、原因、改善状況を公表するというものです。滝川市立病院の医療事故についてはどうかというと、医療事故等公表基準が制定されています。ここでは、病院側の過失によるレベル4から5の事故、死亡あるいは深刻な病状の悪化や高度の後遺症が残った場合は、病院長は患者と家族の了解を得た上で原則公表するとなっています。さらに、病院側の過失によるレベル3の場合、治療が必要となったり軽中度の後遺症が残ったときも場合によっては公表すると明記されています。こうした基準は、おこなっているどころかむしろ進んでいると評価してもいいのだと考えます。しかし、これからのまちづくりにとって、プライバシーの保護とともに、多くの情報を住民に公開し、住民に理解と納得を得て、ともに進めていく姿勢が大切になっています。こうした流れの中で、医療事故公表について一歩進めていく必要があるのではないのでしょうか。道立病院の公表基準では、市立札幌病院と同様の公表のほか、過失のない死亡事故や軽い後遺症が残った場合であっても、概要や原因、対策を明らかにするとなっています。本市の場合も件数や職種などを市の広報等で公表するなど、病院の安全管理と住民の信頼を高めるような積極的な公表、公開について検討を進めることを求めたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 私がお答え申し上げます中身をすべて質問がありましたから、答えづらくなりましたけれども、滝川市立病院はかなりしっかりと医療事故については、先ほどご質問ありましたように公表する基準を持っております。全然こんな基準のないところがたくさんあるのです。したがって、市民の皆さん方には、これは先ほど質問の中でありましたけれども、レベル3の一部、場合によってはレベル3、レベル4、レベル5は公表する。ただし、これは患者さんいらっしゃるわけで、患者さんの了解を得ないと公表ということには至りませんが、こういうふうに透明性をかなり明確にしている。そういう意味では、患者さんや市民の信頼性は高いものがあるというふうに思っております。しかし、これはレベルゼロからレベル5まで6段階に分類しているのですが、これをさらにレベル2、レベル1、レベルゼロまで全部開示できるのかと、それが本当に安心感につながるのかどうか、私はレベルゼロからレベル3の問題については、公表しなくてはならない大きな課題が生じたときには公表基準の変更というものも検討してやらなくてはいけないというふうに思いますけれども、しかし滝川市はかなり先を走っているということもまた市民の皆さん方にはご理解をいただきたいものだというふうに思っております。今のところこのやり方を変える考えはありません。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 先ほども私の質問で言ったように、むしろ進んでいると評価してもいい状況が今あるということは私も確認しています。レベル1とか2とかを公表すれという個別の公表を求めている

るわけではありません。ただ、事故件数や事故の発生場所や、そういったことの総数として全体を公表するという土壌が私もできた場合というふうに思っているのですけれども、そういう土壌ができた場合にはそういった公開もしていく、そしてまた公表基準も設けているのですが、残念ながら公表の仕方とか公表のあり方については余りはっきりその中では述べられていないわけです。だから、そういったことも含めてこういった公表の方法にしていくとか、そういった検討も進めていただきたいというふうに思いますが、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 より低いレベルの発生件数ということについて、社会が求める、それを求めていくという状況になるのであれば、それは考えなくてはならないことだというふうに思います。社会がそういう状況にならない段階で余計な混乱を招くようなことがあってはならないなというふうに思います。

それから、2点目何だったでしょう。

○窪之内議員 公表の仕方。

○市長 医療事故が発生した場合に、これは隠してはいけないということが実は基本なわけです。公表すると。その公表の仕方は、別に定型化する必要もないだろう。一番皆さん方に伝達をし、こういう事態があって、こういうふうに改善するということが適切な手段が求められるべきであって、基本はこういうことについて隠さない、正しく報道すると、そういうことが達成できるようなやり方が行われるべきだというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 事故のない病院をぜひ目指していただきたいということで、次の質問に移りたいと思います。

第2要旨です。これは、患者や家族との関係、医療事故が起きた場合に患者や家族の信頼を得るための質問であります。既に千葉県では医療過誤の疑いがある死亡事故や後遺症が残る事故が発生した場合に、外部専門家による調査システムを導入しているということです。患者本人やご家族にとって、こうした事故が発生した場合、悲しみや動揺、怒りといったさまざまな感情に揺れ動くわけです。こうしたときに病院側からの説明は、情報を隠さずに親切丁寧な説明が求められていることは言うまでもありません。しかし、こうした説明が行われたとしても、疑問や納得できない方が出てくる可能性も十分あります。しかし、患者や家族の方が独自に調査することは極めて困難です。愛する家族に何があったのか、その真実を知りたいというのが自然な感情ですが、多くは金銭的な問題から、その真実を知ることがあきらめざるを得ません。こうしたとき外部の専門家による公正で客観的な調査による解明は、患者や家族の心にこたえるとともに、病院としての信頼を高めることにつながります。外部調査のシステム導入について検討されるよう求めるものです。この場合、仮に外部の専門家ということになれば、それ相当のお金がかかることだと思います。すぐにとことを私は求めているわけではありません。新しい病院の建てかえに向けて、そういった方向についてもぜひ検討を求めたい、こういった意味の質問ですので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 かつては、相当昔はそういうご心配もあったのではないかとこのように思いますけれども、今どうやっているかという、医療過誤だとか医療事故があった場合には、院内に医療安全推進室を設けておまして、医療安全推進室が中心となって調査をしていくわけです。担当のお医者さん一人が判断する、対応するというではありません。そういう意味では相当客観性が確保されているというふうに思いますし、患者さんのさまざまな心情だとかお考えだとかも吸収できる仕組みがこの医療安全推進室をつくったことによって相当程度確保できるというふうに思っております。したがって、今外部専門家による調査システムをつくるという考え方は持ちません。ただ、ご提案としては、ああ、そういうこともあるのかということ念頭に置いておきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私が、滝川市立病院の例ではありませんが、相談を受けた中で、結果的には何年かの後に亡くなられたわけですが、ご家族はかなり不信を持っていました。ところが、担当した医者は、1年間で転勤していなくなってしまったわけです。それで、見せていただいたいろんな資料も日付やいろんな点で不明な点がありました。弁護士に頼んで調査をしようというふうに考えたのですが、費用の面でどうしてもあきらめざるを得なかったわけです。どう考えても、なぜこういう事故が起こったのかという説明を病院側はできませんでした。考えられないような事故だと言うのですが、実際に起きた事故なわけですから、それがどういう状態でこうして起きたのかということについては納得できずに終わったわけです。外部の専門家については、市長は今否定されたわけですが、例えば医療安全推進室に外部の方を入れるとか、そういったことについても将来的なこととしてお考えはお持ちでないのかだけ伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今医療安全推進室に外部の専門家を委嘱をして入れるという必要性を感じておりません。先ほどそういう仕組みもあるのかということ念頭に置くということは、将来もしそういうことが要請される状況になれば、それも一つの選択肢ということで念頭に置いておきます。医療の専門家の皆さん方と、そういうことについても必要になった段階で方法論の一つとして議論をする素材であるというお答えを申し上げておきたいと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 終わります。

○議長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党市議団の清水雅人でございます。通告順に従いまして、質問してまいりたいと思います。

◎ 1、同一箇所を繰り返す交通事故対策

- 1、啓南団地内市道路上駐車が視界障害となり横断者をはねる事故
- 2、中島町2丁目と3丁目の間の一時停止標識のない市道交差点での事故
- 3、事故状況一覧表の早急な作成と原因・対策の分析を

まず、1件目、同一箇所を繰り返す交通事故対策ですが、なかなか言葉だけではわかりづらいということで、ご答弁をいただく市長及び助役、議長に写真のわかる資料をお渡ししたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長 はい。

○清水議員 まず、1項目め、啓南団地内市道の路上駐車が視界障害となり、横断者をはねる事故が繰り返されるという件ですが、ことし5月10日、啓南団地内市道路上駐車が視界障害となり、横断しようとした小学6年生がはねられました。6年前、これ5年前と書いてありますが、6年前、2000年8月30日にも同様な事故があり、4歳の子がはねられました。同様な事故でとうとい命を失ってはなりません。事故当時、原因についてどのように把握し、市としてどのような対応をされたのでしょうか、まず伺います。

○議長 市長。

○市長 まず、警察署に状況の確認を行いました。事前に子供が確認されているのです。当事者の前方不注意が原因というふうに聞いております。特に団地内の道路は、運転者として注意が必要であります。しかし、一方では、事故が現実にある以上は地域の交通安全教育と、これも含めて必要だというふうに思います。したがって、地域の協力を得た現地指導をしっかりとしないといけないという認識であります。そういう対応をし、そういう認識を得たということになります。

○議長 清水議員。

○清水議員 それでは、第2要旨ですが、5年前、地元関係の4町内会、市、警察署などが協議して、それぞれが再発防止に努める合意ができました。私何度もこの件については取り上げておりますので、ご記憶があるのかと思いますが、関係町内会は警察に駐車禁止標識を求める陳情書を提出しました。雇用・能力開発機構は、25台分の駐車場を増設しました。市は看板を4基製作し、道営住宅町内会は見回りをして、悪質な場合は警察に通報しています。しかし、警察は、青空駐車追放のステッカーを駐車車両に張る程度です。重大な事故を繰り返さないために、打てる手をすべて打つ必要があるのではないのでしょうか。そこで、市として、まず1点目、北海道公安委員会に同市道部分を駐車禁止区間とすることを求める、2点目、雇用・能力開発機構に来客用駐車スペースの確保を求めることを提案します。来客用駐車スペースの確保については、道交法改正に伴い、運送業等が必要という点も兼ねて、時世にかなった提案だと思っておりますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 事故交差点に啓発用看板等を設置、先ほどお話ありましたけれども、市の対応としては設置をしたりしているところでもあります。一方で、自転車対策として各小学校において交通安全教育を実施し、自転車の乗り方、交通ルール等について指導しているところでもあります。安全調査については、道警本部の担当者とともに現地の状況を確認をいたしております。駐車禁止に向けて

の要請は、行っておりません。ただ、一時停止標識については、これを設置することについて要請を行って、市の要請に対して滝川警察署も十分理解を示していただいて、設置に向け努力をしていただいているところではありますが、最近交通規制の標識も、予算上のことがあるというふうに思いますけれども、なかなか厳しい状況ではありますが、滝川警察署も理解を示しておりますから、市としてもさらに強く働きかけていきたいものだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2点の提案をしたのですが、2点目についてはお答えがありませんが。

○市長 長 2点目は何でしたか。

○清水議員 雇用・能力開発機構に来客用駐車場です。

○議長 長 市長。

○市長 長 来客用の駐車場については、要請しているのです。要請しているのですけれども、現状の駐車場の中で対応したいということでもあります。ある意味では、これはやむを得ない判断でもあるなというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点では次の第2項目と重複するので、重複しない点だけ一つお考えを伺いたいのですが、交通安全教育の限界というのを私は実例として一つ申し上げたいのですが、あの団地近くでは10年前に3歳の子が空知川に流されているのです。そういうことも10年たつと、入れかわり激しいので、もうほとんどご存じないのです。同様に、5年前の事故についてもご存じないと。そういうことで、交通安全教育というのは大変効果を発揮するという点では速効性ないです。ですから、ここは同じ事件が2回続いたということで具体的な対策を求める必要がある。打てる手を全部打つと、その残ったのが①の提案の駐禁区間を求めるということですから、もう一度駐禁区間について、求めているけれども、求めることについてお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 長 私は、清水議員といささか見解が異なります。交通事故を生じない、これは私は道路の性格によって何が優先されるべきかということが決まってくるというふうに思っているのです。特に団地の中の区画道路、これを駐車禁止にしていっただういふことになるのでしょうか。今清水議員が質問しているところだけの話ではないです。滝川市内の団地の中の区画道路をみんな駐車禁止にせよということと絡んでいくのではないのでしょうか。それは、地域の状況によるかもしれません。だけれども、基本はそういうことになってしまう。私は、地域の区画道路においてはやはり交通安全教育が一番重要だというふうに思います。その次に重要なのが交通標識を立てていくことであると。そして、要するに交通環境をよくしていく。交通教育をしっかりとやる、交通環境をよくしていく、そして最後にあるのが法的規制だというふうに思っているのです。でかい道路は、法的規制がまず優先されなくてははいけないと。私は、そういう意味ではぜひとも、法的対応が最善であるということからスタートしていっただういふ私は間違えるというふうに思っております。ここは危ないところだということところは、確かにさまざまな方法があるであらう。しかし、それは出発点は交通安全教育であり、それが欠けるところがあるのだとしたらしっかりとやるということを優先する

必要があるというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点につきましては、私は団地一般についてこういう規制を求めるものではありません。通告に書いてありますように5年前、関係者が協議して、4町内が一致をして、ここには駐禁が必要だということで、そういう経過の中で駐禁が求められているということをご考慮いただきまして、しかも青空駐車に対する警察の具体的な取り締まりがされていないということも考慮されまして、法的規制あるいは警察の取り締まり強化を市として求めることを求めて、次の項目に移ります。

中島町2丁目と3丁目の間の一時停止標識のない市道交差点での事故です。これも繰り返されているということで伺いますが、4月23日、中島町の一時停止標識のない市道交差点で車両と自転車が出会い頭に衝突し、自転車の小学3年生が左手を骨折しました。4月だけでこの交差点と隣の交差点で3件の人身事故が発生しています。事故原因についてどのように把握し、市としてどのような対応をされたのか。ステッカーを張り出したことについては、承知をしております。

○議長 長 市長。

○市長 今ご質問ございましたように啓発用看板は設置をしているところであります。原因は、出会い頭の事故、交通安全義務違反ということであります。したがって、これもやはり啓発用看板はできるだけ設置しなくてはいけないと、問題のあるところについては設置しなくてはならないというふうに思いますし、一時停止標識も警察署に強く要望して、これは早くに実現したいものだというふうに思いますけれども、何分数が極めて限られているということであります。しかし、住民の命にかかわることありますから、積極的に働きかけていくと、しかしそれに至らない場合は問題のところは啓発用看板をしっかりと設置していく。自転車に乗る方については、しっかりと交通ルールを守っていただき、安全確認もしていただく。免許持っている人には、安全運転義務違反を起こさないでほしい。総合対応が必要だと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいま一時停止標識の設置が強く望まれるというご答弁です。この第2要旨では、道の公安委員会にこの交差点の緊急安全調査を依頼することについてのお考えを伺いたしたいと思います。その際、この該当町内会は土地開発公社のニュータウンせせらぎです。毎年10戸ぐらいずつふえているところで、聞くところによりますと140戸で70人の児童が住んでいる非常に若い世帯の多いところなんです。ですから、お子さんがたくさんいるのです。そういうことで、できれば札幌に行かれたときに市長が道の公安委員会に直接要請されるなどを含めて、緊急安全調査を依頼すると、単に早く設置を求めるだけでなく、についても伺います。

○議長 長 市長。

○市長 既に道警本部の担当官、現地視察したりしておりますが、積極対応していただいているところではありますが、市長直接行って要求せよと、そこまでやっていませんから、そういうことも念頭に入れておきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今市長が道の担当官が来たというのは、私も存じています。去年の春から夏にかけて来ているのです。何で一時停止標識をつけるのに札幌から調査官が来るのか。恐らく根室や稚内についても札幌から来てやっているのです。システムを私きちんと調べたわけではないですが、要するに地元の警察署の決定権がほとんどない。しかし、結局調査した結果、去年はつけなかったのです。ことしつけるという話にもなっていないのです。調査をした結果、あそこは見通しのいい交差点だから、つけなくていいという結論が出ている可能性もあるのです。そういう点で、公安委員会に調査結果をきちっと聞くとともに、この4月だけで同じ交差点で2件の人身事故があったということのを重く見て、去年調査してつけなかったのに、また起きているということを強調して緊急調査を求めることについてのお考えを再度伺います。

○議長 市長。

○市長 しっかり対応するというのを信用していただけないようでありますけれども、これはしっかり対応いたします。ただ、道警の仕組みにまで言及されてのことについては、公安委員会です、北海道公安委員会は公安委員会としての対応があるのでありましようから、それが公表できる内容であるのか公表できない内容であるのかわかりませんが、そういう地元の状況というものはしっかり伝えてまいりたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点では、市長を強く信用いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3項目め、事故状況一覧表の早急な作成と原因、対策の分析について伺ひます。これまでさまざまな交通危険マップが作成され、活用されてきました。しかし、過去どんな事故がどこで何件発生したのかがわかる一覧表が不可欠と思ひます。市では死亡事故と事故件数の把握にとどまっているのが現状だというふうに考えています。昨年とことし行つた日本共産党市議団の滝川警察署との交渉では、市へのデータ提供に協力する旨の回答を得ております。これまでの一般質問でも市も努力したいというご答弁はあつたと思ひますが、その後どのようにこれが進捗しているのかも含めて市長のお考えを伺ひます。

○議長 市長。

○市長 ことしは第7次の滝川市交通安全計画の策定年なのです。したがつて、交通安全計画を策定する上で現状をしっかりと認識すること、そして課題を明確にして、その課題解決のためにはどうしたらいいかという手だてをしっかりと明らかにしていく計画であるべきだと。前回こういう計画だから、これちょっと手直ししましょうというレベルの計画にしないでおきたいと、こういうことを念頭に置いて計画を策定していきたいというふうに思つております。したがつて、課題の多い地点の法的、環境的対応とあわせて、先ほど申し上げましたように交通安全の三つの要素の重要な一つである交通安全教育ということも含めて、しっかりと現状認識の中に、それを基礎として計画策定、実施ということに結びつけていきたいなというふうに思つております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、私が調べただけで昨年2月からことしの1月まで、東町だけを調査しました。人身事故32件、44人の方がけがをされています。そのうちデンコードー、ホームマッ

ク、ゲオ周辺の事故が7件起きています。それで、これは膨大な数なのです。1年間に300件超えるようなことですから、5年分とれば1,500件と。しかし、同様なところで事故が繰り返されているということは、先ほどの中島町の例でも明らかだというふうに思います。そういう点で、たくさんのボランティアの方を含めた朝晩の交通安全への協力者の市民がいらっしやいます。そういう方たちの努力を生かすためにも、しっかりとここを進めていただきたいということを述べて、次に移りたいと思います。

◎2、大型店対策について

- 1、ポスフル進出計画について
- 2、ケーズデンキ出店計画について
- 3、各大型店や関係機関に対する市の意見書の履行状況について

2の大型店対策です。まず、ポスフル進出計画についてですが、市長はこれまで國學院大学からは何の連絡もない、ポスフルからは昨年申し入れを受けただけ、その後の経過は報道で認識しているだけ、当事者間の交渉中は何も言わないなどと答弁してきました。その後國學院大学やポスフル側とこの件に関して情報交換や話し合いはあったのか伺います。先ほどの田中議員へのご答弁では仄聞しているというふうにご答弁されておりますが、ここでは滝川市に対する情報や滝川市と國學院、あるいは滝川市とポスフルとの話し合い、こういったものがあったのか、具体的にお伺いします。仄聞だけだったのか、それとも具体的なやりとりが職員を通じてあったのかについて伺います。

○議長 市長。

○市長 ポスフルは、幾度かあいさつに来ています。ただ、滝川市とポスフルはやりとりをする何物もありません。したがって、ポスフルのさまざまな対応というのは、先ほど申し上げたのは仄聞であります。それと、國學院短期大学とは、これは情報の交換を行っております。その情報の交換が行われた、その情報は先ほどお答えした内容であります。

○市長 清水議員。

○清水議員 第2要旨については、田中議員へのご答弁でわかりましたので、割愛をさせていただきます。

第3要旨に移ります。國學院とポスフルとの関係が先ほどの田中議員へのご答弁で6月中に結論を出したいと、國學院はポスフルに6月中に返事をしたいというようなことが話し合われているということでした。そこで、ガイドラインとの関係も含めて時期を指定されましたが、ますます最後の段階に入ったと、進出するかしないか。ですから、ポスフルに進出を要請をする、申し入れを受ける可能性も今の時点では残っているわけです。そういう点では、市長が反対の意思を決める前に表明する最後のチャンスの時期でもあると、あとわずか10日程度ですから。そういう点で、これまでは決まるまで何も言わないというご答弁を繰り返されております。先ほどの田中議員へのご答弁でも同様のよう感じられるご答弁ではありましたが、改めて市長の考え方がもしポスフルに出てきてほしくないという気持ちがあれば、それを実現させるためにはポスフルと國學院の

間で決まる前に言わないと効果はありませんので、お伺いをしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 これまでも幾度もご答弁を申し上げてまいりましたように、滝川市はポスフールの進出についてイエス、ノーを言う権限は何にもありません。土地所有者との間で議論がなされて結論が出されたものについて法的な対応をしていくというのが市長に与えられた権限でありますから、その権限の枠を超えてイエス、ノーを言う権限は私には与えられていないと。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 残念ながら時間もありませんので、変わらないということで。もう一点伺いますが、仮にポスフルが断念という結論が出た場合、改正中心市街地活性化法は来年末施行だと言われております。ですから、その後の別の会社の駆け込み出店も今後あり得るのですが、そういう場合、駆け込み出店、これから申し入れると。あの場所というのは、まとまった土地ではもうほとんどないわけですから、今後の駆け込み出店、あるかないかわかりませんが、もしそういうことがある場合に対する市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 駆け込み出店という、その意味がよくわかりませんが、今後どういう展開になるのかということについて、滝川市があそこにその案件についてイエス、ノーを言うと、そんな権限はこれまで同様に与えられていません。したがって、私は法律が変わっていくなら法律が変わった対応、変わっていかない間は変わっていかない対応、そういう自分に与えられた権限をしっかりとやると、それを逸脱して何かをやるという考え方は全くありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 例えばこれは北海道新聞の、日付はたしか4月ごろです。道がガイドラインを出す時点での記事ですが、ガイドラインに強制力はないが、地元から期待されていないと事前にわかれば店舗が出しにくくなると、これは一般的なことです。さらに、あその場所は農振を外さなければ国道から、バイパスからかなり入っていますから、売り上げが落ちると。だから、農振外すのが一つの条件だということも言われていますから、市長のご判断というのは効果がないとかということでは全然ないのです。言う権利がなくもないのです。言う権利はあるのです。そうやって全国各地でそういう事例があるわけで、権利はありますし、効果もあるというふうに考えますが、そのことについてだけお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 今國學院大学の用地に進出をするかしないかということが当事者間で議論されているわけです。滝川市に対して農用地の除外を申請するかという話ではないわけです。農振農用地の除外という話になったときには、当然これは滝川市長は権限あるわけでありますから、法律に基づいてちゃんとやらなかったらならないわけです。農振の農用地の除外という話が何もない中で、果たしてそれは関係するから意見言わせてくれという話に果たしてなるのでしょうか。私は、それほど厚かましく、市長の持っている権限を最大限厚かましく活用して両者の意思決定に割って入ると

いう考え方は持ちません。事象が生じてきた段階で適切な判断をしていくということが必要だというふうに思います。

それと、これはこれまでずっと申し上げてまいりましたけれども、中心市街地と國學院の存続と、これは両方達成していかななくてはいけない。その達成しなくてはならないという価値観に向かってどういうふうにやるのが一番いい道かなというのを両者の意思決定の中で判断していかななくてはならないことなのだろうというふうに、これは最初から申し上げておりますとおり、どちらかがだめになってどちらかが生き残ればいいのかというふうに私は思っておりません。パレート最適な状況を見つけ出したいと。そのことが滝川市が維持発展していく最善の道だというふうに思っておりますことを改めて表明をしておきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 1点確認をさせていただきたいのですが、農振農用地除外については、申請されて恐らく1カ月もたたないうちに決定できるのです。しかも、市長のお考えが強く反映されると。國學院とポスフルが仮に合意した場合、その後に農振農用地の除外の申請が上がることはありますが、それについては市長として除外しない可能性がある、大きくあるというふうに考えてよろしいですか。

○議 長 市長。

○市 長 議会の本会議の議論の中で仮にという前提条件つきのご質問にお答えすることはできません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私がこの点を繰り返し聞くのは、それぐらい農振農用地除外がポスフルにとって、あそこの賃貸料の高さと、この2点が非常に重要なのです。ですから、仮にでなくて、今は仮にという話をするしかないのです、合意ができてからしかそれについては考えないと言うのですから。ですから、これまで土地の規制緩和をしてまで郊外型大型店を誘致する考えはないと。しかし、あの2ヘクタールのものが小さい規制緩和とはとても思えないのです。ですから、従来のご答弁との整合性を考えれば、ここでやはりあそこを規制緩和する考えがあるかないか、大型店との関係で。それは、やっぱり聞いておかなければなりません。お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 農振農用地の除外要件というのは、はっきりしているのです。その要件を満足するかどうかということです。満足するのであれば除外しなくてはならないし、満足しないのであれば除外できないのです。それは、ポスフルであろうとポスフルでなかりょうと、商業施設であろうと商業施設でなかりょうと、満足すれば除外しなくてはならないのです。私は、農振農用地の案件が出てきた段階で、ポスフルであろうとポスフルでなかりょうと、商業施設であろうとなかりょうと、その除外要件に満足をするということであれば許可しなくてはならないし、除外要件に満足しないのであればノーと言わざるを得ないのです。それは、農振農用地は別の問題として判断していくのです。ご理解いただきたいとします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 もっと議論したいのですが、6月中にぜひ私の言ったことをもう一度ご検討いただくことをお願いをして、教育基本法の問題が非常に重要ですので、ケーズデンキの件及び各大型店、関係機関に対する意見書、この点については、大変申しわけありませんが、割愛をさせていただきたいと思います。

◎3、教育基本法と学校教育

- 1、教育への国家の介入が強化された場合の教育現場への影響について
- 2、学力テストについての教育長の姿勢
- 3、中央教育審議会の習熟度別指導計画と滝川版習熟度別指導の違いについて
- 4、「教育の目標」として「国を愛する態度を養う」と明記された場合の教育現場への影響について

それでは、教育基本法と学校教育についてお伺いします。まず、第1項目めですが、教育への国家の介入が強化された場合の教育現場への影響について伺います。国会審議中の教育基本法改定案は、現行第10条の国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきを削除する一方で、新たにこの法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものと明記し、その具体化として教育振興基本計画を明記しています。これは、教育への国家の加入の歯どめを取り去る改悪であり、戦前のような教育と国家の関係に回帰させる危険性が高いと思われませんが、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 この問題は、国会で総理大臣、文科大臣が討論の中で申し上げていると、しかもこれからさらに検討されると、そういう途中でございます。途中の中で一々、一市町村の教育長がこれから流動的な内容についてコメントをすることについては差し控えたいと、このように考えています。ただし、先ほども言いましたように、この10条については不当な支配に服することなくと、こういったことについては先ほど申した観点から大切にしなければいけないと、そのように考えております。振興計画その他については、ただいまこれからもまた継続審議されるだろうと、このように考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今国会で審議中だからこそ、滝川の教育現場をつぶさに把握をされている教育長のお考えというのが、これが審議に生きていく、つまりこういうことになったらいいか悪いかということは、それは教育長のご判断できることなのです。ですから、こうなったら困るなとか、これはいいとか、先ほど言われていましたよね、こういう点についてはいいということと言われていたのですから、こういう点については悪いということをして市議会でご答弁いただければ、それは滝川の教育長の意見として国会審議によく反映されますので、それはこれ以降の質問によろしくご答弁をお願いしたいと思います。それでは、これについては、以降の質問を終えた後に、また最後に振り返ってお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、学力テストについての教育長の姿勢を伺いたいと思います。一方、中央教育審議会が作成した教育振興基本計画の参考例では、その筆頭に全国一斉学力テストを実施すると書かれています。

東京都の少なくない地区ではホームページで学校別の成績を公表し、競争と格差を広げ、問題化しています。テストそのものが問題というのではなく、活用の仕方を間違えると大変なことになります。一方、滝川市では標準学力検査が全校全学年に拡大されますが、これまでも教育長は結果や比較を公表しないと述べられています、今後も貫くことについてお考えを伺います。

○議長 長 教育長。

○教育長 まず、文部科学省としては全国一斉学力調査を行いたいと、しかもこれは実態をきちんと把握しまして、それに対する対応策を具体的に詰めていきたいと、そういうことでございますから、もちろん国の責任においてそういったことは行っていくことだろうと思います。ただ、すべての学校を調査する、しかし発表すると、比較の問題で発表するということについてはまだ聞いておりません。

それから、滝川市の標準学力検査でございますけれども、これを学年を広げたということについては、私は非常にいいと、財政当局でつけていただいたことについてはありがたいと、このように思っています。それは、学力の問題については標準化された適切な問題で学力を調査するのが第一でございます。教職員も問題用紙をつくりましますけれども、それは学習指導要領のねらい、これから適切であるかどうか、これについては吟味する必要があるのですが、大学その他で今まで経験とか調査とか、そういったことをやってつくっている標準学力検査、これについては全国的に高く評価されているものでございますので、これを滝川では実施して、さらに具体的な内容について実態を把握していきたいと。ただ、これについては実態を把握するだけでは意味がありません。これをどう改善していくかと、そういうことでございます。例えば算数、数学では、数と計算、量と測定、関数、数量関係あるいは図形とありますけれども、例えばその中でどの分野がA小学校で落ちているのか、どの分野が高まっているのか、こういったことを具体的に把握して、その改善策を教職員が考えていくということは極めて学力向上の上では大切なことでございますので、これについては適切に行っていきたいと思っております。ただし、この標準学力テストは種類も幾つかあるのです。東大方式とか、その他いろんな方式がありますので、どの方式を使うかについては校長に判断をゆだねております。もう一つ、年度当初にするのか年度末にするのか、今までの経過がありますので、これも各学校で考えることにしております。ただし、具体的な調査と改善の方策については、教育委員会で求めておりますので、どのように使われているかは客観的に把握したいと。そういった意味で、市内のすべての学校を一律に比較するということについては今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、教育基本法の改正審議に国民全体が参加しているという時期だということでお聞きをしているのですが、改正案の中に教育振興基本計画というのができて、その計画の中に全国一斉学力テストということが記述されれば、それは法律としての文言ですから、実施しなければならないということなのです。それで、お伺いしたいのですが、教育長はこれまで結果、比較を公表しないと述べられてきました。公表しないメリットあるいは公表するデメリットというのがあるだろうと。教育長はどのようにお考えになって公表しないということをお考えになっているのかお

伺いたします。

○議 長 教育長。

○教育長 公表する場合においては、何の目的のために公表するかが問題なのです。この標準学力テストをやっているのは、滝川の子供たちの学力を的確に高めていくという、これが第一のねらいでございます。隣の学校と比較する、それよりも原因と対策を明らかにして改善を図っていくと、そして一人一人の学力を高めていくと、これがねらいですから、このねらいをまず達成したいと、このように考えています。ただし、公表でございますけれども、マスコミには公表しておりませんが、学校には学校評議員の皆さんがいらっしゃいますので、そこではつぶさに説明していただきたい。それから、保護者の皆様方も学力がついているのかついていないかということについては求めることがもちろん当然ありますし、学校の説明責任が今問われる時代でございますから、先ほど言いましたように本校の標準学力テストを行った結果、算数はいいよ、悪いよ、国語はいいよ、悪いよ、どの分野が悪いのだ、どの分野がいいのだ、学校ではそのためにどんな方策を講じていくのか、その結果どうなったのだと。これについては、保護者の皆様あるいは学校評議員の皆様方には説明するようにしております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 滝川市の場合、学力テストはそれぞれのお子さん、学校の状況を把握するため、その後の教育に生かすためということで、他と比較するためでないということは重々わかりました。そこで、お聞きをしたいのですが、仮に全国一斉学力テストが行われた場合、これはどう隠そうが比較されると、公表しなくても内部では流れるわけですから、公表される可能性もあると。こういう危険性を持つ全国一斉学力テスト、仮に実施された場合、滝川にどういう影響があるというふうにお考えなのかを伺いたしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 清水議員から危険性ということをおっしゃいましたけれども、何が危険性なのか私にはわかりません。この全国一斉学力テストについては、その時点で適切な判断をして対応していきたいと、このように考えております。

○議 長 清水議員。

○市 長 教育長もご存じだと思うのですが、今から約40年前にこの学力テストで全国が大荒れに荒れたという時代がございました。これは、全国の学校が競争に巻き込まれる。それぞれの学校、そしてそれぞれの生徒、点数で上を目指し、競争する。これで学校が比較され、生徒が比較され、完全な競争ということで大問題になって、この学力テストは中止になったのです。それをこの40年後に再び持ち出してくると。とてもではないですが、あの競争を持ち込んだ学力テストの弊害をない状態で復活させるということは私は困難だというふうに思いますが、あの当時なぜ学力テストが廃止をされたのか、教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 恐らく清水議員が今申し上げているのは、昭和36年に北海道の上川、永山中で学テ

調査があったときに大きな事件がございました。そして、51年に最高裁の判断がありまして、敗訴と、そういうことでありますけれども、その状況をつぶさに見て、問題点、課題点については今後に活かしていかなければならないと思いますけれども、この全国の学力テストについてはやはりいろんな面でプラス要因と、あるいは起こしてはいけないマイナス要因があるかと思えます。すべて悪いというわけではない、すべていいということでもないと思えますので、その辺教育に生かすという観点から検討していくべき問題であると、このように考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移りたいと思います。中央教育審議会の習熟度別指導計画と滝川版習熟度別指導の違いについて伺いたいと思います。滝川では本年度の教育行政執行方針で複数の教員による指導や習熟度別の指導を通して一人一人に応じたきめ細かな指導を進めるとされています。滝川市における習熟度別指導の方法、形態について伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 各学校ではそれぞれ習熟度別に留意した指導を展開しているのが実態でございます。実例を挙げますと、小学校に授業参観に行ってください。体育の授業です。これは前にも申し上げましたけれども、台を使って高跳びをやっています。この高跳びの場合、5段を悠々と飛び越える子供、3段ぐらいがせいぜいな子供があります。これを一律にやっでは、けがしますし、発展、向上もありません。そういった意味で、能力別に繰り返し繰り返し行って、次の行動のステップにいつていると、こういうことで習熟度別をやっておりますし、例えば数学の授業を見ていただければわかるのですが、各学校では例えば問題集を用意しております。これは、先生方が印刷するとか、あるいはワークブックとして持つ場合がありますけれども、その問題の中にA、B、Cがありまして、例えばAというのは基本だよ、Bというのは中程度、Cというのはかなり難しいと、こういった問題を持ちながら一斉指導する中で、グループ分けしたり、あるいは個人を指名したりして、あなたはAをきなさい、Bをきなさい、Cをきなさい。これは、まさに習熟度別指導でございます。そういったことが今すべての学校で行われております。さらに、国から今11名多く教員をいただいております。これは、一つの学級に2人で入りまして、1人が指導して、1人の教職員が机間巡視をして、能力に合った指導になるように指導していると、そういったことでございますので、市内においては方法、内容を考えまして習熟度別指導に取り組んでいると、これが実態でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 中央教育審議会では、クラスに分けて、数学なんかでもAクラス、Bクラス、上級クラス、中級クラス、そして準備クラスというか、そういうふうに分けるようなことも考えられているように聞いておりますが、そういったクラス分けについては滝川では行う考えはないということを確認をしてよろしいでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 ちょっとメモの読み違いで、先ほど11人いただいているということですが、9人です。ごめんなさい。小学校6名、中学校3名で9名いただいております。クラス分けしてもいいのかどうかということでございますけれども、このように申し上げます。例えば1学級を2人の

教員で指導しております。1人が中心となって指導して、もう一人が机間巡視をするなどして支援していると、そういうやり方もやっていますよ。あるいは、40人ありますよね、40人を二つの区分に分けて、一人一人がついてやってもいいですよ。これは、各学校、校長の判断に任せております。その場合に、適切な実態に基づいて区分けをしなければいけません。もう一つは、子供に劣等感等々、いろんな心理的なものも考えつつ総合的に判断した場合において校長の判断で二つのクラスに分けてやってもいいですよ、そのようにしております。現在のところクラス分けまでは行っておりません。そういう実態でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 学力テストや習熟度別指導で極端なクラス分けということについて2要旨で伺った私の意図は、今教育基本法は教育の目的というのは人格の完成を目指すのです。点取りで人間を競争させ、選別していくと、これは人格の形成とは相反する、かなりずれるものなのです。しかし、今の教育基本法の中身というのは、そうやって競争させてランク分けしていくと、できる人間はそうやって社会でエリートになっていけばいいし、できない人間は単純作業しなさいということまでは言っていないが、そういう方向にあるという点で、今の教育基本法からかなり悪い内容になっていくということを危惧して私質問しておりますが、ここは国会ではございませんので、この程度で次に移らせていただきたいと思っております。

次の第4項目ですが、大変申しわけありませんが、第1要旨を3番目にして、第2要旨、第3要旨、そして第1要旨という順番でお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、第2要旨の国旗、国歌については、入学式や卒業式においてというところですが、掲揚するとともに斉唱するよう指導するものとするとの指導要領に基づき、滝川市教育委員会でも校長に通知を出し、校長は職務命令を教師に出しています。その結果、着席する教師が年々減少し、ついに今年度全員が起立しました。職務命令によって内心の自由を侵害されたと考えている教師も多いのではないかと思います。先ほどのご答弁では、内心の自由はあるが、社会に向かうアクションには一定制約を受けるというご答弁をされました。ですから、内心の自由を侵害されている教師も多いということは暗に認められているというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど申し上げましたけれども、内心の自由は心にとどまっている範囲においては何を考えていただいても結構だと、何を思っていたいただいても結構だと。それが内心の自由であると。しかし、自分の考えでもってアクションを起こします。そのアクションは、私の人生観からいってこのアクションは正しいからいいよということではございません。あらゆる法令、規則、これはルールですから、人生を送る場合に。それについてきちっと守っていただくと、こういう考え方でございます。ですから、内心でいろいろ思うことは結構でございますけれども、学習指導要領の問題とか学校教育法にありまして、それは着実にやっていただきたいということについては、これは職務上の問題としてやっていただくと、こういうことでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 昨年の4月1日に各小中学校にあてて、斉唱、起立ということを通知を出してござい

す。これは、昨年4月の福岡地裁での判決、各校長を拘束している状態を教育基本法に違反した不当な支配というふうに判決では言っています。この関係で問題はあるのかなのか伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 今回の横浜地裁の問題でしょうか。

○清水議員 福岡地裁です。

○教育長 地裁の問題については、私はまだ一々取り上げる段階ではないと思っております。高裁とか、あるいは先ほど言いました永山裁判の問題については決着いたしまして、反対した方々が敗訴しております、この結果国としては勝訴と、これに基づきまして51年から粛々と学習指導要領とかその他の内容について展開されておりますので、私が先ほど言った問題については国の考え方のそのとおりでございますし、客観的な考え方であると、そのように考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 教育長はそう言われますが、いろんな判決が出ている。非常にボーダーラインにあることであることは間違いないと思うのです。それは別としまして、教育長の言われた内心の自由があるが、社会に向かうアクションでは一定制約を受けると。それは、さらっと聞くと、ああ、そうかなと思わされるのですが、具体的な事例で私はあってはならないことだと思うのです。やはり内心の自由が侵されることは絶対にあってはいけないということだと思いますが、今回のこの君が代の問題、先生が指導しなければならないというふうに教育長言われますが、ほかの例で何か教育長の言われたことを実例挙げていただけますか。

○議 長 教育長。

○教育長 そのことについては、申し上げる必要はないと思っております。もし必要であれば、具体的なことを申し上げます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 内心の自由は、何があっても守らなければいけない。そういう例外は、私はないと考えます。実例を挙げれないということは、やはりそれぐらい世の中では例のないことなのだろうと、今の学校における君が代指導について。

それで、次に移りますが、福岡市などでやられている国を愛する心情に評価をつけること、これは内心の自由を侵害し、あってはならないというふうに思われますが、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 実は、定例議会において清水議員の方から福岡市の問題をこのように提示されましたが、私はこの問題については一切承知しておりません。内容についても見ておりません、福岡市の問題については、ですから、この問題について正式にきちっとコメントする立場ではありませんので、控えさせていただきます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、国会でも審議をたっぷりされております。

○教育長 それは、承知しています。

○清水議員 承知されているのなら答弁してください。

○議 長 教育長。

○教育長 国会で小泉首相が答弁した、そういった資料も持っております。持っておりますけれども、今質問されたのは通知書の中身についてということで私は受けとめましたので、その通知書の中身を具体的に見ておりませんので、コメントできませんという立場で申し上げました。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これ通告質問ですから、福岡市などでということで事前に資料もお渡ししています、所管には。そういうご答弁では納得できません。

○議 長 教育長。

○教育長 これに関しまして一般論で申し上げますと、内心の自由と、これについては守らなければいけないと、このように思っております。それから、問題になっているのは国を愛する心情とか国を愛する心ですけれども、それをどう評価するかということだと思います、いろいろ問題になっているのは。しかし、評価する場合においては、この問題については我が国の歴史や伝統に関する学習内容に対する関心、意欲、態度を総合的に評価しなければいけないと、こういうことが大きな立場での考え方でございますから、私もこういう考え方でおります。なお、評価項目については、通知書に上げる場合については、どういう考え方でそれが上げられるのか慎重の上にも慎重を重ね、しかも多角的に判断して検討されるべき問題であると思っております。滝川においては、こういった問題はありません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これは重要な問題ですので、今のご答弁をもう一度確認したいのですが、国を愛する態度で評価はあり得るということですね。滝川市ではやっていませんが、あり得るということで理解してよろしいでしょうか、教育長のもとで。

○議 長 教育長。

○教育長 この問題については、あり得るというふうには申し上げておりません。心とか心情に関する問題については、慎重に検討して、ある程度の裏づけ、そういったものがあってなされるべきであると、このように考えております。総理大臣が回答した内容についても、私はそのとおりであると、このように考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今のような国を愛する態度、例えば君が代の歌い方ですとか国旗に対する礼の仕方だとか、そういったことで仮にA、B、C評価されるようなことがあれば、これはまさに内心の自由を侵すものであり絶対にやってはならないということなのですが、教育長は絶対にすべきことではないということで、残念ではありますが、最後の質問にまいりたいと思います。

先ほどに戻ります。第1要旨です。今の改正案が行政の介入を許すものという点で、先ほどのテストあるいは習熟度別、あるいは今の日の丸、君が代、国家を愛する態度の評価、こういったことが、指導要領は法律ではありません。これよりもっと強力な形で学校現場に強制をしてくるわけです。これがいわゆる行政の介入で、地裁などでもやられています。そういう点で、今後国民保護法

が訓練とかいろんなことが設けられますが、最後に第1要旨についてのお考えをもう一度お伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほどから言っておりますように、この10条については不当な介入、これについては排除しなければいけないと、このように考えております。先ほど言いましたように、国民全体の意思とは言えない一部の勢力に不当に介入されることは排除すると、それから教育の中立性、不偏不党性、これを求めており、今後もこの理念については大事にしていきたいという気持ちはそのとおりでございます。それから、行政について今清水議員言われましたけれども、これについては先ほど言ったように51年の最高裁の決定で判決が出ておりますので、例えば教育は法律に定めるところにより行われるべきこと、これについては行政が法律にあることは粛々とやるということについては、これは不当な介入でも何でもないとすることに明確になっておりますので、こういったことを十分に踏まえて、客観的に進めていきたいと、このように考えています。

○清水議員 時間がありませんので、終わります。

○議 長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時55分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第2回滝川市議会定例会（第10日目）

平成18年 6月23日（金）

午前10時00分 開 議

午後 3時58分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第12号 損害賠償額の決定について
日程第 4 議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第14号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 6 報告第11号 専決処分について（損害賠償額の決定）
日程第 7 報告第 6号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
日程第 8 報告第 7号 滝川市土地開発公社の経営状況について
日程第 9 報告第 8号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について
日程第10 報告第 9号 監査報告について
報告第10号 例月現金出納検査報告について
日程第11 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書
意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書
意見書案第3号 J R三島・貨物会社に係る支援策に関する要望意見書
日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村弘君	助役	末松静夫君
教育長	安西輝恭君	監査委員	八幡吉宣君
総務部長	高橋賢司君	市民生活部長	狩野道彦君
保健福祉部長	居林俊男君	経済部長	中嶋康雄君
経済部参事	江上充明君	建設部長	岡部豊君
教育部長	辰巳信男君	教育部参事	佐藤好昭君
監査事務局長	谷田部篤君	病院事務部長	東照明君
秘書課長	若山重樹君	総務課長	伊藤克之君
企画課長	舘敏弘君	財政課長	西村孝君

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	中川祐介君
書記	寺嶋悟君	書記	對馬美穂君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、20名であります。
遅刻の申し出は、水口議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において井上議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合6名の方の質問は既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。
田村議員の発言を許します。田村議員。
○田村議員 おはようございます。新政会の田村勇でございますが、通告の順に従い、以下質問をさせていただきます。

◎1、市長の政治姿勢

- 1、1期目の自己採点
- 2、市長退職金
- 3、収入役廃止

まず最初に、市長の政治姿勢であります。平成15年4月、市民の絶大なる支持を得て悠々初当選されました。以来3年2カ月が過ぎ、来年4月には統一地方選挙が実施されます。市長にとって2期目に向け、着々と準備がされていることと思います。滝川市民もさらなる大きな期待を寄せていることと思います。先般高橋はるみ知事は、百数十本の公約のほとんどを実行に移した。完成まで至っていないものもあるが、ほとんどのものに手をつけているということでございます。そこで、お伺いをいたしますが、市長の1期目の自己採点であります。市民は、選挙公約の中で市長報酬30パーセント削減実行を高く評価しています。自己採点で選挙公約は何パーセントぐらい実行することができたか。また、成果の上がった項目を具体的に挙げてください。

- 議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。自己採点をというご質問でございますが、早いもので4年目ということでもあります。今年度が任期の最終年度でございますので、掲げました公約の達成のために最善の努力を尽くしている毎日であります。公約は七つの目標、21の約束ということで、21の約束を掲げております。21の公約すべてに着手をいたしました。中には、例えば北方型住宅団地

計画あるいは駅周辺機能の再編整備、こういうことについては計画策定ということで着手はいたしましたけれども、その後さまざまな事情から凍結というものもありますけれども、それらを除いてはすべての公約を着手させていただいたと言えらると思います。したがって、着手率100パーセントであります。それでは、達成度何パーセントかという、これまた極めて難しい判断でありまして、ただいま申し上げられますのは着手率100パーセントということで申し上げておきたいというふうに思います。

どういう部分で成果が上がったのかというのは市民の皆さん方のご判断にゆだねてはいけないというふうに思いますけれども、しかし私自身は財政再建団体に再び陥ることにはしないというのが重大な公約の一つでありまして、そういう意味では行財政改革が市民の皆さん方の理解のもとに着実に成果が上がっていると。22年までの計画でありますから、これからまた課題はあるわけではありますが、着実な推進が図られていることに厚く感謝を申し上げたいというふうに思います。中心市街地、いろいろ課題はありますけれども、市民の皆さんとともに今力を尽くしているところでもありますし、農業振興を初めとする産業振興においても地産地消の流れが少しずつ定着をし、地元を米を中心とするさまざまな農産物の販売についても新たな動きが出てきたことはうれしいことでもあります。自衛隊の存置、國學院短期大学の活性化、皆さん方の努力によって着実にこれまた推進いたしておりますし、行財政改革でいわばデフレスパイラルに陥らないという意味で新たな発展可能性を探るそらふちキッズキャンプあるいは五十嵐武暢さんのアートチャレンジ滝川、こういう新たなプロジェクトが市民の力によって着実に進んでいるということもありがたいことでもあります。子育て応援重点地区の整備も相当いいところに行きましたし、あるいは人の輝くまちづくりのプロジェクトも可能性を探るためにスタートしているところでもありますけれども、この中でも幾つか今後の滝川を形づくっていく可能性が出てきていることもうれしいことでもあります。いずれにいたしましても、成果ということになりますと市民の皆さん方のご判断にゆだねたいというふうに思っております。

○議長 田村議員。

○田村議員 公約は100パーセント手をつけているということで、市民も当然高く評価しているわけでございます。そのためにも、ぜひ2期目も頑張ってくださいということでありますが、次に市民が一番関心を持っている市長の退職金についてであります。先般の新聞に、大阪の市長が退職金を廃止したと。これは、大阪の市長は2期目の退職金を廃止する条例を全会一致で可決し、退職金の額は2,400万、本会議で表明をし、みずから退職金の廃止を提案する理由について、改革に挑む決意を改めて明らかにしたいと説明をし、市の深刻な財政危機にも配慮したということでございます。さて、退職金の寄附とか廃止とかというのは、条例ではもちろん定めることができますが、大阪の市長は現在2期目ということで、1期目の退職金約1,100万円については返上すると、公選法で禁止されるわけでございますから、候補者の寄附行為とならないために全額を大阪法務局に供託をしていると、そして退職をして、次の選挙にも出ない状態になったときには市に退職金を返還したいということでございます。滝川市の市長さんにおいても、1期目の退職金、市民は幾ら出るのかも実はわからないはずでございます。それで、1期4年間の市長の退職金は幾ら

ぐらいになるのか、またその退職金を大阪市長のように廃止するとか供託するとかいう考えをお持ちかどうか。また、全国の市長、町長、村長の退職金を廃止した自治体はどれぐらいあるのか、わかっているならばお示しをお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 滝川市長の現在の退職手当は、1,930万余りというふうに承知をいたしております。滝川市の特別職、一般職含めて、北海道市町村職員退職手当組合というところに加入をいたしております。ご承知のことですが、これに加入をしていない自治体も実は多いわけですが、どのくらいこの組合に加入しているかといいますと、17市、173町村、それに一部事務組合が114団体ございます。したがって、一部事務組合と基礎自治体を含めると304団体がこの組合に入っております。この退職手当組合で条例を持っていて、この条例の中で特別職と一般職の退職手当は決まっているわけです。滝川市は抜け駆けしているんな判断するということが不可能ではございませんけれども、そうすると一体負担金の額がどうなるのかとか、さまざまな課題も出てくるわけです。私は、組合に入っている304の団体が同一歩調をとっているわけですから、改正をしていくという場合には同一歩調をとりたいというふうに思っております。ただ、特に市長の退職金について多額ではないかと、世論の論調もあるわけですから、私としてはこういう社会的背景の中で退職手当についてどういうふうにしていくかということについて議論してほしいという要望は退職手当組合に上げたいというふうに思っております。

それと、全国の廃止状況でございますけれども、全国的に調査をしたということはないようであります。したがって、知り得る限りということでご承知おきをいただきたいというふうに思いますが、宮城県は特別職について廃止をした、市では大阪市で廃止をしたという情報のみであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今のお話を聞いて、市長の退職金が決して高いとか辞退すべきだと言う気は毛頭ございません。むしろ安過ぎると思っているぐらいでございます。

そこで、次にいきたいのですが、収入役廃止の件ですが、さきの地方自治法の一部改正で人口10万人以下は収入役を置かず、市長や助役が兼務できることになりました。しかし、兼務ではなく、会計室長兼理事職を新設するという説明がさきの総務文教常任委員会でありました。会計室長兼理事職を新設するのならば、収入役でもいいのではないかとという意見も実はあったわけでございます。廃止の考え方とどれぐらいの効果があるのかをお伺いいたします。

また、全国で収入役を廃止した自治体はどれぐらいあるのかも伺いをしておきたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 収入役がこのたび突然逝去されるという予期しない出来事でありまして、極めて残念なことでした。収入役制度は、既に地方自治法が今国会で可決をされまして、地方自治法の一部改正の一環として廃止をされることになっております。廃止される時期は、ご案内のように来年の4月1日施行ということでありまして、収入役にかわる一般職の会計管理者が置かれるというふうになるわけでありまして、私としては、来年の4月1日に収入役という制度そのものがなくな

るわけでありますから、今回の不測の事態でありますけれども、改めて収入役を任命するというのではなくて、収入役そのものは職務代理をする職員を置くということで判断をしたところでございます。しかし、滝川市の収入役が行ってきた、したがって職務代理者が行う中身というものは、滝川市の業務だけではありません。数多くの一部事務組合の収入役を兼ねてきた。したがって、その職務代理者も数多くの一部事務組合初め社会福祉事業団、多額の収支を扱うわけであります。あわせて、そういう一部事務組合の業務を滝川市長が担っていると、組合長及び理事長で担っているという、これまた滝川市長にとっても滝川市の市長だけではない。多くの団体の業務を、特別地方公共団体の業務を扱わなくてはいけないと。それがために不在も多い状況にありますし、率直に言って助役の仕事も多いわけであります。そういう中で、市長の業務を執行しなくては、代理をしなくてはいけないのはかなりの部分収入役であったということが言えるというふうに思います。したがって、私は、収入役の職務代理が十分執行できるということとともに、市長の特命事項及び市長の代理をする職員の存在が滝川市の場合必要だというふうに判断をするところであります。

全国で廃止した自治体はどれくらいあるのかということですが、18年4月1日現在の数字でありますけれども、条例で廃止済みは1区158市でございます。道内では市でいいますと19市が廃止をしている状況にありますし、また恐らく今年度中にも廃止の傾向は続いていくのではないかなというふうに予想しているところであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 一部事務組合、いろんな組合がたくさんあるわけですが、その組合の収入役、これを滝川市の収入役が一手に引き受けているということで、大変なご苦勞もあるかと思うのです。この一部事務組合の収入役の役職といいますか、それを一部事務組合に加盟している各市にお願いをするというようなことも可能かと思うのですけれども、そういうことが事務上組合長が滝川で収入役も滝川にいた方が便利がいいと、単なるそれだけのことなのか、それとも将来的には激務を分散するというようなことも必要かと思うのですが、その辺のお考えもお聞かせ願います。

○議長 長 市長。

○市長 各組合の収支は、滝川市の会計課でやっているのです。これを分散することも現実的には可能だというふうに思いますけれども、効率的な業務執行のためにはそれぞれの組合ごとに会計が異なるということよりも、やっぱり滝川市が一括扱うことの方が、そこに職員必要なわけですから、1名の職員がすべての会計処理を実はやっておりますけれども、こういうことがまた必要だろうと。分散することによって組合が、効率的にやろうというふうに決断してこの組合を設立したのにもかかわらず、部分的に非効率が生じるというのはやっぱり適切な選択ではないのかなという気がいたします。そういうふうに会計を扱っているところの収入役が収入役になるのがやっぱり妥当な選択ではないかなと。物によっては、いろんな課題がある場合には持ち回りもあるのかもしれませんが、現在は一番いい効率的な選択をしているという判断に立っております。広域行政の当番役を担う滝川市としては、業務の分散ということもあるいは判断の一つになるかもしれませんが、当面はやはり当番役としてしっかりさまざまな役割を果たしていくということもまた広域的な連携の上に必要なことではないかというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 一緒にやるというのが効率的だということも十分にわかります。いずれにしても、今後とも各課のイノベーションも含めて、さらなる考え方を進めていただきたいと思います。

◎2、自治体合併

1、道の構想

さて、次に自治体合併についてであります。2004年、4市2町により中空知地域合併協議会が滝川の離脱で破綻をしたことは皆さんご承知のとおりでございます。そんなことから、道の合併構想、滝川としては非常に動きづらくなっているのではないのかなというのが実情と思うわけですが、そこで一つ目の道の合併構想が示されました。滝川、新十津川、雨竜ですが、広域消防事務組合では既に広域連携は構築されていますし、滝川市立病院を軸とした地域医療でも結びつきが強いわけであり。市長が道に2月に公表した1市2町の組み合わせ案について、統計分析データとしては参考にするが、将来合併による発展の可能性を検証すべきだと非常に慎重に述べられているわけでございます。この道の構想をどのようにとらえているかをまずお伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 北海道の合併構想は、まだ時期が明示されておりませんが、8月の中ごろに構想を発表するというふうに聞いております。今は統計データによる組み合わせを公表して、これに対する道民のさまざまな意見を聞くという段階であります。したがって、合併構想は今後示されるわけでありますが、今後示される合併構想は組み合わせという面からいけば恐らく統計データに公表されたものに近いものになるだろうというふうに思っております。構想が示された段階で滝川市としてどういうふうな判断をするのかということ……

(何事か言う声あり)

○議 長 休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分

○議 長 会議を再開いたします。

市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 ご配慮まことにありがとうございました。

引き続きご答弁させていただきますが、今後示されます合併構想に基づいて冷静に判断をしていくべき重要課題だというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今までの議会始まって以来のこういうことで、皆さんも十分お気をつけ願いたいと思います。

さて、どこまで質問したかどこまで答弁聞いたかわからなくなってしまったのですが、自治体合

併の二つ目、市長の理想の合併構想の考えはということですが、このことは2期目の公約で合併を進めるか、自立の道を選ぶかの大きなポイントになるのではないかなと思う気がします。今後も合併に向けては前向きに戦略的に考えるべきですが、滝川市の公約にも載るのでないかなと思うのですけれども、未来と合併の夢をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 国は、何十年かに1回合併を進めてくる。そのときに必ず財政上の制約条件を突きつけてくるわけです。私は、数年前に自治省の高官が研修会で合併の必要性を説いたときに、実は質問したことがあります。昭和の合併は、合併を促進するために兵糧攻めを行ったと、兵糧攻めをやって、そして強制的に合併をするのはやめてほしいという趣旨の質問をしたことがあります。このときに政府高官は、合併は進めるけれども、兵糧攻めはしないという答弁をなさいましたけれども、現実にはそうっていないみたいです。やはり国も地方も財政が厳しくなっていくときに、財政の健全化とともに必ず地方分権という大義名分が出てくるわけであります。私は、この両方とも悪いことだというふうには思いませんけれども、しかし適切な手法というものがなくてはならないというふうにも同時に思っております。滝川と江部乙が合併をして、本当にいいまちになったというふうに思います。もしこの1市1町が合併せずに進んできたらどういうまちになっていただろうかというふうに、私は両市町とも大変心配なまちができ上がっていたのではないかというふうに想像されます。したがって、滝川市と江部乙町の合併による新市の誕生というのは、一つのまちづくりの方向性に向かって共有する目標があったというふうに思います。あのとき財政のことだけ言えば、財政が理由で合併する必要性は何もなかったわけであります。したがって、一つのいいまちをつくらうではないかということを目指して、当時の市民、町民の皆さん方が一丸となってその目標を達成しようと、その手段の一つとして合併という道を選んだ。私は、今後における合併も同様だと。そういういい経験をしている滝川市は、いい経験を生かさなくてはいけないというふうに思っております。したがって、これまでも表明してまいりましたように、統計上のデータはデータとして現実の数字でありますから、これはやはり参考に値するというふうに思います。しかし、もっと重要なことは、まちづくりの共通の目標を共有できるまちになるのかどうかと。これがばらばらであっては合併したって意味がないのではないかというふうに思います。したがって、これから出てきます合併構想に当たっては、まちづくりの目標が共有して一つの一致した目標のもとにいいまちづくりができる組み合わせなのかどうかと、そういうことを重視していかなくてはならないというふうに思っております。

○議長 田村議員。

○田村議員 夢を語れと言っても、非常に難しいことだとは思うのです。ただ、現実として雨竜、新十津川は、マスコミ報道によりますと滝川とは余り一緒になりたくない、そう書いているのです。それで、滝川の方から動いてもきつと拒否されるのかなと。でも、道がある程度姿勢としてテーブルに乗れというようなことであれば、そういうお話も進むのかなというふうに思うには思うのです。ただ、今言われたように江部乙と合併した、そして江部乙が合併したからすごく開けた。それは、事実だと。ただ、それで市民が一つの心になっているか。その一番いい例が商工会議所と商

工会の二つの存在です。数年前に消防は一つになりました。商工会、商業界がまだ心を一つにしていないのではないかと実は懸念をしているところでございます。そんなことも含めて、非常に難しい考えの中にはあると思うのですが、合併をぜひ前向きに戦略的にとらえていかなければ滝川の発展は危ぶまれると思うわけです。それには、前回の合併破綻が影響しているということは確かな事実だというふうにとらえるわけですが、そういうことも含めて、時間はかかるかもしれませんが、滝川市を夢のあるすばらしいまち、そして2期目に向かって前進をしていただきたいというふうに思うわけであります。

◎3、北海道の森及びルネッサンスの森

1、植樹後

次に、池の前の北海道の森と丸加山のルネッサンスの森についてであります。先般2,000人を超す人が北海道から集まり、丸加のルネッサンスの森で植樹祭が開催されました。皆さんが将来の美しい森を夢見て植樹したことと思います。森というのは、自然の生態系を守るのが基本であります。植樹により緑化が進み、野生生物があらわれ、生態系の保全ができてくるわけですが、植樹後の管理体制、これが非常に大切になってくるのではないかとと思うわけですが、本州においては枯れ木や、あるいはネズミの被害、道内においてもあると思うのですが、滝川の北海道の森、ルネッサンスの森の植樹後の管理実態、例えば毎年下草刈りをしているとか、大きくなって枝払いをしているとか、そういう実態とか、枯れ木あるいはネズミの被害、年間どれぐらいの被害が出ているのかをお尋ねいたします。

○議長 市長。

○市長 北海道の森についてのご質問でございますが、私も年に一、二度ですけれども、北海道の森に行きます。結構いい森になりつつあるなという全体的な印象は持っておりますが、なかなか生育の遅い木も植えてありますから、ぐんぐん伸びて早く森になるという状況でもありません。また、一方、例えば大きな木が枯れているというのが実はあるのですが、あれは道路工事等で移設するときに切ってしまうのはもったいないということで、そういうものは北海道の森の方に移植をすることにいたしております。したがって、大きな木ですから、活着度が低いということもあって枯れていくものも多いわけですが、年2回下草刈りをして維持管理をいたしております。ご質問のように、ああやって少しずつ森に近づいてくると生き物が生息をする、ネズミも随分多いです。しかし、公園でありますから、ネズミを駆除する薬剤というのはまいておりません。それがゆえにふえていく、被害も多くなるという話でありますけれども、できるだけ肥培管理は可能な限りしっかりやって、そしてそういう中で自然に森になっていくという方法でやっていきたいなど。場合によっては、ルネッサンスの森、後ほどご質問あるというふうに思いますけれども、市民の皆さん方のご協力をいただかなくてはならぬという場面もあるというふうに思います。枯れ木については、できるだけ撤去するようにしていますけれども、少し目立つ部分もありますから、これは少し力を入れなくてはいけないかなというふうに思っております。なかなか土地が悪いというところで、生育も限られている面もありますけれども、腐葉土などをまいて土壌改良にも努めている

ところであります。結構いい森になりつつありますので、市民の皆さん方にはちょこっと訪れていただいて、散歩がてら森を楽しんでいただきたいというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 森づくりには何百年の年月を要するという事なので、せっかくある滝川の北海道の森、ルネサンスの森、うまく育てていきたいなと思います。

◎4、保健衛生

1、自殺者の実態

次に、保健衛生ということで、自殺者の実態であります。私の質問を待つかのように、平成18年6月15日、自殺対策基本法が成立いたしました。毎年自殺者がふえている。そんな中で7割が男性。経済、生活苦あるいは家族介護、老老介護の疲れ、そんなようなことから、老老介護においては3割の方が死にたいと思っているそうであります。道内は全国で5番目に多い地域ということでございますが、全国の実態、北海道の実態、そして予防薬の特効薬、そんなものがあるかないかわかりませんが、あればお聞かせを願いたいと思うわけであります。そこで、滝川のここ数年の自殺者、数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 全国の自殺者の数は平成16年度までが公表されておまして、私どもが知り得る数字であります。平成16年度は3万247人、全国です。人口10万人に対して24.0人というのが全国の数字でございます。滝川のデータは、その年によってかなりばらつきがあるわけですが、平成16年は16人でありました。人口10万人に対しますと34.8人ということで、国の実態よりもかなり多いということが言えるわけであります。いつも滝川市は自殺の割合が高いかというところではありませんが、年度別にばらつきが大きい。例えば平成12年では、全国が10万人に対して24.1人であったのに対して滝川は人口10万人に対して17.1人、その地域の事情と状況によってかなり変化していくのだということが想像されることであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 この実態は、うつ病あるいはストレス、そういうものの固まり、それとさっき言ったように老老介護の疲れというものが非常に多いということですので、ぜひ予防的なことをお考え願いたいと思っております。

◎5、移住促進

1、ウェルカムプロジェクト

次に、移住促進、ウェルカムプロジェクトについてであります。昨日の渡辺精郎議員の質問にもありましたが、市民には全く浸透していない、一部の人にしか浸透していないのではないかと考えるわけがあります。専門業者あるいは不動産に詳しい人もサポート会議の中におりますが、そのサポート会議の中身、市民にアピールできるまで進んでいるのかどうか、単なる図上プランまでしか進んでいないのではないかと考えるわけでもあります。また、このプロジェクトチームあるいはサポ

ート会議、この中で市はどのような役を担うのか、市が主導なのか、あるいはわき役なのか、認識をはっきりし、市民にもわかりやすくしなければならないのではないかと思います。移住促進というのは、各地で現在進んでいます。その進んでいる中身は、意外と役所が表立ってやっていないと。市は黒子に徹し、民間主導を奮い立たせている。そんな中から成功が見出されるのではないかと思います。滝川は市が主導なのか、わき役なのか、そしてどういう戦術を持っているのかお聞かせをお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 移住、定住、いろんな手法と戦略で取り組んでいるというふうにありますし、そういう皆さん方は一様に競争相手でありますから、いかに競争相手に勝つべきかということで秘策をめぐらせている。そういう意味では、行政の力だけではどうにもならない。かといって行政が手を抜いて、これは民間の仕事ですと任せるだけでも、これはまたうまくいかない。したがって、きっかけは滝川市の場合は行政がつけらせていただきました。そして、手を挙げますよという表明をさせていただいて、まずはPRと、こういうPRだけでひっかかってくるというふうには思いませんけれども、しかしおかげさまで、あのPRのおかげで電話をいただいたり、あるいは滝川市のホームページに興味があるということでアクセスしてくださったり、少しずつ移住、定住をきっかけに滝川市に興味を持ってくださる皆さん方がふえてきたことはありがたいことだというふうに思っております。滝川市が、行政が主役になるつもりはありませんし、わき役になるつもりもありません。たしかわ移住サポート会議、先ほどのご質問のように発足をいたしましたので、お互いにお互いの役割をしっかりと果たしていく、つまり協働でやるべき課題であるというふうに思っております。単に連携するというような名前のもとで、自分たちの立場は全く変えないで従来どおりだというやり方では成功しない。ある意味では極めて協働に向く事業ではないかというふうに思っております。具体的には、きのうもご答弁をさせていただきましたけれども、近いうちに三つのネットワークをつくりたいというふうに思います。それは、住宅、不動産の情報提供をしていただくような住まいのネットワーク、あるいは移住体験者を中心とした応援団の組織であります移住者ネットワーク、それからさまざまな生活情報を提供していくための生活情報のネットワーク、これだけにとどまりませんけれども、当面はこういったネットワークを形成をして移住促進を図る市民の皆さん方との協働体制ということも充実をしていきたいというふうに思います。一方、これは市内の皆さん方の協力だけではなかなかうまくいかないという面もあるというふうに思います。今モニターツアーを計画をいたしておりますが、これはJRのご協力をいただきながら、東京を中心としてモニターの皆さん方に滝川に来ていただこうと、こんなふうに市内、市民の協働体制だけでなく外部の皆さん方にもご協力いただくということも含めて協働体制で取り組んでいきたいものだというふうに思います。

滝川は、住んでいいという意味では大変高い評価をいただいているというふうに思います。最近、旭川の方ですが、こんなに住みやすいまちなのにPRが下手だというふうなご指摘をいただきました。ぜひとも北海道の四季の存在、そして身近にある自然と生活環境がバランスよくとれているまち、あるいは食べ物についても非常においしくて安全なまち、芸術文化にも非常に刺激的な何かが

あるまち、こういう市民が感じていることを市外の皆さん方にいかに理解をしていただくのかというのは単に紙爆弾にとどまらずに、滝川市が持っている市民の皆さん方の多くのネットワークを最大限に生かさせていただきながら進めてまいりたいというのが戦略の基本であります。

○議長 田村議員。

○田村議員 すばらしい機運の中に、ぜひPRをさらに強めていただきたいと思います。このことについては、砂川も実は全く同じようなことをやっているのです。砂川市においては、市内の空き地、空き家までも市のホームページに載せていくというようなことから、所有者がどこにしようとみんな連絡をとって、載せられるような記事を市がやっているというようなことで、これを全国発信して、民間のいろんな空き家、空き地をインターネットに載せて提供しているというようなことで、ここ数カ月の間にすごく力を入れて砂川はPRをしている。滝川もぜひ負けないように頑張ってもらいたいと思います。

◎6、教育問題

1、学力の把握

それでは、最後に教育問題であります。昨日来より教育基本法とか10条のとらえ方、かみ合わない議論がなされました。私は、現実としてそれ以上の待たなしの問題、それが学力の低下ではないかと思うわけでありまして。一つ目は、滝川の小中高の学力をどのように把握しているか、それとも全く把握していないのか。それと、二つ目は、各校の二極化、これが進んでいる。実は、これは先生方、教員の方が言うわけですが、できる子とできない子の差が開いてきている。これは、時代の背景と片づけることはできない将来の日本を左右する重大な問題であります。教育には特に造詣の深い教育長の理想の考え方ではなく、現場を直視した答弁を求めます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、田村議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、学力の向上、確かな学力、これについては大変大きな課題であると、最重視しなければならない課題と、このように考えております。教育行政執行方針で重点的に心の問題とか顔づくりとか、あるいは読書指導等々幾つか重点的な課題を申し上げてありますけれども、その中で田村議員ご指摘のとおり確かな学力向上というのは極めて大切な課題であると、このように考えて進めているところでございます。そのために、きのう清水議員にもお答え申し上げましたけれども、今年度標準学力テストを学年を広げまして、まず実態把握をきちっとしようと、そして対応策を考えていこうと、そういうことで今年度も今取り組んでいるところでございます。きのう申し上げましたように、標準学力テスト、客観的に見てもらっている幾つかありますので、学校においては従来からやっている学校、標準学力テストを方針として掲げてからやった学校等々がありますので、そういった意味で標準的なものとして評価されている、認知されているものについては校長の判断で採用していいですよと、そのように申し上げて採用させていただいております。それから、時期についても、今までやっている時期もありますので、例えば年度当初にやって前学年の学力を評価するということがありますし、年度末にやって現学年の学力を評価する、把握するということ

もあります。そういったことで今までやってきました。今年度広げましたので、今後さらに今までやったことがいいかどうかも含めて再検討しなければならない時期も来るだろうと、このように考えておりますけれども、今のところ学校に判断して実施していただいていると、そういうことでございます。そのために、学校間の学力を比較するという段階までは至っておりません。また、今そのように考えてしておりません。ただ、結果については私どももいただいて、分析しておりますので、滝川の学力については、教科の中でも領域、分野によってもでこぼこはあるのですけれども、総体的に見ますと全国標準であると、このように分析しております。今後とも少しでもさらに大きく高めるために一生懸命努力していかなければいけないと、このように考えております。

次に、学力の二極化が進んでいるのではないかと、こういうことでございますが、マスコミ等でよくこれは指摘されているところでございますし、あるいは3年前にOECD学習到達度調査と、これで新聞にも、あるいは各種教育関係誌にも発表されましたけれども、中間の部分が下位に移っていると、そういったことで、格差ができたのではないかと、こういった報道もございまして、マスコミではこれについて十分分析するようにと、そういう報道がなされております。ただ、私どもは、滝川の子供たちが二極化していると、そういうことを申し上げるデータは今のところございません。そのために、これからできるだけそういった格差がないようにと、一人一人の子供の学力をとにかく高めていこうと。どうしても能力とかいろんな得意分野はありますから、差は出てきますけれども、極端な差があってどうもならないなんていう状況についてはしたくないと、このように考えて対応していきたいと、このように考えております。その中で、最も重視しているのは基礎基本、基礎学力、これを徹底的につけてあげようと、そういうことで今各学校で取り組んでいただいております。国際調査においていろいろ出てきますけれども、数年前までは日本はすべてトップでした。これが若干下がりぎみという、これはありますし、あるいは残念ながら子供たちの学習意欲、5日制になって子供たちが自発的に学習するかということで大いに期待していたのですが、全国的な傾向としては学習意欲というのは余り高まっていないのではないかとというご批判もあります。それから、もう一つは、学習習慣、ほかの国は2時間、3時間、それ以上に家庭学習しておりますけれども、日本の場合はトータル的に30分程度ということで出されておりますので、学習意欲あるいは家庭学習の習慣、これをつけることも大事であるということで、今各学校に取り組んでいただいているところでございます。

学力を上げるのは、何といたしましても授業の充実と、それはねらいを明確にして、ねらいを達成できる確実な教育活動の展開と、これが中核にありますけれども、こういったことを中核にしながら、次のことを昨年度、今年度も取り組んでいただいております。学校でももちろん今やっているのと同時に、家庭学習、これを奨励していこうと、こういうことで今奨励しておりますし、そのために適切な課題を子供たちに与えてほしいと、そういうことで取り組んでおります。あるいは、夏休み、冬休み、これは海に入って遊んだり雪でたくましく遊ぶのも結構ですけれども、一定の時間というのは家庭学習に取り組んでください、こういったことを昨年度、今年度取り組んでおります。それから、教職員の皆様は、夏休み、冬休み、これは勤務で出てきておりますから、そこで学習相談も各学校で夏休み中、冬休み中やってくださいと、こういったことでほとんどの学校で時間、日

にちを設定して家庭学習の相談をしているところでございますので、こういったことを着実にやることによって基礎基本を高めていきたいと。あるいは、目標を定めて仲間と切磋琢磨すると、それを評価してあげると。極端な競争とは違いますけれども、切磋琢磨ということも必要でございますから、これもやっていただくと。それから、何といたしまして、小学生のうちから将来何になりたいのだという進路意識、職業観、勤労観を少しでも持たせて、そのためにおれは頑張るぞと、こういう子供たちを育成すると、そういったことで取り組んでいただいております、こういったことをベースにいたしまして学習習慣と学習意欲を高めていきたいと、このように考えております。それから、こういったことについては既に保護者に説明して、保護者の意向も十分にいただきなさい。あるいは、最終的に何といたしても教育は教師なりと、こういうことでございますので、こういった意味で具体的に取り組んでいかなければいけないし、取り組んでいっているところでございます。

以上でございます。

○田村議員 終わります。

○議長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上です。本日の質問は、子育て支援と、それと安心、安全のまちづくりという2点に絞って質問させていただきます。

◎1、子育て支援策

- 1、幼保一元化
- 2、病後児保育の設置について
- 3、市立病院の産婦人科の今後

まず、18年度の重点施策の1番目に子育て支援の項目が出てきております。子育て、子育て支援の充実ということで掲げてスタートされたわけですが、滝川のこどもセンターを子育ての中核施設として総合的に子育てサービスを充実強化すると、それともう一点は仕事を持つ親が安心して働ける環境づくりをこの施設を中核としてやっていくということで18年度スタートしております。6月9日の日に参議院本会議でいわゆる幼保一元化法案が可決されております。このことによって、今後10月から認定こども園という事業がスタートできるようになります。この認定こども園というのは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った総合施設で、例えば預かり時間が8時間、それと親が働いているか働いていないかに関係ないと、それとゼロ歳から5歳児までが対象だという認定こども園というのが10月からスタートできます。これはもちろん知事の認可が必要ですが、それで働く親たちを支援するという意味で、滝川において10月からとは言いませんけれども、スタートできるような体制づくりをしてはどうかと思いますけれども、市長の見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 幼保一元化の具体的な動きとして認定こども園の制度ができたことはご承知のとおりでございます、これに向けてまた取り組んでいかれる自治体も多いというふうに思います。滝川市はかなり、保育所もご希望いただける方はほとんどお入りいただける状況であります。一方幼稚

園の方は、これは施設過剰ぎみという状況であります。私は、今ここに新たに認定こども園を行政が中心となって進めていくには環境条件が整わないというふうに思っております。むしろ保育所から取り組むということではなくて、幼稚園の皆さん方から取り組んでいただく方が私はこの滝川における時代の要請がある幼保一元化に近づく道だというふうに思います。公立幼稚園は、民間でできない時代に行政が参入したわけでありまして、それは市民の皆さん方が必要なのに入れないうことで行政の必要性を感じたわけでありまして、今の状況となつては民間でできることを行政が引き続きやる必要はないわけでありまして、したがって認定こども園も行政が中心となつて物事を進めていくということではない民間活力を活用したやり方がより望ましいやり方だというふうに今のところ判断しております。しかし、それでは幼保一元化について行政は議論もしないのかということになりますと、これはやはり問題だというふうに思いますから、幼保一元化のあり方というのを議論をする必要はあると、その場をつくる必要があるというふうには思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 今働き方がなかなか多様化してきておりまして、幼稚園の時間帯、4時間ぐらいの時間帯だとなかなか厳しいという声も確かにあります。そういったことをかんがみながら、今後の検討課題ということでお願いしたいなと思います。

次、2点目なのですが、実は認可保育所に通う1万世帯の方を対象としてアンケート調査をやったところがありまして、その9割の世帯が病後児保育を希望されていると、そしてもし病後児保育を設置した場合にその8割の方が使わせていただくというアンケート調査の結果がございます。これは滝川の話ではないですけども、それだけ子供を育てる働く親御さんのニーズというのがあるということです。それで、滝川の場合なかなか病後児保育というのがないのですけれども、病後児保育というのは病気回復期に保育所で集団活動、集団保育ができない、そういったお子さんを一時的に預かるという保育所なのですが、やはり多様化するニーズの中で、そういった病後児保育も検討できないだろうかということをお聞きしたいなと思っています。

○議長 市長。

○市長 滝川市次世代育成支援行動計画、議会にもご説明をさせていただいておりますが、あわせて市民の皆さん方にも公表させていただいているのですが、この行動計画の中で21年度までに病後児保育をやる検討をするプランになっています。やるかやらないか含めて検討するということですが、通常は初めからやらないことは計画に検討するというふうには書かないわけで、実施をするということを前提にして、さまざまな問題が解決できるのかどうかということを検討するということでもあります。看護師さんとか保育士さんを自宅へ派遣するという派遣型というものもあるようでありまして、あるいは病院とか保育所とか、こういうところで保育をする施設型というものもあるようでありまして、それでは派遣型、施設型にしても、この滝川の人口規模でどれくらいの方々が常時いらっしゃるのかと、そうしたらそこで勤務する体制というのは常勤体制がいいのか、あるいはそうではなくて有償ボランティアの制度でいくべきなのか、あるいは民間の診療機関に委託をするという手もあるかもしれませんし、病後児保育をどういう形で実現していけるのかと、そういう具体的な検討は先ほど申し上げました行動計画の中でやっていきたいというふうに思

っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、続きまして、滝川市立病院の産婦人科の医師の件で伺いたいと思います。産婦人科医師というのは、全国的に見てもやはり医師不足ということで、なかなか少ないということは私も聞いて知っております。その原因として、過重労働があると、それともう一つは医療事故が多発する中で訴訟が起こりやすい科目だと、それともう一つは過重労働にもかかわらずほかの医師と報酬面ではそんなに変わらないということがあそうなのですけれども、そこで滝川市立病院の基本構想でも診療科目に産婦人科が今後も引き続き設置するというようになっております。今現在は、砂川市立病院から医師が週に3日派遣されておるそうですけれども、今後医師を確保できるのかどうかということをもまず伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 産婦人科医師を確保できるのかというご質問でございますが、これまでかなり努力をしております。努力をしておりますけれども、なかなか実現には至らないというのが現実であります。今後とも引き続き確保の努力をしていきたいというふうに思います。3医育大学に要請しただけにとどまらずに、実は病院長は九州の大学まで足を運んで、可能性のあるところは全部ここ数年回りました。しかし、なかなか難しい課題であります。しかし、あきらめることなく、これは引き続き努力をしていきたいというふうに思います。1名見つければいいという問題でないのです。最小限2名セットです。それがやっぱりほかの科目にない難しさだというふうに思いますが、引き続き努力をしております。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、今現在は分娩前は滝川市立病院、分娩の際には砂川市立病院というのが現状なのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 補足があれば所管から補足をいたしますが、市内には分娩できる民間医療機関がありますから、そこで分娩されるという方が当然中心であります。ただ、滝川市立病院では月、水、金と午前中にお医者さんがいらっしゃって診療されておりますから、恐らくほとんどの方は、月、水、金滝川で診療を受けられる妊婦の方は砂川市立病院で分娩されるのではないのでしょうか。ほかに行くというのは、件数的にもそうないのではないかとこのように想像しておりますが、手元にそのデータはありませんので、確かなことは申し上げられません。

もし所管から補足できるのであれば答弁してください。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 実際に病院にかかれる方は、滝川市内の民間病院あるいは砂川市立病院などを選択されるわけです。今市長の方から補足ということございましたけれども、実は私の方でもうちの市立病院にかかれる方が出産をどこでされているかというのは正式なものを持ち合わせておりません。したがって、私も推測でしかお答えできませんので、それでいくとやはりかかっている方は同じお医者さんにかかれるというのが一般的なのかなと、これも想像でしかないとい

う状況でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今現状は、恐らく分娩前は滝川市立病院、分娩するときは砂川市立病院というのが多いのではないかなと思いますけれども、全国的にそうなのですが、出産難民というそうなのです。里帰り出産したくて滝川に帰ってきてても出産はできないと、結局隣のまちに行かなければできない。こういう方々を出産難民というそうなのですけれども、いずれにしましても今のこの状態を解消できるようにご努力お願いしたいなと思います。

そこで、過重労働ということで、先ほど産婦人科医は大変な状況にあるということで、過重労働を緩和するためにぜひ助産師専門外来というのを提案したいのですが、助産師専門外来というのは、昔は産婆さんが赤ちゃんを取り上げた、今産婆さんは取り上げられない、医師が取り上げるという状況の中で、助産師さんがまず出産前の妊産婦の不安を解消する。それから、週3日だと時間をかけて医師に相談する時間がなかなかとれないのではないかとということで、時間をかけて助産師さんがカウンセリングできると、それと先ほど申し上げたとおり医師の負担を軽減するという利点がありますけれども、この点について市長の見解はどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 子供を産むのは、正常分娩であれば助産師さんが取り上げられるのです。ただ、それが異常分娩になると助産師さんというわけではなくてお医者さんということになるわけです。ただ、国民の選択はそうではなくて、子供を産む場合にはお医者さんにかからなければというのがもう世間の常識になっているのです。これが昔のように助産師さんが子供を取り上げることできるわけですから、そういうふうに国民がまた昔のように向いていけば医師不足というのは実は解消される面もあるのです。ほとんど正常分娩なわけですから。しかし、世の中がそういうことになっていないのが問題を大きくする原因だというふうに思いますけれども、助産師専門外来についてのご質問であります。結論から申し上げますと今直ちに助産師専門外来を設置する計画はありません。ただ、今どういうことを行っているかといいますと、滝川市立病院の産婦人科の外来において、先ほど申し上げましたお医者さんがいらっしゃる月、水、金以外の日、つまり火曜日と木曜日、助産師による妊婦スクール、母乳相談、育児相談、それと退院1週間後の健診、こういう仕事をやっております。これ自体は、助産師専門外来がやるような仕事を実は現実にやっているわけですが、それでは今助産師専門外来ってばっと看板を上げられるか、似たような仕事やっているのですけれども、看板を上げられるかどうかという、これはなかなか難しい外的要因があります。これは、もし看板を上げられるようになれば上げた方がいいというふうに思いますが、それでは産婦人科あきらめたのかとか、今さまざま派遣をさせていただいていることに影響を及ぼさないとか、なかなか複雑な中身も片一方でありますから、総合判断にさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

◎2、全市的自主防犯防災組織の構築について

1、町内会単位での組織づくりについて

○三上議員 それでは、防犯体制について伺いたいと思います。市内でも連合町内会を中心に防犯組織ができてきたということは、最近新聞報道でも知りましたし、所管に確認しました。そういつたことで、ただまだ半数ぐらいただと、全域には至っていないということで、いち早く防犯組織が全市に行き渡るようにしていきたいし、いかなければいけないと思っております。そこで、今後どのような形で全市的組織結成ということになるか、その方策等があればお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今回の防犯組織の取り組み、それから自主防犯パトロールの実施というのは、法務省の事業によって取り組んでいることですが、町内会連合会で10団体ご協力をいただいて、あるいは各新聞社販売店のご協力をいただいてやっているわけでありましたが、主な内容は学校の登下校時、夕方などに子供を見守るパトロール活動であります。新聞の販売店の皆さんは新聞配達時にそういうパトロールのご協力をいただくということをやっているわけでありましたが、これはふえればふえるほどいいというふうに思っておりますが、それなりにウインドブレーカーだとか帽子だとか、見える形でパトロールして歩くというのが片一方で効果を果たすということになってまいりますので、当面は予算の範囲内で今年度は取り組んでいくと。これの効果が相当高いと、さらに拡大するべきであるというふうに判断される場合には別に法務省の補助金をもらわなくても拡大していくべきだというふうに思っております。現在既に10団体ご協力をいただいているわけですが、手を挙げたいというところがあれば、これは積極的に受け入れていきたいというふうに思いますが、今年度はそういう意味ではまずこの効果というものをしっかり確かめていくという年次にしたいたいというふうに思っています。

○議長 三上議員。

○三上議員 やはり防犯組織というのは長く続かなければ効果が出てこないと思いますので、恐らく連合町内会の方々には役員を中心にはされていないかなと思うのです。一人に負担がかからないような形で、あるいはできることから始めるとか、そういった長続きできるような体制とか、指導とか、お願いとか、そういったことも必要なかなと思っております。できることからということでは、ある地域では犬の散歩時にワンワンパトロール隊という形で犬を散歩させながら防犯活動をされているという地域もあります。ですから、なるだけできるような形でスタートすることが肝心なのかなと思っております。

続きまして、防災組織のことについて伺いたいと思います。ご存じのとおり、阪神・淡路大震災では震災の被災者の83パーセントは圧死あるいは窒息死だったということが報道でわかっておりますけれども、その際24万戸の住宅が倒壊されたそうです。それで、救助に駆けつけたというのが自衛隊とか消防とか警察など、そういった組織に救助されたというのはたったの2パーセントだったそうです。そのあとの98パーセントは、実は隣近所の人とか家族とか被災者みずからが救助したという事例がございます。これは何を言いたいかというと、そういった大災害のときには、向こう三軒両隣と申しますけれども、そういった地域の密接な関係があるところが実は守られるのだという話がございます。そういった意味で、防災組織というのは余り大きな形で広い範囲でやるよりも小単位で組織づくりすることが肝心なのかなと思います。そこで、町内会単位でつくるのが理

想なのかなと思いますけれども、そのための方策、町内会の役員の方もまたかよという思いがあるかと思えますけれども、今後の展開などお聞かせ願いたいなと思えます。

○議長 市長。

○市長 ご質問にもございましたけれども、私どもが把握をしております阪神・淡路大震災で自力で脱出する方も含めると、近所の方々により救出をされた方は先ほどご質問ありましたように私ども9割5分以上だというふうに把握をしております。したがって、自主防災組織のあり方というのは、その地域、特に町内会が相当重要な役割を果たすということについては共通の認識として私もそういう理解をいたしております。したがって、……（テープ交換）……この自主防災組織の設置に向けてのさまざまな啓発、PR活動を進めているわけでありまして、町内会の皆さん方の参画、協力ということも重要な柱に据えて今年度の取り組みを行ってきております。具体的には、今年度の町連協の理事会でありますとか総会に町内会単位での自主防災組織を育成することの必要性ということについて訴えさせていただいて、その必要性をPRをさせていただきました。あるいは、町内会だけでなく、ボランティア組織の活躍ということも極めて重要でありますから、これまたボランティア連絡協議会の総会の折に同様の自主防災組織の必要性と、そしてボランティア活動の必要性ということもまた訴えさせていただいて、側面的な支援を要請をいたしております。5月に入りまして、この自主防災組織の必要性ということを基礎に置いて災害の図上訓練を行いました。このときには、関心をお寄せいただいている町内会の役員の皆さん方にも参画していただいて、災害図上訓練、それからその前段の専門家の講演というものを受けていただいたりしているところであります。最近は何が起こるかわからぬということでもありますし、その場合の被害も大きい、被害を最小限にとどめ、極限措置を講じるためにやはり自主防災組織は重要な役割を果たすというふうに思っておりますし、ご質問のありましたようにその中で自主防災組織は町内会が相当重要な役割を果たしていくということにかんがみまして、そういう方向が重要な方向の一つであると、重要なところから手がけなくてはならないと、そういう判断のもとに自主防災組織の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

◎3、教育行政について

- 1、学校適正配置計画について
- 2、学校の耐震診断について

○三上議員 それでは最後に、教育行政について伺いたいと思います。まず、1点目なのですが、学校の適正配置計画について。タッグプランでは、18年度までに検討を行い、19年度に再編計画を策定するというふうなうたわれております。それで、もちろん適正配置ですから慎重に検討しなくてはならないと思います。子供たちのことを最優先に考えながら、地域住民のご理解をいただきながら計画は練られていくのだと考えておりますけれども、ただしもっともっとスピードを上げてやらなければいけないと思うのですが、現在の進捗状況をまず伺いたいなと思えます。

○議長 教育長。

○教育長 この問題については、昨日も申し上げました。そして、今三上議員からスピードを上げてやるようにと、そういったことをございますので、それについてもそのとおりでございますので、今鋭意努力していると、そういうことをございます。きのう申し上げましたけれども、17年度、昨年度取り組ませていただきまして、いろんなデータ、学校規模とか、あるいはきのうも言いましたあるべき姿とか、通学等々、あるいは施設のあるべき姿、学校給食施設のあり方等々について分析させていただきまして、そしてこれをするならどのようなシミュレーション、財政シミュレーションも絡めて必要なのか、もろもろ検討させていただきまして、今さらにワーキングを持ちまして検討している最中をございます。きのうも申し上げましたように、こういったことを通じてことしの9月には懇談会を開催すると、その9月には方向とか、あるいは考え方、これを明示したいと、このように考えておりますので、今年度中に具体的なものはあらあら定めてしまいたいと、このように考えています。ただ、きのうも言いましたように学校の適正配置というのは地域との関連もありますし、皆様方のご意見を十分にちょうだいして検討するというのもございますので、これらの懇談会等々でいろんな意見をお聞かせいただく中で慎重に内容をつくっていききたい。しかし、仕事はスピードを持って、そういうことをございますので、今年度の秋口にはお示しできるように取り組んでいるところをございます。タッグ計画の範疇で今頑張っていると、そういうことをございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、続きまして耐震診断について伺いたいと思います。この耐震診断は、先ほどの学校の適正配置計画に重要に関連してくると思います。それで、スピードアップということもきのう教育長も答弁されていたとおりでと思います。それで、耐震診断は、18年、19年の2カ年で実施するというふうに新聞報道でされておりましたけれども、これは事実でしょうか。

○議長 長 教育長。

○教育長 これもきのうも申し上げましたとおりで、私どもの考え方といたしましては最初に教育行政報告で申し上げました。そして、きのう、きょうで申し上げまして、できれば18年度から積極的に取り組んでいききたいと、そういうことで申し上げました。ただ、新聞報道につきましては、あくまでも新聞報道でございますので、あれは一つのマスコミの報道と、このようにとっていただきまして、きのう、きょう申し上げた範疇で一生懸命取り組んでいききたいと、そういうことをございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 耐震診断というのは、15年から17年の3カ年で終了するようというふうに通知されておりませんか。

○議長 長 教育長。

○教育長 これもご指摘のとおり、そのように進めたいということで頑張ってきたわけをございますけれども、これも過日申し上げたかと思いますが、今まで市町村合併とかいろんな考え方がございました。その中で総合的に考えていくという考え方も持ちましたので、必ずしも予定どおりにはいかなかったということをございます。合併が皆さんご存じのような状況になりましたので、そ

の段階で滝川市として改めて考えていくと、そういう状況で今取り組んでいると、そういう状況で
ございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 本年の1月26日に施行された、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのが改
正されたそうですが、この法律を受けて、1月26日から半年間、あるいは遅くとも1年以内に耐
震改修促進計画を策定するというふうになっておりますけれども、これは道の方はできているけれ
ども、滝川市はできていないですね、耐震診断されていないので。どうでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 おっしゃるとおりです。この法律が出まして、私どもとしてはやらなければいけない
ということで、財政的な、あるいは省庁の補助メニューとかいろんな点で勉強させていただきまし
て、それをもとにして新年度から積極的にやらなければいけないと、そういうことで検討期間ある
いは勉強の期間と、そのように考えて進めさせていただきました。もちろん財政ともいろいろ情報
交換しながら進めさせていただいたところでございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、18年度耐震診断を行うということで、この通告にも書いておりますけれ
ども、その経費と1校当たりの診断に要する日数と、それと診断結果を受けた部分を確実に公表す
るのかどうか伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 耐震診断とかこれに対する対応策については、極めて重要な課題と、このように考え
ております。もちろん市長さんも同じでございまして、重要な課題と、このように考えて、積極的
に取り組んでいきたいと、そういう考え方で今教育委員会で検討しているところでございます。詳
しい技術的なことについては、担当から必要であればお答えいたしますけれども、診断の場合1次
診断、2次診断、3次診断というのがございまして、私ども勉強して今進めているところでござい
ますが、最終的に第2次診断というのが必要でございますけれども、この第2次診断にかかるのは
1校当たり、これおおむねです。おおむね600万から900万かかると、このように考えており
ます。第2次診断でございます。ただし、おおむねといえますのは、学校によって、同じ学校であ
っても建築年度が違うのです。それから、棟数も違います。そういったことから、おおむねこの程
度がかかると、こういうことでございます。1次診断は概略しか出てきませんので、工事に必要な
工法とか金額、やはりこれを定めるためには第2次診断をしなければいけないと、そういう状況で、
今申し上げた金額が必要でございますということでございます。なお、これを何校するかについて
は、これもきのう申し上げましたが、できるだけ早目に、できれば複数の学校を定めてやるなどし
て、全体に大きな影響力を持って進めることができるような、そういった方法を今検討している最
中と、そういうことでございます。診断に何カ月かかるのかと、そういうことでございますが、お
おむね3カ月程度と、このように考えております。なお、公表するかどうかにつきましては、もち
ろんこれは議会でも説明させていただいて、的確に公表していきたいと、このように考えておりま
す。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

この辺で昼食休憩にいたしたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。質問に先立ちまして、通告書の訂正をお願いいたします。1件目の1項目、1要旨、最下段の「なぜ事業団を一般福祉法人化するのか」を削除し、「事業団が一般社会福祉法人化されるという動きに対する市長の考え方を伺います」とご訂正をお願いいたします。

それでは、通告書の順に質問いたします。

◎1、福祉行政

1、滝川市社会福祉事業団一般福祉法人化について

まず、福祉行政。滝川市社会福祉事業団一般社会福祉法人化についてです。46通知の見直し、指定管理者制度のもとで社会福祉事業団のあり方が全国的に見直されている中、この滝川市においても事業団が大きく見直されようとしています。事業団自立に向けたスケジュールでは、既に4月、改革推進準備室が設置され、今年度末にも一般社会福祉法人体制に移行する予定であることが報告されています。昭和46年に厚生省が都道府県知事あてに出された社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について、いわゆる46通知では、地方公共団体が設置した施設の委託先は社会福祉事業団を原則とし、社会福祉施設は地方公共団体においてみずから経営するほか、施設経営の効率化が図られる場合には社会福祉法人組織により設立された社会福祉事業団に委託することができるとされてきました。この46通知が平成14年に変更されました。46通知で定める基準は、地方自治法上の技術的助言としての位置づけを有するものであることが明文化され、公的に設置した社会福祉施設について管理運営の委託先を社会福祉事業団に限定せず、民間社会福祉法人に委託してもよくなったということなど、義務規定から助言へと変更されました。しかし、その変更をもって直ちに民間に移行せよというものではないと理解しております。そこで、伺います。事業団が一般社会福祉法人化されるという動きに対する市長の考え方を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまご質問にもありましたように、現在の滝川市社会福祉事業団に委託をしております福祉施設については46通知によってかつては直営もしくは社会福祉事業団でなければ運営できなかったというたがが外れて、例えば株式会社などの福祉サービスを提供する社会福祉法人以外の進出も可能になったわけであり、可能になったわけでありますから、今までどおり社会福

社事業団でも46通知の上では何の問題もないわけでありませう。しかし、一方、地方自治法が改正されました。指定管理者制度を導入することになりました。滝川市においてもこの指定管理者制度の導入を計画的に図っていくということを決意をいたしております。私は、社会福祉事業団だから、指定管理者制度に限定的に指定管理者としていくという理由は成り立たないというふうに思っております。確かに設置するときには委託する。委託するために社会福祉事業団をつくったわけでありませうから、そのためにつくった組織でありますけれども、しかし片一方では46通知の変更により、片一方では地方自治法の指定管理者制度の導入によって公募による指定管理者制度への早期の移行というものを原則例外なしに進めなくてはならないと。そういう中でどういう道があるのかということ熟慮した結果、一般社会福祉法人化を進めることが社会福祉事業団として進めてもらい、そしてまたその一般社福化に行政も支援できるところはしっかり支援をする。そういうことが社会福祉事業団の今後の経営のためにも重要な選択だということ滝川市長としては判断をいたしております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 一般社会福祉法人化について、先ほどのご答弁の中では限定されないという、そういったことについてご説明がございました。先ほどその中で指定管理者についてのご説明もございましたけれども、これまで日本共産党は公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例については仮に営利団体が管理することとなれば住民へのサービスを提供するという自治体の任務に対する責任放棄にもつながりかねないこと、市民サービスの後退につながらないための一定の歯どめが求められる、こうしたことを主張して反対いたしました。また、社会福祉事業団を指定管理者とする一連の条例には賛成をしております。先ほどのご答弁の中では、限定的にはならないというふうにご説明ありましたが、改めてご質問いたします。これまでどおり社会福祉事業団を存続させ、指定管理させることは可能だと考えますが、これについて市長の考えを再度お伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどご答弁申し上げましたように、社会福祉事業団そのものは滝川市の施設を受託することはできるわけですが、ただ、委託をする滝川市の側として、指定管理者制度の導入によって、いや、福祉施設は別なのですという理由づけが果たしてできるのかどうか。私は、そういう選択はできないと。とすれば、競争関係で社会福祉事業団が戦いに負けたと、戦いに負けたときにどういう事態が生じるのでしょうか。二百数十名の職員が路頭に迷うのです。そういうことのないような体制をとっていくというのが社会福祉事業団が一般社会福祉法人化をする重要な選択の道なわけですが、そういう選択を社会福祉事業団がされるときに、行政としてはやっぱり積極的な応援が必要だと、そういうふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、2番目の質問とあわせてお伺いいたします。滝川市としてのメリット、デメリットはどのようになっているのかお伺い申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどのご質問にも一番重要な点をお答え申し上げましたけれども、デメリットを極

力少なくするために社会福祉事業団は選択をする。それを行政は積極支援をするということであり
ます。滝川市としては、現在の社会福祉事業団がデメリットを発生させないような、そういう状況
をつくり上げること、これは社会福祉事業団の選択と同じだというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 社会福祉事業団がそういう形で選択されたということについて申し上げることはご
ざいませぬ。滝川市として一般社会福祉法人化された場合に、市民サービスの後退につながらない
という、そういった保証がなされる、そうしたものがあればこのようなことでお伺いをするわけ
ではないのですが、そうした部分で例えば効率化を図るという目的でさまざまな市民サービスの低下
が行われれば滝川市としても事業団に対して助言をする必要があるのかと思いますが、こうした経
費の削減などについての滝川市の考え方についてお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 質問のご趣旨がよくわかりませんが、憶測をしてご答弁を申し上げたいというふう
に思いますが、指定管理者制度の導入そのものが滝川市としてのメリット、デメリット両方につな
がっていくのだろうというふうには実は思っております。当然のごとく滝川市の負担は少なく、高
いサービスが維持できると、そういうふうにはやってもらわなくてははいけません。そのためにも指定
管理者制度はあるわけでありませぬ。負担が多くなってサービスが悪くなる、そういう選択をだれが
するのでしょうか。私は、やはり行政のコストは低く、そしてサービスは従来以上に、そういうこと
を目的として現在の取り組みを支援するべきではないのかというふうには思っております。私は、行政
がこれまでのようにすべて直営で何もかにもやるということが一番効率的だというふうには思
っておりませぬ。民間企業のノウハウは相当高まり、そして社会福祉法人もさまざまな社会福祉法人
があつて、経営ノウハウは極めて高いものがある。場合によっては、市職員よりもかなり高いとい
う場合もあるのではないのでしょうか。しかも、経営性にすぐれていると。私は、民間企業が公共施設
を受託していくときに、経営の論理というか、収益を上げる、利益を上げるという論理だけでは当
然いかなないのは当たり前であります。逆に利益が上げれば委託料を少なくするとかという話であり
ますから、全く民間の論理とは違ふ。民間の論理とは違ふけれども、結果として利益が上がる、そ
ういう構造になれば委託料は少なくなるわけでありませぬ。それは、税金の投入が少なくなるわけ
でありませぬ。民間企業の経営そのものとは違ふ公の施設の管理運営のやり方というものはあるとい
うふうには思いますが、先ほど申し上げましたようにコストを安く、サービスは十分にという選択
の立場からただいま申し上げたようなことを推進しようと、そしてそれを支援しようというふう
に考えているものであります。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、再度お伺いいたしますけれども、先ほどコスト意識を持つというお話をさ
れました。しかし、コスト競争を主眼に民間委託というのを進めている、言ってみればこれは小泉
政治そのものではないかというふうには思いますが。この小泉路線は、既にもうひずみやきしみが
出ていると私は考えます。さらに、福祉はより安く運営する、こうしたことについても本当に住
民のためなのかという論議が必要だかと私は考えます。このような中、住民サービスを低下させ
ない、ま

た福祉をより安く運営することは問題であるということを思いますが、そのことに対しての市長の考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 さまざまな改革が安かろう悪かろうで進むのであれば、これは大いに問題であります。しかし、コストは安く、サービスはそれ以上という可能性があれば、その道をやっぱり進むべきではないでしょうか。しかも民間においてそのノウハウが十分に蓄積されているということであれば、ますます行政が直営でやる意味は乏しくなってくるというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

◎2、市民生活

1、緑町団地内東湯廃業について

○酒井議員 それでは、次の市民生活、緑町団地内東湯廃業についてお伺いをいたします。東湯は、緑町団地、東団地、東町団地の3団地の公衆浴場として利用されております。この東湯の経営者の方から、8月末をもって廃業したいという申し出が滝川市に対して出されたということをお伺いをいたしました。廃業したいとされる理由については、定かではありません。築41年という設備の老朽化から改修が必要とされること、経営者の方がけがをされたことなど、こうしたこともさまざま考えられますが、昨年の収支では約170万円の赤字で、手取り80万円程度しかないことなど経営的に厳しいというのが一番の理由ではないでしょうか。団地居住者の方の入浴方法についても、自家用車などで他の浴場や温泉などに行く人など多様化をしております。しかし、これらの3団地は一部を除き浴室がないことや昨年では年間営業303日で累計5,113人、1日平均16.8人利用されているように、地域にとって不可欠な浴場であります。今年9月、3団地で在宅されている方に一部聞き取り調査が行われたと聞いております。また、6月中にもアンケート調査が行われるとも聞いております。関係町内会には通知されているようですが、利用者への周知、意向調査はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 利用者への周知、意向調査というご質問でございますが、東湯さんは本当に公衆衛生のために長年ご苦勞をなされました。本当にありがたいことだというふうに感謝を申し上げたいと存じますが、私は廃業の理由は健康状態が思わしくないということが理由、さらにもう一つはかなり築後建物も相当年数を経過して老朽化して手を入れなくてはならないという状況にもなってきたということが理由というふうにお伺いをしているところであります。本来であればもう少し頑張っていたきたいなという思いはないわけではありませんけれども、本当にこれまでのご努力に感謝を申し上げたいというふうに思います。3団地の町内会長さんを通じまして、団地入居者の皆さん方には廃業のお知らせと今後の市の対策としてのアンケート調査を行いたいので、協力していただきたい旨を実は回覧板で周知をさせていただきました。一方、経営者の方も浴場の入り口に廃業のお知らせを掲示をされたということでありまして、また直接経営者の方から町内会長さんにもお話をしているようであります。周知はそういう形で行われておりますけれども、利用される方の意向

調査につきましては3団地の入居者を対象として幾つかの項目についてアンケート方式で調査をいたしております。6月末までの回答期限にいたしておりますので、そういうアンケート調査の結果、今後の対策等について検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 そのアンケートの内容はどのようなことをお伺いしたのか、お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 アンケート項目でございますが、現在どこの銭湯を利用しているのか、何回行くのか、その交通手段は何か、東湯が廃業した場合に市に対して何を求めていくのか、いきたいと考えているのか、そういう項目についてアンケートいたしております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 廃業になったときにどういったことを求めていくのかということをつかまれるということで、非常に大事なことだというふうに思います。

次の要旨に移りますが、この問題では廃業について経営者の方もそうした理由があるということでございます。ただ、こうした廃業を避けることができなくても、浴室を持たない団地として新たな浴場設置など対策が求められるというふうに思います。その中で、地域の浴場確保に向けた市の責務についての市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市民の保健衛生上、公衆浴場というのは何らかの形で保障されなくてははいけません。何らかの形でというのは、どういう形で保障ができるのかというのは、やはり利用実態と、そして先ほど申しあげました市に対して何を求めていかれようとしているのかという皆さん方の考え方を勘案をして判断するべき中身であるというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 考え方ということについて、6月にアンケートの内容の中で検討されるというふうに一定理解いたしますが、その中でさまざまな対策が求められるというふうに思いますけれども、地域の浴場を確保するために新たな浴場を設置すること、こうしたことを求めたいというふうに思います。

◎3、労働行政

1、季節労働者援護制度の存続について

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。労働行政について、季節労働者援護制度の存続についてお伺いをいたしたいというふうに思います。積雪寒冷という北海道特有の気象条件によりまして冬期間失業を余儀なくされる季節労働者は、建設業を中心に北海道内雇用者数の6.2パーセント、14万3,000人を超えております。1974年12月国会で雇用保険法成立によりまして季節労働者の失業給付が90日から50日に改悪されて、道内季節労働者は年間約370億円減収となり、深刻な社会問題となって、季節労働者はもちろん建設業界、地域経済に重大な打撃を与えました。この間、季節労働者を初め各界各層、特に各地方自治体首長及び議会の超党派

などの粘り強い努力で積雪寒冷地冬期雇用促進給付金、いわゆる積寒給付金制度が創設され、全道各地域で事業主を初め企業組合などの設立により、この制度を活用いたしまして多くの季節労働者の冬場の生活を支えてきました。この積寒給付金は、国の労働保険特別会計から支出され、さらに国は通年雇用化の努力を進め、道や市町村と一体となって公共事業の通年施工も着実に前進してまいりました。かつて30万人いた季節労働者は、通年雇用化が進み、1980年、通年雇用化率26.8パーセントから平成16年度54.2パーセントへと上昇してきました。一方、不況の長期化と地方財政の悪化により公共事業は大幅に減少し、いまだ冬期間仕事につけない季節労働者は14万3,000人が、また家族を含めると約50万人が生活苦にあえいでいます。働き盛りの男性で年収約170万円前後、それに雇用保険一時金24万から25万円、冬期援護制度で受講給付金が7万円、資格のつく委託講習に合格しても8万8,000円、合わせても200万円前後で生活をしている状況であります。このような中、国は30年間続いてきましたこうした季節労働者援護制度を今年度をもって廃止をしようとしています。もしこの制度を廃止された後何の対策もとらなければ、積雪寒冷の北海道において季節労働者は生活することができなくなります。ましてや現状のように灯油の価格が暴騰している中では生活できず、全国の2倍と言われる北海道の生活保護受給者が激増するのではないのでしょうか。

幸い道知事を先頭とする各界各層を網羅した北海道季節労働者雇用対策協議会の本年2月、北海道における季節労働者対策のあり方によると、建設事業主等の取り組み促進の中で、訓練等に関する支援、季節労働者は重要な役割を担っている人材であることから、事業主は季節労働者の知識や技能などの向上を図るよう努める必要がある。こうしたことから、建設事業主を初めとした事業主の主体的な取り組みを促進するため、事業主が季節労働者に対して実施する訓練や冬期雇用に対し助成等を行う支援制度の創設が必要と考え、国にその対策と予算化を求めていることは重大であります。季節労働者対策に取り組んでいます北海道90日の会が2月末、中央行動を行った際、厚生労働省の担当官は新しい支援の枠組みを検討中であると回答しました。そこで、市長にお伺いをいたします。ことし8月末の政府予算概算要求に向けて、国の責任において新しい支援の枠組みについて厚生労働省に直接要請するとともに、その予算化を強く求めること。また、北海道選出衆議院議員や参議院議員にも同様の要請をしていただきたいこと。さらに、北海道季節労働者雇用対策協議会会長でもある高橋はるみ知事にも国に対して予算化を強く求め、オール北海道の要求の先頭に立って実現されるよう求めていただきたいこと。以上についてであります。これまでも田村市長が市長会を通じまして制度存続のため要求されていることなどについては高く評価し、感謝を申し上げます。しかしながら、現在の状況は極めて厳しいものであり、さらなるご奮闘が求められています。これらの問題についての市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ご質問にもありましたように、冬期援護の現行2制度は歴代の滝川市長も大変熱心にこの継続について要請をいたしました。私も16年度からの制度が廃止されそうだという状況の中で、直接厚生労働省に北海道市長会の立場で関係の首長さんと一緒に要請をいたしました。このときは、本当に厳しいなという印象を持ちましたが、3年間継続することが決定をされました。

このときに何が要求されたかという点、この制度自体は東北のほんの一部と北海道がこの制度の恩恵を受けると。つまりほとんど北海道の制度であると、つまり地域課題であると、全国的課題ではない地域の問題であると。それをいつまでも効果が上がらないのに継続することは難しいと、こういうことを16年のときに言われました。それと、もう一つ、地域問題であるだけに北海道としてはどんな手を打つのかと、こういうことも実は問われたわけでありまして。それで、北海道としてはいろんな対策をとるという約束のもとに3カ年の継続が決まったという経緯があるわけでありまして、このときに国は同時に閣議決定を16年にいたしております。この制度は、18年度をもって終わると。私どもは、したがって、こういう経緯を踏まえるならば、単純に2制度を存続をすることは不可能であると。閣議決定をひっくり返さなかったらならぬわけでありまして、不可能であるということから、単純な2制度の存続要求を行うことは難しいという判断に立ちました。したがって、こういう2制度が必要な背景というものがあるわけで、その背景に合った新たな制度設計をしてほしいという要望であります。そういう要望について、滝川市も北海道市長会にこういう要望を上げてほしいという要請を出しまして、幾つかの地域からも同時にこういう要請が上がりましたから、北海道市長会で決定をし、この春の厚生労働省への要望、そしてご質問のありました北海道選出の衆議院議員、参議院議員、この実現について力をかしてほしいということで要請をしております。あわせて、北海道季節労働者、これもご質問ございましたけれども、季節労働者雇用対策協議会、会長は北海道知事でありますけれども、関係団体がこの組織に集って、どうするかという議論も行って、この結論も同時に、今までの制度の存続が難しいので、新制度で要望しようという方針の中で、新しい制度でつくってほしいという要望を同時に行っているわけでありまして。その結果、先般6月20日に札幌市においてただいま申し上げました協議会と厚生労働省が意見交換会をしたというふうに聞いております。この場面は意見交換だけに終わったということでありまして、厚生労働省としてはその意見を踏まえて何らかの検討をしていくのだろうというふうに思っておりますし、引き続き私どもが要望する要望内容の実現について、それが図られるように要請をしておりますし、引き続き私どもが要望する要望内容の実現について、それが図られるように要請をしておりますし、その行動は厚生労働省の動きに注目しながら時宜を得て行っていきたいというふうに思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 厚生労働省としても何らかの支援の枠組みということ、これについても検討されるということでございますので、市長におかれましても季節労働者援護制度、さまざまな形に変更される可能性もありますけれども、ますますご奮闘されることをお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○議長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第12号 損害賠償額の決定について

○議長 日程第3、議案第12号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第12号 損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本件は、交通事故に伴います損害賠償額を次のとおり決定したいとするものであります。

事故の発生日時は、平成17年9月2日午後零時8分ごろでございます。事故発生場所は、滝川市大町2丁目1番地先、国道12号と市道大町1丁目通り線の交差点でございます。事故の相手方ではありますが、損害を与えた相手は滝川市本町5丁目2番27号にお住まいする神部倫代さんで、損害賠償額は治療費用等152万3,435円であります。事故原因並びに状況については、江部乙町での用務終了後、江部乙方面から帰庁のため国道12号から左折しようとしたところ、同国道南側、多田生花店から北側、柳齒科方向に自転車に乗り横断してきた被害者に気づくのがおくれ、相手方自転車接触による転倒により損害を与えたものであります。

なお、賠償金につきましては、自動車賠償責任保険並びに全国市有物件災害共済会より補填される予定でございます。

また、提案に期間を要したことにつきましては、相手方の治癒に長い期間が必要であったためでございます。安全運転の啓発につきましては日ごろより行っておりますが、このような結果となりましたことを深くおわび申し上げ、今後はさらに注意を喚起し、事故防止に努めてまいりたいと思っております。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第4 議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第4、議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藪内議員。

○藪内議員 それでは、議案第13号についての提案理由の説明をいたします。

この提案につきましては、新政会、市民クラブ、公明党、3会派16名の議員さんによる提案でございますので、代表してご説明申し上げます。

現在私たちのまちにおきましても、行財政改革の推進に全力を挙げております。国においても三位一体の改革の中で、地方自治体への歳出カットに対応した税源の移譲が明確でなく、加えて地方団体の財源の均衡を図り、加えて財源の保障でもあります地方交付税の減額も議論の大きなテーマとなっております。当市におきましても、行財政改革の中で職員数の削減や給与の引き下げ等を中心にいたしまして歳出のカット、見直しというようなことについて全力を挙げて取り組んでおるところでもございますし、また近年議会においても行政同様に議会経費の削減に努力をいたしておるところでもございます。現在当市議会も法定定数より4名減員をいたしております。さらに、今回の議論の中で、議会費は交付税で算出されている旨のご意見もありましたが、地方税と並んで地方交付税は憲法で保障されております地方自治の運営を実現していくための重要な一般財源でもございます。したがって、交付税の積算因子を特定財源のように考えることは地方の自主的な判断を拘束し、財政の一層の硬直化を招くことになり、地方自治の根幹を揺るがすことになるので、今後議会においてもこういった税収入、それから地方交付税の減る見通しというような中でさらに一層議会経費の削減に努力をする必要がございますし、また同時に議会もまた同様に国に対して税源の適切な配分を求めていく必要があると考えます。

議員定数につきましては、議員各位ご案内のように地方自治法第91条におきまして、当市の場合26名を法定上限数として条例で定めることになっております。それ以外にこの定数にかかわる制限条項は、法律的にはございません。したがって、条例を定めるということは、国は上限だけ決めて、あとについては地方自治体の自主権と申しましょうか、地方自治の原点であるというようなことで、地方がそれぞれ議論をして、そのまちに合った適正な定員を考えるということが地方自治の原点であろうと、そんなふうにも考えております。今議案にございますように、私どもは現在22名の議員を4名減員して18名にいたしたいと考えておりますが、この4名の減員の数字的根拠というものは前段申し上げましたように法律的に、あるいはまたいろんな形の中でこのことを積算する根拠はございません。したがって、私は、今まで私どものまちでは3回議員定数を減らしてまいっております。その中で最大が今まで4名であったこと、それから全道の最近の市町村の動向を見ますと、多いところで6名、少ないところで2名、特に市の関係では6名、4名というような数が多く減員されておるのが時代の背景かと考えております。また、地方自治法の今回の改正におきまして、今までの法律では常任委員会の委員については重任を避けるというルールでございましたけれども、今回の改正によりまして重任を認めると、こういうことになってございます。したがって、そういうことから全国的に地方議員の減員をするというようなことについては同じような流れかなと、日本的な流れかなというように考えております。次回の一般選挙から18名となるわけでございますし、法律の改正でほかにも議会にかかわる部分の検討すべきこともございますので、市民の目線に立って減らしながら、なおかつ今後の市民の負託にこたえるための議会活動をするためにさらに一層の議会の活性化のためにお互いが検討して、より活発な滝川市議会にな

るようにお互いが努力する必要があると申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく
お願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 ただいまの議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条
例の質疑を行いたいと思います。

提案理由が何点か示されました。それに沿ったもの、さらにはそこにはなかったものも加えなが
ら5点にわたりお聞きをしたいと思います。よろしくお聞きしたいと思います。

まず、ご説明では国が三位一体をしながら税源移譲をきちんとなしと、さらに19年度にはさ
らなる大幅な交付税減額が議論されていると。そういう中で、市は職員定数の大幅削減を初めとし
た行財政改革を行ってきているということ、つまり市の財政難ですから、それ以上さらに財政的に
経費を節減していく必要があるという趣旨のことをまず第1の理由に挙げられたと思うのですが、
今滝川市では最高時から見ると地方交付税や、いわゆる義務的経費と言われていた保育所運営費等
が一般財源化されると、そういったことも含めると十数億円、正確にはちょっと今言えませんが、
十数億円減額していることは事実です。しかし、こういう国の施策でなされた財政難、一方国では
どうかと、公共事業では大量の天下り役人、1人当たり何億円という取引条件まで定めて公共事業
費を一部の企業に割りつけをしている。そういう中で、むだな公共事業が一向にやまない、あるい
は中小農業者の切り捨てなどで北海道経済はさらに痛めつけられる。また、軍事費5兆円は、聖域
化されるどころか、さらなる米軍再編で新たな負担まで求められると……

(何事か言う声あり)

○清水議員 ここは国との関係で申し上げているのですが……

(何事か言う声あり)

○清水議員 こういう改革なしに、地方自治体が国に起因する財政難を理由にこれまでさまざまな
サービス削減、今提案者も言われたように職員削減、やれることは全部やっけてきているわけです。
それに加えて議員定数まで下げる。これは、どこかでこういう悪循環、国から減ればどんどん町が
下げる、ここをとめることこそが議会の役割でもないのかというふうに考えます。そういう点で国
に対して余りにも、本市議会とは言いませんが、滝川市の市政も含めて、国を変えろと、国政変えろ
という、ここが必要不可欠ではないかというふうに考えますが、まずお伺いをしたいと思います。

次に、理由の2点目で言われておりましたが、自治法では91条で上限は定めているが、下限は
定めていないと、確かにそのとおりです。しかし、同時に自治法ではそれぞれの人口の範囲を定め
て、それぞれ上限を決めています。今回提案されている18という数字は、5,000人以上1万
人未満の町村の上限なのです。ですから、下限は書いてはませんが、言外に下限も、やはり下の
範囲の町村よりは上というのは当然これまでの国会等の審議の中でされているというふうに私は考
えています。ですから、下限がないというふうに言い切ることはおかしいというふうに考えますが、
下限がないということがおかしいということではなくて、一定の下限についての考えはあつてしかる
べきというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

さらに、3点目、交付税の問題です。交付税については、いわゆる一般財源でどのように使ってもいいという趣旨が述べられました。しかし、交付税は、例えば生活保護費にいたしましても保育所運営費にいたしましても現実と1パーセントぐらいしか狂いがないぐらいの精度をもって交付税が算定されてきております。何を言いたいかといいますと、どこの自治体でも議会定数を下げていくと議会費として算定される交付税基準自体が下がっていくということなのです。現に下がってきているのです。だから、その一般財源を守るためにも議員定数を守らなければいけないと。これは、交付税法の性格からいってもこういうことが言えるのではないかと思います、お考えを伺います。この3点は、説明理由で述べられていたことです。

あと2点なのですが、議員定数がこれだけ下がってくると、今回の4減案でいけば最低当選ラインは150から200ぐらいは下がるだろうというふうに予想がされます、最低ですよ。こういう中で、組織的基盤を持たない方たち、この方たちがますます立候補しづらくなる。議会の活性化あるいは議会の役割を果たすためには、やはり多様な議員の方が出られて市民の多様な実態を反映するということが求められるのですが、それを阻んでいくものだというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

最後に、市議会に求められるものということでお伺いしたいのですが、現在の定数22で果たして市民の生活、産業の実態、これが市政に求めていること、こういったことが十分に反映されているのか。十分反映されていて、余っているということであればまた話は別だと思いますが、十分に今の議員定数22の状況で反映されているかについて伺います。

以上5点、よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。藪内議員。

○藪内議員 大変広範な質問でございますし、私自身もあなたと同じ一議員でございます。したがって、あなたのお考えになっているように……それと政党意識、そういった立場も違います。したがって、十分にご満足のいくご答弁になるかどうかはちょっと疑問な面があり、かなり見解の相違という部分がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、国からの金の減額ということでございますけれども、これは私もせめて大蔵大臣の下で働くような立場にあれば多少そういったことについてお答えを申し上げるわけですが、軍事費であるとか公共事業のむだ遣いというような表現については国家の選択でございます、私どもがどうこうというようなことで論議をすることについては、市民の声として反映しても、私は少なくとも国会で手を挙げる権限は持っておりません。滝川市議会では手を挙げる権限は持っております。議員としての権限は持っておりますけれども、国に対しては世論形成の中の一人でございます。そういう観点から、そのことについて、国の進めることについてまるっきり反対だとか賛成だとかというような申し上げ方はするつもりもございませんし、減額されていることは事実だし、その用途については国の選択、国会で論議されて予算が決まっていくわけでございますので、これは私どもがかく……それに反対される方は選挙を通じて多数派になって内閣総理大臣を選ばれることの方が正しいのではないかと、それが民主主義の原理だろうと、このように考えております。このことについては、以上です。

その次に、人口にかかわる問題でございますけれども、確かに市であれば5万人以下とか町村であれば2万人以下が26人というようなルールもございますし、お話の点についても示されてございます。しかし、例えば今国が26であるとか22だとかというようなことを定めている積算の根拠ってごらんになったことがございますか。この法律施行の中で示されたことございますか。そういうことをごらんになったことございますか。私は、今まで……

(何事か言う声あり)

○藪内議員 だから、別に、私はそういうことで根拠がないと申し上げたわけです。私も滝川市議会で、これで4回目になりますけれども、全部その会合には参加をいたしてございますし、またそういう経過等、あるいはまた皆さんが反対されたり賛成されたりする理由等についても重々承知をいたしてございます。しかし、いずれのときにも数字的に人口がこうだからこうだというような計算をした例というのはございませんし、また施行令等についても示されていないことは事実でございますので、このことについては私は、もしこういうことが世論の反映に、後段にもございましたのであわせて申し上げておきますけれども、反映されているかということにつきましては、私からきちょうめに申し上げますと、やはり地方選挙ということがある限りにおいては多くの志を同じくする人たちが立候補されて、当選をされて一つの会派を、滝川市議会には会派あるいはまた政党という形をとってございますけれども、そういうことで多数を占めるということの活動をする以外に方法はないのではないかと考えております。したがって、私は先ほどあえて提案議員が16名と申し上げましたけれども、欠員と議長を除きますと16名の議員さんというのは、これ提案された方だけで過半数をはるかに超えているわけでございます。それと同時に、選挙という形の中で16人、市民の支持を受けられた、市民の声というものが圧倒的に多いのではないかと考えております。したがって、これも当然選挙ということについては市民の声の反映になるわけですから、もしどうしてもこのことについてご理解がいただければ、賛成される方も反対される方も議員定数が多いのかがいいのか、例えば現状がいいのか、この財政下で減らした方がいいのかということ掲げて選挙をやって、市民の声を聞くことも一つの方法でなかろうかと、私はそのことのご提案を申し上げておきます。今後ご検討いただきたいものだと考えております。その点については、以上です。

それから、交付税の関係について申し上げますと、これは今交付税についても借入金をするような形もとってございましたり、減っていつていることは承知をいたしておりますし、先ほど十数億というお話ございましたけれども、私なんかの感覚からいったら一番多いときから比べたら地方交付税そのものが特交を含めると、特交を外してもいいのです、地方交付税だけでも恐らく最高のときは八十二、三億あったはずですから、今の状態から見たらこれだけでも相当の金額減っていることは私承知しております。あなたのご承知のとおりでございます。したがって、このことが、地方交付税制度そのものが私自身の認識としては不足払いの制度でございます。高度成長になる前に一回地方交付税の制度というのが非常に悪い状態になって、維持できるかどうかという形になった時期もございまして、今の国の制度からいきますと国に税が上がらない、税収がないときには地方にも当然税収は入りません。地方税から入りません。したがって、地方の歳入の関係については不足がふえればふえるほど地方交付税に頼っていく形をとってございますけれども、国もそれだけの税収

が上がらないというようなことから、この不足払いの制度というものは非常に破綻しやすい制度だと私は考えております。これは、私個人の考え方です。それで、私は、今の状況の中で国の制度を抜本的に改正し、かつては国税三税、今は消費税、こういうものも含めた中で抜本的に交付税のあり方そのものを変えていかなければ、交付税総額が減少していく中で、結局借金したって、また交付税で見るという形をとっているわけですから、そうやってまいりますとイタチごっこになると考えております。したがって、交付税の制度を今の財政の窮乏の中で、もっと抜本的に国において地方制度のあり方、交付税制度のあり方について考えていただかないと、とてもではないけれども、地方自治というものが、これはあなた方よくおっしゃる憲法で保障されているわけですから、これすら危うい状態になるのではないかとこの危惧を抱いております。

それから、立候補云々という話でございますけれども、先ほど申し上げましたようにこれは、まだ後ほどご質疑あったときにまたご説明を申し上げますけれども、このことについては僕は、立つ機会というもの等は等しくある。滝川市民であれば、年齢等そういう条件がクリアされていれば立候補できるわけですから、お互いが新政会であれ日本共産党であれ、志を同じくする議員さんを立候補させるということが大切な問題でないか。そして、そのことによって市民の支持をいただいて大きな会派になっていくという形の方がよろしいのではないかと、そんなふうを考えております。民主主義の制度の中では、やはり多数決の原理というものが働く以上は可能な限りお互いが切磋琢磨して候補者を多く立てていくという形に努力していく必要があると思いますし、職員の方も人が減る中で仕事があうと減らされているわけではございませんので、一層の努力をされているわけです。したがって、議員も市民の声を聞くために積極的に努力をするということも同じような理屈ではないかと、かように考えております。

以上で私からの、おおむね申し上げたと思いますので、一応再説明にさせていただきます。

○清水議員 市議会に求められる役割が果たしているかどうか。

○藪内議員 これは、皆さんここにいらっしゃるわけで、私はそう思っております。皆さんはどうお考えになるか、あなたは果たしていないとお考えですか。これは、私から申し上げるのも失礼な、私が同僚の皆さんに対して批判をするような言葉を申し上げるのはいかがかと思っておりますので、省かせていただきます。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。

清水議員、答弁者は議員であるということと、今答弁者は非常に具体的にあなたの長い質疑に対して答弁しておられますよね。だから、再質疑は簡潔にお願いします。清水議員。

○清水議員 藪内議員は、政府の官僚でもなければ国会議員でもないということを言われました。しかし、今市民は、私たちの負担を上げる前に、とにかく国のむだ遣いをやめてほしいと、これはどこでも言われているわけです。それをただしていく方法はいろいろあるのです、滝川市議会が決議等で団体意思を上げるなど。いずれにしても、市議会がこの悪循環に負けてはいけません。いろんな形で市議会が意見を、市民のそういう声を国に反映させていくところが市議会ですから、そういう点で私は官僚ではない、国会議員ではない、しかし滝川市議会議員なのですから、国のこ

ういう悪循環を断ち切るために、もう一度、議会定数を減らさない、維持すべきだというふうを考えますが、お考えを伺います。

2点目です。市議会に求められるものという点で、期待にこたえている、役割を果たしているというご答弁でした。私は、それは事実と違うというふうに思います。例えば私たち共産党は、予算委員会、決算委員会が終わるたびに、これは4日間、5日間にわたって総計400問ぐらいの質疑が交わされるものです。現議長さんや委員長さん除いても十七、八人いらっしゃるのですが、この中で発言がゼロ、質問がゼロという議員さんがいつも三、四名いらっしゃいます。これは、私たち議会報告でつぶさに、氏名は出しませんが、出してきております。果たしてこういったことで議会としての役割を果たしているというふうに言えるのか、これについてコメントをいただきたいと思っています。

それと、議員定数の下限を定めていない点についてですが、具体的にお伺いをしたいのですが、この問題は全国の議会で議論がされています。そういう中で、財政類似団体というのがあります。私これ議会運営委員会でも資料提出しています。例として、網走市4万663人、滝川より少ないですが、現行22人で、来年の選挙に向けて定数削減の動きはございません。稚内市4万1,625人ですが、昨年9月に来年の市議選に向けて改定をしておりますが、24から22に減らしたところです。さらに、類似団体以下、財政規模の小さい根室市、3万1,803人ですが、昨年の8月、一斉地方選挙外で選挙を行っていますが、定数20です。財政類似団体との比較というのは非常に大事なことだというふうに思うのです。お互い同じ財政難の中でやっている。そういう中で、滝川が22に対して18というのは、やはり少な過ぎるのかなというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議長 答弁を求めます。藪内議員。

○藪内議員 お答えできるものについてはお答え申し上げます。

歳出の見直しということについて、先ほど国の関係についてお話ございましたけれども、国においても今歳出の見直しということはやっているはずでございます。新聞等にも書いてありますので、ご案内のとおりだと思います。それで、その前に、けさのテレビでもやっておりましたけれども、例えば消費税等については歳出の見直しの後だということ話をされています。だから、それなりの努力はしていると思います。私は、そう思っております。

それから、私は国会議員でもないとか大蔵省の役人でもないという言い方をしたほかに、私は一市民という言葉を使っております。私自身は、そういう段階では一市民であり一国民だと考えております。それはそれとしての、自分としての世論というか、自分の考えというものをいろんな形でもってあらわしていくということは当然のことだと考えております。これは、みんな同じことではないかと思えます。

その次に、発言ゼロの議員さんがおられるというようなことでございますけれども、それはあなたがごらんになってそうであれば、そうだと思います。しかし、そのことが、発言をしないからといって市政に取り組む姿勢に欠けているということと連動はいたしません。しゃべればいいというものではないと考えております。金のないときにどうやってやったって、どうせこうせと言ったっ

て、今道内では、名前は申し上げませんが、赤字再建団体になったまちが出ております。私のまちでも、かつてその経験がございます。私が高校終わるころだと思います。昭和30年ごろから8年ぐらい、滝川市は財政再建団体の経験がございます。したがって、そういう町では国の監督を受けて、あの当時私の高校終わるころの記憶では、道路が大きくされても砂利も敷けなかったはずで、そういうまちになっております。それからまた、国がこうだという指導をされたら、例えば今の手数料的なものについて、これらについても恐らく国がこうやれよという話になったら、自治体としてそのことについて逆らっていくということは、倒産した会社と同じなものですから、そんなこと逆らえるわけないわけです。したがって、起債等の便宜措置はありますけれども、しかしそういう対応ができないということも事実でございます。相当拘束を受けるということは事実です。一応そういうこととさせていただきます。したがって、議員の発言云々ということについては、私からそれ以上のコメントは避けさせていただきます。

それから、定員の関係と地方自治の関係でございますけれども、私はこういうものというのは先ほど地方自治の原点だという、地方主権だと申し上げましたけれども、これを何名にするかということはその自治体の選択です。滝川は滝川を選択です。同じような例で類似団体ということであれば、東京の千代田区、皇居のあるあたりの千代田区は4万3,000の人口で25名おります、現在の議員定数が。そういうところもあります。東京の中でもそういうところがございます。だから、その自治体がどうお考えになるか。したがって、このことについては、今私どもが提案をしたから云々ということではなくて、そのことについては当然議長の方で賛否を問うはずですから、そのときの結果で判断するよりこの民主主義の社会ではどうしようもないのではないかと、かように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。

○清水議員 終わります。

○議長 長 清水議員の質疑を終了いたします。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提案者、藪内代表にご質疑をしたいと思っております。

わかりやすく行財政改革ということがありました。それから、市民の目線ということがありましたから、その2点に関しましてご質疑をしたいと思っております。市民の声連合は、市民の声を聞くために5月29日、緑地区公民館で議員削減を考える会を開催いたしました。その折に、市民の皆さん方から、みだりに議員数を減らすと市民の声はますます市や市議会に届かなくなって、市政のチェックが甘くなる。歳費削減もあわせて提案している渡辺案に賛成だ、削減反対の決議案を出せと、こういうことになったわけでありまして。そういうことで、決議案は議員の皆様方にお配りをしたところでございます。そこで、申し上げます。定数は22のままで、議員歳費を4名減、こういうようなことであれば議員も痛みをしっかりと分かち合うことになるわけでありまして。財政削減がうまくいくわけでありまして。そういう意味で、市民の目線に合ったこの会合を開いたこと、そして行財政改革につきましては4減と同じように我々の歳費を削減しなさいと、こう言っているこの案

につきまして藪内代表のご説明、感想をお願いします。

○議 長 藪内議員。

○藪内議員 それでは、お答えいたします。あらかじめご説明申し上げる前に渡辺議員にお伺いをいたします。今のあなたのご提案で議員歳費の削減幅はどのぐらいになりますか、ご計算されておられましょうか。

(何事か言う声あり)

○藪内議員 それによってお答えをいたします。基づいてお答えをします。議長、済みませんけれども。

○渡辺議員 年間、年金を入れましたら大体、4名ですから、2,500万程度だと、現在のレベルでいきましたら。

○藪内議員 私は、そのことは承知いたしております。私申し上げたのは、議員1人当たりどのぐらい、18名のあれでやったら、22名で割り算したら1人当たりどのぐらい減額になるかということを知っているのです。それからお答えいたします。

○渡辺議員 それは、ちょっとお答えできません。

○藪内議員 言いつ放しですね、わかりました。

私から申し上げます。私の提案申し上げたことから申し上げますと、総体で4名の減員というのは2,300万余りの減額になります、予算上は。それから、22名の定員で18名の現行の水準で計算をしたら、議員さん1名当たり105万程度の減額になります。現在の報酬から105万程度下がります。そういうことになりますので、先ほど来お話がありましたいろんな方、年金が多い方であるとか給与が高い方、所得の多い方は出やすいかもしれぬけれども、論理的に矛盾すると思いますので、その点について私は、そちらの方も生活を考えますと、議員報酬というのは生活費でないことをご案内のとおりだと思いますので、そういうことになりますと収入のある財政力のある人でなければ議員に立候補できないという、若いとか年寄りとか関係なく、要するに生活のできる人でなければ議員に立候補できないということになる、105万も下がってまいりますと、そういったことを申し上げている。それが現在のあなたのご質疑に対する私の認識でございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、別な観点で再質疑をしたいと思います。

それだけ財政が逼迫していると、この問題でございますが、議員4名も削減しなければならない、こういう情勢は私も認識をいたします。しかし、一方で、それでは我々がしっかり仕事としている18年度予算でまいりたいと思います。17年度予算よりも1億6,300万円もアップした公共工事、道路の新設改良費についてどのように考えておられるか、この感想をお願いします。

(何事か言う声あり)

○議 長 渡辺議員、発言をとめますよ。

○渡辺議員 しかし……

○議 長 渡辺議員、再質ですよ、再質疑をしているのです。前段にその質疑はないのです。

○渡辺議員 それは、先ほどの藪内議員さんに対する行財政改革と市民の目線の二つの、その中で行財政改革ということの、その側面でございますので、よろしくお願ひしたいと思うのです。その行財政改革、つまり財政改革であればという、その観点で再質疑でございます。

○議長 渡辺議員、それはさきの議会でも市長答弁をしているし、あなた質疑しておりますよね。これ今議員定数の問題で、議員が答弁しているのですよ。

○渡辺議員 そうです。そのときに、我々の仕事としての大事な市政のチェックという、そういう側面で行財政改革についての側面が一体我々がどうなのかという、ここを18年度予算についてのその側面をしっかりと、どう考えておられるかということで聞くわけでありまして。それは、藪内議員に聞いているわけでありまして。

(何事か言う声あり)

○議長 長 藪内議員、答弁は必要ありません。

もうそれで終わりですか。

○渡辺議員 はい、これで再質は終わりなのですが、途中であれば、これで終わります。

○議長 長 藪内議員、答弁の必要ありません。

渡辺議員の質疑を終了いたします。

ほかにございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

まず、討論の前に、日本共産党市議団はことしの5月、6月の期間にただいま私が質疑をしたような論点で日本共産党は22人を維持すべきと考えますということで、その理由を5点掲げまして、市内1万8,000戸に配布をしております。こういう中でいろいろ市民のご意見を聞きながら、全市民的な議論をつくりながらこの質疑、討論に臨んでいることをまずお伝えをしたいと思います。

(「配ったのかい」と言う声あり)

○清水議員 配っております。

(何事か言う声あり)

○清水議員 いえいえ、全戸配布をしております。

それでは、日本共産党の反対理由は、以下の5点です。

まず、1点目は、議員がこれ以上減ると住民との関係が薄くなり、住民の声や課題を反映しづらくなります。この点で参考にするべきこととして、財政類似市の状況です。網走市は22人で、改定の動きはありません。稚内市は昨年9月に改定しましたが、24から22にとどめています。また、3万1,803人の根室市でさえ、昨年8月に選挙が行われましたが、定数は20です。さらに、地方自治法では人口に応じた定数の上限を定めていますが、今回提案の18名は5,000人から1万人未満の町村の上限数に当たります。地方自治法91条では下限を定めてはいませんが、

上限18に該当する1万人未満のまちの水準まで下げるとは上限数26と比較して下げ過ぎと考えます。

2点目は、18に改正されれば当選ラインが最低でも150から200票上昇されることが予想されることの影響です。これにより、青年や女性、障害者、労働者、少数会派など組織基盤の弱い、あるいは持たない市民の立候補がますますしづらくなります。議会改革も進行中ですが、真に活性化させるためには多様な議員構成が求められているのではないのでしょうか。その点で、先ほどのご答弁では定数削減の中でも当選できるように会派を大きくすればよいというご答弁がございましたが、無党派が過半数を超える実態への配慮がなく、問題と考えます。

3点目は、滝川市が受けている国からの交付税や福祉などの補助金は十数億円も減少しており、この財政難を乗り切るために力を尽くすという点では日本共産党も立場は同じです。しかし、財政難の原因については提案者と大きな違いがあることが質疑で明らかになりました。今政府と自民、公明両党は、国の財政難を理由に地方への財政支出を大幅に削減し続けています。住民は、税控除の廃止、介護、障害、医療での負担増と給付減にあえぎ、農業、中小企業への補助金を削減し、後継者すらつくりえない状況がつけられています。問題は、見直すべき政府の財政見直しが一向に進んでいないことです。1点目、世界一の公共事業費は、天下り役人と引きかえで大企業に優先的に流れていること。さらに、その中でむだな公共事業が続けられていること。2点目は、労働法制の規制緩和で非正規労働者が増大する一方で、大企業社員のリストラが大幅に進み、格差社会が広がり、地方地域住民をさらに追い込んでいること。3点目は、世界第2位の軍事費5兆円、この巨額な軍事費を聖域化しています。国民は、負担増や地方切り捨ての前に国政の問題点の解決を先に行うことを求めています。今地方政治に求められていることは、地方財政難の根源である地方への財政支出をもとに戻させるため、国と自民、公明党に対し、まず国政でのむだの見直し、公平公正な財政支出、軍事費削減などを強く求めていくことではないのでしょうか。このような批判姿勢に立たない今提案は、地方財政支出のさらなる削減の容認につながるものであり、問題です。

4点目は、地方交付税との関係です。地方交付税法は、第1条の目的で地方行政の計画的な運営を保障すること、地方団体の独立性の強化を挙げています。滝川市の現状は05年度予算ベースで議会費1億7,859万円に対し、交付税収入は1億1,580万円、65パーセント、市の独自財源は6,279万円となっています。交付税の活用は市の自主性に任されていますが、全国的に議員定数が削減されていけば、交付税での議会費の算定額も減額していくことは明らかです。

5点目、最後に市民が議会に求めていることとの関係です。市民は、議員が市民生活と中小企業や農業者の経営、子育てや福祉について議員が十分に把握し、市政に反映すると同時に国政改革にも反映させていくことを求めています。このような中で、その力と条件を持つ市議会議員、市民からその活動を負託された議員の定数を4期連続で、しかも4議席も減らすことに市民の理解は得られません。この点で、発言ゼロだから市政への取り組み姿勢が弱いとは言えない、またお金のない自治体に何も言うことはないなどと答弁されるような提案者の答弁は認めるわけにはいかないということを最後に述べ、日本共産党市議団を代表した討論とさせていただきます。

○議長 山木議員。

○山木議員 それでは、市民クラブを代表いたしまして、ただいま上程されました議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

我が市民クラブは、全員が提案者になっており、簗内議員の提案説明に対しすべてに賛同している立場であります。会派の議論の経過も含め、若干の意見を付したいと存じます。当会派にとりましても、議員定数については議会の主体性をもって決定すべきとの視点から何度も協議を持ちながら、今回の結果に至った次第でございます。削減するについてはいろいろな意見がございましたが、重複はここでは避けませんが、先ほどの提案説明にございましたとおり、現在の滝川市の置かれている状況、また空知管内の削減数の推移などから判断しますと、やはり議会として主体性を持って臨むべきとの考えに至ったのであります。また、ここ1週間、空知管内のある市が財政再建団体の指定を受けることで新聞をにぎわしておりますが、経常収支比率から見て、当市におきましても上位に位置し、決して他人事ではないのであります。こういった以上の背景から、市民クラブとしては、本市の将来をかんがみるとき4名減の18名が妥当であるとの結論に至った次第でございます。

最後に、議員報酬について若干申し上げますが、人事院勧告、自主的など毎年のように報酬が削減になっておりますが、今後につきましては議員活動を活性化する視点から条例本則に定められている報酬を最低限とするよう申し添え、賛成討論といたします。

以上です。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、市民の声連合の渡辺精郎は、新政会、市民クラブ等の会派から提出されました滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する案に反対する立場で討論をいたしたいと思っております。

まず最初に、市議会議員の4名削減に反対し、22名の現在の定数を維持する、そして4名削減と同じ歳費削減をするという対案で討論いたしたいと思っております。したがって、議員削減の大きな理由である財政上からは多数会派と同じ効果が期待でき、その上共産党の主張します22名の定数維持ができるのでございます。

それでは、市民の声連合の主張の理由などを申し上げます。第1に、単純に4名もの削減の不合理さであります。もともと30名もいた議員数、現在既に削減が完了していることを市民の皆さんに説明責任があるはずでございます。そして、地方自治法上は26名の定数上限であります。法律の趣旨を尊重すると同時に、地方自治における民主主義を維持し、行政のチェック機能を効果的に果たすためには22名はぎりぎりの人数であります。しかも、1期ごとに2名ずつの削減ならまだしも、4名もの削減は地方自治の自殺行為につながりかねません。人口割についても、1票の格差で違法の選挙区があるとの裁判判決もあることも参考にしなければなりません。近隣の市においての削減率は、余りにも地方議会の重要性が軽んじられる思想につながりかねません。つまり今後も人数問題で言えば限りなく減らされていくということになります。

第2の問題、ここが最も重要なところでございますが、それは地方財政の悪化、窮乏、逼迫と議員数という不合理的な因果関係が絡んできたことであります。多くの市民の皆様には財政逼迫の宣伝

が単純に伝わり、減らせ、減らせの大合唱になっているのであります。私が定数削減反対の運動をしておりますと、税金泥棒というラブレターまでいただきました。しかし、財政逼迫で議員数を削減しなければならない滝川市の予算の使い方を考えてみなければいけません。財政逼迫を理由に地方自治法上の議員定数を軽視して、限りなく削減に走る、その舞台裏でこのように理屈に合わないことがまかり通っては大変でございます。

第3の問題、これも財政難の問題の続きであります、これは市民の皆様には説明していないことでもあります。議員歳費を含めて議会費用そのものが近年の例では65パーセント程度が地方交付税交付金として国から保障されております。保障されているということは、市税などで賄えない市町村に対し、太平洋ベルト地帯などの豊かな自治体からの税金分を国が回してくれる制度であります。ですから、滝川市には最大26名分を見込んで交付されているわけで、これを18名にすることは、絶対的な解釈ではございませんが、約6名分の地方交付税交付金を他の費目に回して使うと言っても過言ではないと思います。

第4の問題、これは私たち議員の歳費を削減し、22名の定数を維持したいという市民の声連合の案と市民感情についてでございます。市民の皆さんからは、定数や歳費に先立って議員の活動、仕事など議員の質を問題にしているのも事実であります。議長、副議長以外はこの4年間に議員としての最大の仕事と言える本会議での議会質問をどれだけしたかということ一つを取り上げても、本当に市民の皆さんの負託にこたえているのでしょうか。私の支援した議員はどのような質問をしているか、または一回も質問していないとか、関心が強くなっているわけであり、最も批判の多いことは、選挙の折に述べていたことが何と当選すると市民の考えを無視して、議会で市民負担増に賛成していることに不満を漏らしているのであります。しかし、私は、そういう市民の皆さんにも、22名の人数がいてバラエティーな活動で議会の活性化や運営がなされているのですよと、こういうふうの説明しているのであります。

さて、私の最も大切な主張についてであります。それは、22名の現在の定数を維持するかわりに、財政逼迫に協力するためには18名分の歳費で22名の議員歳費を賄うというように歳費削減を主張してまいりました。私が開催いたしました議員削減を考える市民集会においても、議員をこれ以上減らしてはならない。地方議会の民主主義が壊れるということや考慮するという事で集会の決議文が採択されました。削減の事情を知った市民の皆さんも、際限なく議員削減がなされ、市民の声が届かなくなることに心配をしております。同時に、市民感情として議員歳費をカットして財政難に協力することを望んでいるのも事実であります。市民アンケートをとれば必ず賛成多数の案であることは間違いありません。傍聴席の皆さんの90パーセントも私の案に賛成していただけたものと思っております。今回の案からすれば折衷案のようではありますが、基本的には議員削減は望ましくない。いつの日か市民の意思に反する市政がやってくることを予言し、市民の声連合の反対討論といたします。

◎発言の訂正について

○議長 渡辺議員、冒頭渡辺議員は、提案者、新政会、市民クラブ、公明党さんを等と言いま

した。党に対して非常に無礼な発言だと議長は思います。

発言を撤回し、陳謝してください。

○渡辺議員 それでは……

○議長 長 それではではないでしょう。

○渡辺議員 等ということで、訂正をいたしたいと思います。

新政会、市民クラブ、公明党の会派から提出されましたということで直していただきたいと思えます。

○議長 長 等と言ったことに陳謝してください。

○渡辺議員 等ということで公明党さんの方を省略したことを陳謝いたします。

○議長 長 ほかに討論ありますか。久保議員。

○久保議員 公明党を代表いたしまして、議案第13号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

北海道の経済は、依然として厳しい状況であり、少子高齢化や人口減少、あるいは団塊世代の大量定年による経済への影響、そして三位一体改革に伴う補助金や地方交付税の削減は行財政運営や市民サービスに大きな影響を与え、税源移譲については税源の乏しい自治体にとって極めて厳しい改革となり、平成19年度には地方交付税のさらなる大幅削減が予想され、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあります。18年度予算は、活力再生プランに基づく事務事業の徹底した見直しや職員給与の独自削減の継続と350人体制への早期実現に向けた職員数の減員などによる人件費の削減とともに、あわせて市民の皆さんのご協力により歳入を確保し、財政の健全化に努力されております。このような状況から、さらに定数削減をするべきであるという市民の皆さんの声を私は日ごろの議員活動の中でよく聞きます。市民が痛い思いをし、市職員が行革の影響下で厳しい環境にいる中、議会も身を切る思いで改革をしなければならないと思います。時代の変化、住民の意識の変化を冷静に判断し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

(なしの声あり)

○議長 長 これより、議案第13号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第5 議案第14号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第14号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますの

で、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は可決されました。
お諮りいたします。この辺で若干休憩としたいと思います。再開は午後3時5分といたします。

休憩 午後 2時50分
再開 午後 3時05分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第11号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第6、報告第11号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第11号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

専決事項は、市道歩道における転倒事故にかかわる損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、平成18年4月16日日曜日、午後9時ごろでございます。事故発生場所は、滝川市本町1丁目6番地先、市道広小路4丁目通り線の歩道上であります。相手方でございますが、滝川市本町1丁目6番21号、マンションひらの11号室にお住まいする加藤幸子さんでございます。損害賠償額ですが、治療費の12万3,680円であります。事故原因並びに状況につきましては、凍上現象によりまして地下埋設物が持ち上がり、歩道舗装を突き破り路面に出たもので、被害者が市道広小路4丁目通り線の歩道上を歩行中、突起物につまずき転倒、被害者の手、腕の裂傷、ひざ、腰打撲等傷害を与えたものであります。

損害賠償額12万3,680円につきましては、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険より補填されることになっております。

なお、道路施設物の保守点検につきましては日ごろより行っておりますが、今後さらに事故のないよう努力してまいりたいと思います。

専決処分年月日は、平成18年6月14日であります。

以上で専決処分の報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。
質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第11号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第6号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第7、報告第6号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、報告第6号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

まず、平成17年度の事業報告でございますが、お手元の資料2ページをお開き願います。冒頭に記載してございますが、昨年滝川国際交流協会は二つの賞を受賞いたしました。一つは、平成17年度地域づくり総務大臣表彰で、受賞理由として全国的にも珍しい民間団体と地方自治体の協力によるアフリカ支援が行われ、農業技術研修員の受け入れ、農業経営者や農業関係機関の協力を得た農業技術専門家の派遣による農業技術指導や農民組織などの充実が図られたこと、またジュニア大使による姉妹都市との交流を軸にした活動が単に交流だけで終わらせるのではなく、ボランティアや福祉に興味を抱かせる青少年の育成につながっていることなどが評価されました。もう一つは、平成17年度北海道社会貢献賞で、協会設立当時から行っておりますタイ、ラオスの農村地区に住む子供たちへの就学支援、いわゆるダルニー奨学金でございます。独立行政法人国際協力機構JICAからの受託事業であります青年招聘事業、マラウイ共和国、ブータン王国などからの研修員の受け入れなどによる国際協力を通じた地域に密着した活動が評価されたところです。なお、これらの受賞につきましては、議員の皆様を初め会員並びに各種事業に携わっていただいた皆様のご支援、ご協力があったからこそと考えております。今後ともなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、1の国際交流事業でございますが、2ページから5ページまでの14の事業を実施しております。協会主催の事業のほか、市内で開催された各種イベントに近隣に在住する外国人の皆さんのご協力を得て参加し、市民の皆さんとの交流推進を図ったところであります。また、⑨でございますけれども、ジュニア大使訪問団派遣事業におきましては、平成17年度は協会設立15周年を記念し、例年より1名多い7名が姉妹都市でありますスプリングフィールド市を訪問し、交流を深めたほか、難病の子供たちを迎える施設、そらぷちキッズキャンプのモデルとなりますホール・イン・ザ・ウォール・ギャング・キャンプを視察し、福祉やボランティアについて学習する機会を設けたところでございます。

6ページでございます。2の国際協力事業では、6ページから9ページまでの13の事業を実施

しております。主な事業といたしましては、JICAからの受託事業を中心に、マラウイ共和国及びブータン王国からの10名の農業技術研修員の受け入れのほか、青年招聘事業によるブータン王国青年10名の受け入れを実施いたしました。また、⑥のJICA青年海外協力隊員としてマラウイで活躍していたお二人の方をお招きし、体験談をお聞きする国際協力についてのワークショップを実施いたしました。

続きまして、9ページでございます。3の国際理解事業でございますが、9ページから14ページまでの15の事業を実施しております。語学講座は、受講者が前後期合わせまして300名を超えており、協会事業の柱の一つになっております。また、去年は、10ページの②と11ページの④に記載しておりますが、これまでの活動が認められ、全国代表例の四つの地域のうちの一つに選ばれ、国内並びに国外の国際協力、国際交流活動を積極的に実施している方々にそれぞれ滝川においていただき、全国会議と国際茶話会の二つの会議を開催し、多くの市民の皆さんにご参加をいただいた中で国際理解の推進に努めたところであります。

続きまして、15ページの4、調査研究資料提供事業と17ページの会議につきましては、お目通しいただきたいと存じます。

18ページ、6、会員でございますが、19ページに参考資料として会員状況を添付しておりますけれども、16年度末と17年度末を口数で比較いたしますと、団体会員につきましては97口から99口と2口の増、個人会員につきましては410口と現状を確保いたしました。なお、会員の確保、拡充につきましては、今後も積極的に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、17年度の決算でございますが、20ページ、21ページの収支計算書をごらんください。収入の部でございますが、前期繰越金を合わせまして収入合計2,712万3,000円となり、予算と比較いたしますと75万3,000円の増となったところです。

21ページの支出の部ですが、当期支出合計2,739万6,000円となり、予算と比較いたしますと102万7,000円の支出増となったところです。

収支を差し引きいたしますと27万4,000円の赤字決算となったところでありますが、この件に関しましては5月19日に開催されました通常総会において出席された会員の皆様に対する収支決算の説明に際し、赤字決算となった事情をご説明申し上げ、謝罪し、ご理解、ご了承をいただいたところです。また、市といたしましても、事務局を担当している立場にありますことから、厳しく指導したところであります。

続きまして、22ページから26ページまでにつきましては、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、積立金の状況等、会計監査報告を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、平成18年度の事業計画についてでございますが、27ページから34ページに記載の事業を実施する予定であります。特に7月に実施します姉妹都市スプリングフィールド市とバスケットボール殿堂館日本移動展につきましては、27ページの②に詳しく記載してございますが、滝川市を初め商店街並びに関係団体と共催し、北海道市町村振興協会、自治体国際化協会などのご支援をいただき、地域の活性化と外客誘致に努めたいと考えております。

次に、35、36ページの平成18年度収支予算書でございますが、厳しい財政事情にありますことから、各事業を精査して予算化し、収入支出とも2,136万9,000円としたところであります。なお、事業の推進に当たりましては、所期の目的を達成するため、効果的な事業展開に配慮するとともに、経費の節減を図るなど、単年度収支が整うよう努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告第6号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第7号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議 長 日程第8、報告第7号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、報告第7号 滝川市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第24条の3第2項の規定により報告するものでありますが、概要についてご説明申し上げます。なお、金額につきましては例年のとおり万円単位で読み上げさせていただきます。

初めに、平成17年度事業報告書、決算報告書についてご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。1の総括事項につきましては、記載のとおり住宅用地9件9区画、2,014.45平方メートル及び道路用地等4件、4,884.28平方メートルの処分となったところであります。

2の事業の概要は、売却額、土地の貸借等の状況であります。

3の借入金であります。滝川市から16億4,400万円、金融機関から5億円の借入れを行ったところであります。

4ページでございますが、4の庶務事項については説明を省略させていただき、5ページをお開き願います。17年度の決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入総額では予算額1億4,866万円に対し決算額1億3,696万円で、執行率92.1パーセントとなったところであります。支出総額では、予算額1億4,152万円に対し決算額1億2,757万円となり、執行率90.1パーセントとなり、下段に記載の決算額の収入から支出を差し引いた939万円が当期の純利益となったところであります。

続きまして、6ページをお開き願います。資本的支出であります。予算額1,828万円に対しまして決算額901万円となり、執行率49.3パーセントとなったところであります。なお、資本的支出額901万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。なお、土地開発公社経理基準要綱の改正に伴い、17年度から下段に記載のとおり会計方針の変更及び追加情

報を注記することとなったところであります。

7ページから8ページの貸借対照表及び損益計算書、10ページから11ページの財産目録及び監査報告書については、お目通しをいただき、9ページのキャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。キャッシュ・フロー計算書は、年度単位の資金の増減を事業、投資、財務等の事業活動ごとに示したものであり、1の事業活動で1億1,706万円の収入があり、財務活動としての借入金返済で1億1,400万円の支出となったことから、現金が306万円増加して、期末残高629万円となったことを示しております。

続きまして、平成18年度の事業計画書、予算書についてご説明申し上げます。この場合、1ページ、2ページについてのみご説明させていただき、3ページ以降につきましてはお目通しを願い、説明は省略させていただきます。1ページの第2条、業務予定量であります。土地処分として公有地、土地造成地合わせて12件、5,702平方メートルを予定いたしました。

第3条の収益的収入及び支出では、収入総額5億6,235万円に対しまして支出総額5億5,799万円で、差し引き436万円の当期純利益を予定したところであります。

次に、2ページの第4条、資本的支出であります。総額208万円で、その財源は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、第5条の借入金は、短期借入金の限度額を21億4,000万円に定め、金利上昇等を勘案して、第6条で借入金の一部1億7,000万円を2年の借り入れ期間として予定したものであります。

以上、簡単であります。報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第7号は、報告済みといたします。

◎日程第9 報告第8号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第9、報告第8号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、報告第8号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を作成いたしましたので、報告をいたします。

平成17年度の事業報告ですが、2ページをお開き願います。第1、事業の状況ですが、大きく分けて五つの事業を実施しており、メインとなる事業は1の学習機会の提供に関する事業でございます。講座を初め、20種類の講座を25回開催しており、延べ日数で年間134日実施いたしま

した。このうち講演会は2回開催いたしました。講座は、(1)の教養講座、(2)の体験講座、あと3ページにございますが、趣味、実用講座、5ページの(4)の語学講座など幅広く市民の皆様の多様なニーズに沿うよう数多くの事業に取り組みをいたしております。

5ページですが、資格検定の実施、6ページのその他、会員相互の交流と親睦を図る研修旅行なども実施をいたしております。

次に、7ページですが、Ⅱの情報の提供に関する事業につきましては、4項目を記載しておりますが、特にこの中では情報誌リブラーンは年6回発行しており、市民の皆様には広く広報たきかわの折り込みとして配布をし、生涯学習に対する普及啓発に努めたところであります。

Ⅲの指導者の登録に関する事業、Ⅳの調査・研究に関する事業、Ⅴの連絡推進に関する事業については、お目通しをいただきたいと思っております。

8ページでございます。Ⅵの設立20周年記念事業報告ですが、設立20周年を迎えたことから、5月20日に記念祝賀会の開催と記念誌の発行、8月18日には記念講演会を開催したところでございます。

第2の各種会議報告については、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、10ページをお開き願います。決算関係ですが、平成17年度収支計算書でございます。決算額で申し上げますと、収入の部ですが、当期収入合計は807万5,316円、これに前期の繰越収支差額を加えまして、収入合計は1,060万6,475円でございます。支出の部ですが、当期支出合計850万9,896円、次期繰越収支差額は209万6,579円となっております。なお、当期収支差額は、43万4,580円の差額となっております。次に、収入の内訳でございますが、基本財産運用収入は1億900万円の定期預金の利息収入でございます。会費収入は、1口5,000円で1,100口を見込んでおりましたが、1,076口となったところであります。事業収入は、講演会での非会員の入場料、研修旅行の会費、講座開講に要する材料費が主な内容となっております。雑収入につきましては、定期預金の利息、普通預金の利息、それからコピー代等でございます。特定預金の取り崩し収入は、設立20周年記念事業の記念誌発行のため、生涯学習推進事業積立基金を取り崩したものでございます。次に、支出でございますが、当期支出合計は、予算に対して176万円の差異がございました。これは、事業費、管理費の節減と予備費の未執行によるものでございます。

11ページから15ページまでの収支計算書は、ただいま説明いたしました総括の詳細を記載したものであります。

16ページですが、正味財産増減計算書、17ページは貸借対照表、18ページは財産目録となっております。19ページは監査報告となっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、21ページ、平成18年度事業計画でございます。22ページから26ページまでは、事業の内容でございます。学習機会の提供に関する事業をメインに、会員の意向を反映させ、新しい講座を開設し、健康と趣味、実用的でリラックスもでき、市民が楽しめる内容を盛り込んだ計画を組んでおります。詳細についてはお目通しをいただきたいと思っております。

次に、27ページ、収支予算書でございます。収入支出とも867万9,000円の計上で、前

年度と比較いたしますと159万3,000円の減となっております。詳細につきましては28ページ以降に記載をしてありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく4点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、10ページの表なのですが、全体として予算と決算と差異というのが並んでいるのですが、差異の三角マーク、これ普通は予算より決算が多ければ三角つかないと思うのです。それが常識的な表の書き方かなと思うのですが、部長の今のご説明でこの年度は、一番右下なのですが、209万6,579万円のプラスというふうなご説明されましたが、普通三角というのはマイナスをあらわすのが常識だというふうに思うのですが、こういった表の作り方が問題ないのかをまず確認をしたいと思います。

2点目は、同じく10ページで、1、収入の部、(6)、特定預金取崩収入というのがありますが、この100万円は、特定預金というのは一体何なのかということをお聞きしたいのですが、18ページに財産目録が書かれているのですが、特定預金という名称は見当たらないのです。同時に、16ページではその他積立預金取崩という表現も使われているのです。いろんな名称使われているのですが、一つは名称は統一すべきだという、ここまで議会が求めるのはなにかと思いますが、特定預金は一体18ページでいうどこの預金のことを指すのかと、あるいはここに含まれていないのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、18ページですが、固定資産の基本財産が1億900万でございます。基本財産は、それぞれ定期、国債に充てられているのですが、基本財産の役割というか位置づけについてお伺いをしたいと思います。何年間か固定するということですので、役割、位置づけについてお伺いします。そこで、この1億900万の利ざやが基本財産運用収入でいう6万9,000円なのです、11ページに書かれていますが。それぞれの利ざやが複利的に積み重なっていくとか、後で何年か分かまるとまってくれるとか、いろいろあると思うのですが、実質的な利ざやについて1年間どれぐらいなのかをお伺いしたいと思います。今のが基本財産にかかわる固定資産のことです。

4点目ですが、結局10ページではこの1年間209万円の利益と、収入の中に預金の取り崩し100万入れていますから、これ収入と見なくても109万円の利益ということになるのですが、単年度で利益が出るような体質の中で、基本財産というものの役割、位置づけというのはどういふふうに評価をされているのかについて伺いたいと思います。

○議長 長 答弁時間かかりますか。

(「ちょっと休憩お願いします」と言う声あり)

○議長 長 若干休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時40分

○議長 長 再開いたします。

答弁、教育部長。

○教育部長 10ページ目の収支計算書で予算額と決算額、その次に差異ということで書いてあるわけですが、この場合は財団法人ということでございまして、ただ単純に予算から決算を差引いた比較だけでの問題でございます。そういうことで、片方からいけば、収入の部を見たときに三角がついていますから、多いにもかかわらず、通常三角がつけば減ったのかなということのご指摘かと思えますけれども、そういう意味合いではございません。ただ単純に予算から決算額の分を引いた場合の状態ということで差がついているものでございます。結果といたしまして、次期繰越収支差額の欄で残額があるにもかかわらず三角がついているというのも、これは収入と支出の関係がそういうことで表示してあるものですから、ただ単純にそういうことでございます。

それから、10ページのところで100万円、特定預金の取り崩し収入と、こういうことで書いてございます。これにつきましては、16ページのところに正味財産増減計算書がございすけれども、こちらでいいますとその他積立預金の取崩額というものが同額でございます。貸借対照表の欄へいきますと、17ページでございすけれども、ここに固定資産の下にその他の固定資産ということで生涯学習推進事業積立基金350万円、こうなっておりますが、これ前年度は450万円でございます、BS上出てきますのは450万円が100万減ったということで、ここで積み立てていたものを収支の計算の方では取り崩して充てたということでございます。名称はちょっと異なりますけれども、そういうことでございます。

それから、18ページ、基本財産でございす。2の固定資産の中に括弧して基本財産ということで書かれてございすけれども、基本財産合計1億900万円でございます。これにつきましては、国債の関係、上の方にございすけれども、こちらの方は金利が実質0.1パーセントという状況でございます。それ以外の定期の関係は、高いもので0.03パーセント、こういう状況でございまして、ここから発生したものが10ページの収入の部の基本財産のところの運用収入として上がってくるものでございます。

それから、利益の出ているというお話でございすけれども、10ページです。209万6,579円と、これは利益というよりも、当年度、17年度につきましては20周年記念事業ということで、まず基金に積んであったものを一部取り崩して充てていると、こういう状況もございす。それで、6番のこの特定預金取崩収入がございすし、また前期の繰越収支差額というのが253万1,159円ございす。そういったことから見ると、209万6,579円というのはあくまでも差し引きであって、利益だとかという性格のものではございません。

それから、基本財産の性格でございすけれども、1億900万円というのは財団の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産という位置づけでございす。基本的には、取り崩しができるとかできないとかという場合も最近は論議されているようでございすけれども、一たん積み立てますと、これは取り崩すことは基本的に考えていない。ただ、今論議されておりますのは金利だとか何かが低下してきておりまして、運用益が出てこないという例が出てき

ております。そういった場合について、研究会だとか何かでは、この場合取り崩した場合にはどうなのだろうかという論議は行われておりますけれども、まだ私どもの方ではそこまで取り崩すということは考えてございません。

以上でございます。

○議 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 地方自治法に基づいて議会に報告される書類ですから、わかりやすい表記が求められるかなということにとどめたいと思います。

それで、基本財産の位置づけで、人格の基礎で、取り崩すことはかなり難しいというお話でしたが、一方では何年間ぐらいこの状態が続いているのか。要するに、1億円を超える基本財産が現状の生涯学習振興会にとって、よく役割を終えたとか、そういう表現をほかの場合使いますが、そういう点で役割を終えたということで評価をできないのか。これを50パーセント以上出資している、出しているからこそこの報告がされているわけですが、この振興会を発展させるため、市民のために事業を行うために市は出してきたわけですから。そういう点で、仮に役割を終えているようであれば、出資者として取り崩し、返還を求めるとかということの協議を行うということも必要になってきているのかなど。先ほど夕張のことが出されましたが、取り崩すことが難しいということであればなおさら長期にわたって検討していかなければならないというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今のご質問にお答えをいたしたいと思います。

総務省の方で公益法人の効率的な自立的な事業運営のあり方というもの研究会の報告書として出しております。これを見ると、処分の制限についてということで、財団法人の基本財産は財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理、運用に当たっては、これは減少することは厳に避ける必要があるということでございます。こういったことから、基本財産の取り崩しは原則として認めないと、このようなことになってございますので、私どもとしては今の段階で取り崩すということについては考えてございません。

○清水議員 終わります。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第8号は、報告済みといたします。

◎日程第10 報告第9号 監査報告について

報告第10号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第10、報告第9号 監査報告について、報告第10号 例月現金出納検査報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第9号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして、定期監査といたしまして市民生活部におけるコミュニティ交通課、環境課、市民課、国保医療課、税務課及び農村環境改善センターを含む江部乙支所、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

まず、市民生活部におけるコミュニティ交通課、環境課、市民課、国保医療課、税務課、農村環境改善センターを含む江部乙支所についてであります。監査の範囲につきましては平成16年度執行事務であります。監査の期間及び監査の方法は、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項として、コミュニティ交通課では契約施行関係で財政課長の合議がないものなど、環境課では出張命令及び外勤命令簿に決裁責任者の承認印のないものなど、市民課では文書関係で決裁年月日の未記載のものなど、国保医療課では備品出納簿における照合印のないものなど、税務課では金券整理簿で訂正印のないものなど、江部乙支所では行政財産目的外使用許可関係で決裁責任者の印漏れなどがありました。

続きまして、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局についてであります。監査の範囲につきましては平成17年度執行事務であります。監査の機関及び監査の方法は、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項として、議会事務局では領収書のあて名が資金前渡職員名になっていないものなど、農業委員会事務局では出張関係で職員の等級に記載誤りのあるものなど、選挙管理委員会事務局では物品貸与簿関係で物品出納命令印のないものなどがあり、これらについて指導を行ったほか、監査の過程において軽微な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略をいたします。

以上で報告第9号 監査報告の説明を終わります。

続きまして、報告第10号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成18年2月分から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計における現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書における受け付け印漏れ、受理手続遅延、収入遅延などがあり、その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはそ

の都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容の説明は省略をいたします。

以上で報告第10号 例月現金出納検査の説明を終わります。

○議長 長 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第9号及び第10号は、報告済みといたします。

◎日程第11 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書

意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 J R三島・貨物会社に係る支援策に関する要望意見書

○議長 長 日程第11、意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書、意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第3号 J R三島・貨物会社に係る支援策に関する要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官であります。意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、金融・経済財政政策担当大臣であります。意見書案第3号 J R三島・貨物会社に係る支援策に関する要望意見書、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員の方々の提案にかかわるものですので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第3号までの3件は、いずれも可決されました。

◎日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第12、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 平成18年第2回定例会に当たりまして、ご提案を申しあげましたすべての案件について原案どおり可決をいただきました。まことにありがとうございました。一部補正予算を含むわけではありますが、今議会で議論されたことを含めまして、滝川市の充実発展のために議員各位とともにまた努力をしてみたいというふうに思います。

そしてまた、今議会直前にいたしまして門山収入役が逝去されるという悲しい出来事がありましたけれども、これを埋め合わせて、職員一致団結の中に滝川のまちづくりに励みたいというふうに思いますので、今後ともよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。

まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時58分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員